- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ②:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うことされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再検討の	所管省	内閣府	め、事務局が	が提案内容に関する事実関係を確認する事項			. F	<b>听管省庁</b>	の検討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状 該当法令等	対応分类		推進会議に おける再検 討項目
280807001	28年 8月7日	28年 10月5日	28年 10月31日	規制改革(車検)	車検を新車4年、後は3年に延長して下さい。形骸化した12ヶ月点検は廃止して下さい	個人	国土交通省	自動車は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の 交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならず (道路運送車両法第59条) 自動車車検証の有効期間は、道路運送車 両法第61条に基づき、自動車の種別、用途等に応じ定められていると ころです。 さらに、道路運送車両法第48条に基づき、自動車の使用者は、自動車 の種別、用途等に応じ、定められた期間ごとに、自動車を点検しなけれ ばならないこととなっています。	法	自動車検査制度は、安全確保・環境保全のために重要な制度であり、車検期間の延長の検 計に当たっては、自動車の不具合の発生状況、不具合による事故の状況、自動車ユーザーの 保守管理状況、部島の耐久性、諸外国の状況等、多くの観点から総合的に検討を行う必要が あります。 自動車の技術進歩により安全機能の高度化や練才ス性能および快適性等に関しては向上して ている一方、経年常化による部品の耐入性については、悪人(向上しているわけではなく不具 合の状況も変わらないことから、車検期間の延長は困難と考えておりますが、今後も、これらの 状況を無縁的にチェックして適切に対応してまいります。 また、定期点検整備は、定期的に自動車の各装置や部位の作動状況、摩耗や劣化等の状況 の確認を行うことで、必要な整備作業を予防的に行い、自動車の保安基準適合性を維持で するものであり、自動車ユーザーの負担軽減に配慮しつつも、安全確保、公害防止の手段とし て廃止することはできないものと考えております。	D 元 元 D 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元
280808001	28年 8月8日	28年 9月5日	28年 9月30日	宅地建物取 引素等の 引素等の 素を 事業を 事態 を 制度 に つ い て て の で の で の で の で の で の で の で の で の で	掲題の件について、提案をさせていただきます。 宅地建物取引業法(以下、宅建業法)におきましては、宅地建物取引士(以下、取引士)について、重要事項説明などの業務を行わせること。また事業所へ一定数を専任させる義務があります。取引士試験制度については合格率 15%と偶然厳しいものとなっており、中小宅建業者としては資格者の確保に常に苦労しております。 以上を踏まえ、下記の通り提案をさせていただきます。 前提条件 宅地建物取引に対して専門的な知識ではなく一般知識(一定以上)を得た新資格者(国、都道府県によるものを希望いたします)を作っていただん。仮名として「宅地建物取引土津」、「宅地建物取引者」等。。。 管理業の一般知識を持ったものとして、実務やモラルを中心とした一般教養試験とし、合格率は現状の取引土試験よりは支息なものとする。実務のモラルを中心とした一般教養試験とし、合格率は現状の取引土試験よりは支息なものとする。。  図による諸智取得、学歴取得でも可など。。。) 対論ですが定期的な講習を義務付ける。 以上の前提条件を踏まえ、 1. 重要事項説明を可能にするなど、また取引士の立会いや指導により法定業務が行えるようにする。取引士による一定の指導により事務業務を行えるようする。 2. 5人に1人の取引士専任義務の緩和について 研えばですが、10名の事業所があった場合、通常の場合ですと取引士2人、無資格者8名となります。 たいまのは、10名(10名)に対し取引土1名、他4人が新資格者だった場合、通常の場合ですと取引士2人、無資格者8名となります。 たいまのまりますが、10名の事業所があった場合、通常の場合ですと取引士2人、無資格者8名となります。 たいまの場合、10名(10名)に対し取引土1名、他4人が新資格者だった場合、20日の5名は無資格者とすることが可能となります。 人数の増加により、業務が均一化されますので、その上で取引士には宅建業者のコンプライアンスを認め同上の要となっていただければ思います。 以上の2点となりますが、現行の宅建業法では確実に無理ですので法改正を視野にいれて、ぜひとも考慮していただきたいと思います。	個人	图土·交通省	空地建物取引士については、宅地建物取引業法16条に規定する試験 に合格し、かつ宅地若し(は建物の取引に関して一定期間以上の実務 経験等を有する者が登録対象となっています。この試験は、宅地建物 取引業に関する実用的な知識を有するかどうかを判定することに基準 を置いています。 宅地建物取引力の業務としては、第58条で規定する重要事項股明、第 宅地建物取引 37条で規定する契約締結後の書面(37条書面)への記名押印等が定 かられており、宅地建物取引素の重要な業務を担っています。 余、37条 また、このような業務の適正な置を循係するという規点から、第31条 の3では、事務所ごとに一定以上の専任の宅地建物取引士を設置する よう規定されています。具体的には、宅地建物取引業者の業所に従事 する者の数に対して五分の一以上となる人数を設置する必要がありま す。		宅地及び建物の取引に際しては、権利関係が複雑で、法令上の制限も多いほか、契約の取引 条件も複雑かつ取引価額も高額であることから、業務の運営の適正性や宅地建物取引の公正 性を確保するため、宅地建物取引に関して専門的かつ広節な対線を有する宅地建物取引を 設置を義務付けています。 また、重要事項説明は、宅地建物取引についての経験や知識の乏しい消費者が、契約対象物 件や取引条件について十分理解しないままに契約を締結し、後日、契約目的を達成できず不 測の損害を被るといった状況を防ぐため、契約締結の制所に重大な影響を与える事項につい て宅地建物取引上に説明させることを義務付けたものです。 したがつ、宅地建物取引上の設置要件や要率事説明等の業務の緩和を行うことで、消費 者が不測の損害を被る場合が増えるなど、宅地建物取引における業務の運営の適正性や公 工性が確保されなくなり、宅地及び建物の流通の円滑化が損なわれるおそれがあることから、 対応は難しいと考えます。	E D
280824001	28年 8月24日	28年 9月5日	28年 10月31日	貨物自動車 運送事者 への規制 化の検討	貨物自動車運送事業法では、第11条に「適宜及び料金等の掲示」を定めているものの、「一般貸切旅客自動車運送事業」の適宜・料金のような規定がなく、運賃・料金は「荷主との協議」による相対契約になっていると推察される。 一方、輸送の安心は「法廷速度の遵守」「過労運転防止」等の観点から、「一般貸切旅客自動車運送事業」、「実物自動車運送事業」共通の課題であると考えられ、削者に適用されている「運賃・料金の銀の船団」と同様、「貨物自動車運送事業」の「運賃・料金」等にも行政制が一定の規定を設ける必労的ある人口が減少しているなか、従業員規模10~99人の事業所における平均年齢の推移をみると、平成25年には474歳と一成16年比42歳上がっている(厚生労働省賃金積返基本税計26)。荷主側の理解や協力が削提となるものの、貨物自動車運転車の労働環境および労働条件の改善等を図ることにより、労働力確保や健全な物流システムの構築に繋がると考える。 【具体的な支障事例】 他の業種と比較して低い給与水準、長い拘束時間など、処遇面で劣ることから、若手社員(主として運転手)の確保が困難な状況にある(場合によっては偏車による対応を図っている状態)。	民間企業	国土交通省	トラック運送事業の運賃・料金の設定については、事業者の創意工夫 を募重し事業を活性化する観点から、平成2年以降の段階的な規制緩 和を経て、平成15年以降は事後届出制となっています。	送 その他	御提案の「貨物自動車運送事業の運賃・料金等にも行政側が一定の規定を設けること」が具体的に指す内容は必ずしも明らかではありませんが、これまでの規制緩和の趣旨や、運賃・料金が事業者の創意工夫により輸送する貨物の特等に応じて設定されている実態を踏まえると、現行の運賃・料金の事後届出前の見直しは困難であると考えます。  一方で、トラック運送事業者におせつ元請事業者に対する立場が弱く、取引環境上、適正運賃・料金の収受が阻害されなす。この上が取り環境の改善に向けて、平成27年度に国土交通者・厚生労働者が共同で設置した「トラック輸送における取引環境、長時別労働改善協議を入の下に、平成28年月に「トラック産送業の適正運賃・料金検討会」を設置し、適正運賃・料金の収受に向けた議論を開始したところです。	1

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での	提案事項	N提集内谷に関する事実関係を確認する事項	提案	所管	所	管省庁の	検討結果	規制改革推進会議に
受付番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281002001	28年 10月2日	28年 10月20日	11月30日	ハンドルを 持った四輪自 動車の衝突	以下の特徴を持った四輪自動車の安全性基準をトライクと同等程度に引き下げるよう、ご検討お願いいたします。 ・ドア(周室)なし、 ・跨がり式・パイクルようなパーハンドル (例えばATVのような車両が合致しますが、これに限りません) これらの特徴をもった四輪自動車は、軽自動車の登録をすることができず、事実上公道で利用できません。 衝突安全性に関わる基準を満たすことが困難なのが主な理由と存じます。 他方、現行の法制上ですでに公道で走行できる車両として、ドア(居室)なし、跨がり式、パーハンドルのトライクに無自動車)があります。 ※参考トライクは下記URLの車両を想定しています http://plpro.com/spyder/ 上記三点の特徴を持った車両では、衝突事故時のリスクは三輪・四輪ともに同等かと思いますが、トライクは公道で利用できるのに対して、同じ特徴を持った四輪車では利用できないのは不合理に思えます。 ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。	個人	国土交通省	道路運送車両は原動機付自転車、自動車(四輪自動車、側車付二輪 自動車等)、軽車両のいずれかに区分され、その区分に応じた保安基 準に適合していれば、公道を走行することが可能です。 このうち、ご提案の中にある「トライク(三輪自動車」」については、原動 機の総排気量が50ccの場合は原動機付自転車に、原動機の総排気量 が50ccを超える場合は原車付二輪自動車に、外類されますが、保安基 準上、どちらも衝突安全性に係る基準がありません。 一方、ご提案の「四輪自動車」については、原動機の総排気量が50cc 以下の場合は原動機付自転車に分類され、衝突安全性に係る基準が の3	現行制度 下で対応 可能		ŧ l
281007001	28年 10月7日	28年 10月20日	29年 1月31日	促進に向けた, レンタカー 使用場所変	○(一社)せとうち観光推想機では、瀬戸内7県と連携し、観光庁に認定された広域観光周追ルートでせとうち・海の道の形成促進に向けた取組を推進しており、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を高めるため、事業者によるレンタカーを活用した旅行商品の企画・造成を支援している。 Oしかし、道路運送車両法第12条では、「使用の本拠の位置に変更があったときは、15日以内に国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない」とされている。また、車庫法(自動車の保管場所の確保等に関する法律)第7条では、「保管場所の位置を変更したときは、15日以内に変更後の保管場所を管轄する警察署長に届出を行う」ことされている。	機構、兵庫県、岡	警察庁 国土交 通省	自動車の所有者はその事由のあった日から15日以内に国土交通大 Eの行う変更登録の申請をしなければならないとされています。まま、遺務運送法第80条第・項の許可を受け、楽として有償で資 ます自家用自動車(以下、「レンタカー」という、)については、当該レン タカーの使用の本拠の位置である資波人の事務所において、当該レン タカーの使用の水原染で把握・管理しなければなりません。 一方で、許可を受けた資波人が、会員制により特定の利用者に対し、 で資波とを行う場合においては、レッタカーの使用の水炭等を打つが、 日により適値に増進できる場合に限り、当該レンタカーの使用の本拠 の位置以外の資波、人の事務所に変リないでも負し渡すことをも可能として なり、その場合には、当該レンタカーの使用の水炭等を把値で望する資 波人の事務所に変更はなく、使用の本拠の位置に変更が生しないた。 おり、その場合は、当該レンタカーの使用の状況等を把値で望する資 液人の事務所に変更はなく、使用の本拠の位置に変更が生しないた。 輸着自動車交通 法で方式のレンタカー型カーシェアリング) 持て方式のレンタカー型カーシェアリング) 「レンタカー型 特で方式のレンタカー型カーシェアリング) 「で成との事場に係る取り り扱いに係る取り り扱いに発して、 「中成と6日3月 「中域と6日3月 「中域と6日3月 「中域と6日3月 「中域と6日3月 「中域と6日3月 「中域と6日3月 「中域と6日3月 「中域と6日3月 「中域と6日3月 「中域と6日3月 「中域と6日3月 「中域と7日3日 「中域と7日3日 「中域と7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域を7日3日 「中域に7日3日 「中域を7日	現下可可になっています。 現下で能 関でで能 関でで能 関でで ない。 関 で の には、 の	レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て方式での東族は現行制度下において可能です。その 原、乗り持てられた当族レンタカーの使用の状況等を祀程・管理する資産人の事務所に変更は なく、使用の本拠の位置に変更が生じないため、道路運送車両法第12条の変更登録手続は 不要となります。 【警察庁】 本件提案の場合のように、レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て方式における、乗り捨て 本件提案の場合のように、レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て方式における、乗り捨て	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		"泥木門谷に関する字大関係と確認する字母 場合の号ははよった	是案	所管		所管	管省庁の	検討結果	規制改革推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項		主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281007002	28年 10月7日	28年 10月20日	29年 1月31日	広遊進し、 広遊進ルート形成 地ルート形は にのタシェートルーク でで、 がで、 がで、 がで、 がで、 がで、 がで、 がで、	る。この必要であり、レンタカー・空カー・シェアリンプの自分促進か水のられている。 (〇一社)せとうち規先推進機構では、瀬戸内内県と連携し、製光庁に設定された広城観光周遊ルート 「せとうち・海の道」の形成促進に向けた取組を推進しており、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通 環境の利便性を高めるため、事業者によるレンタカー型カーシェアリングを活用した取組を支援して いる。 〇しかし、道路運送車両法第12条では、「使用の本拠の位置に変更があったときは、国土交通大臣 の行う変更登録の申請をしなければならないりとされている。また、車庫法(自動車の保管場所の確 保等に関する法律)第7条では、「保管場所の位置を変更したときは、変更後の保管場所を管轄する 原理の行う変更登録の申請をとなるとなりとなっている。また、車庫法(自動車の保管場所の確 保等に関する法律)第7条では、「保管場所の位置を変更したときは、変更後の保管場所を管轄する 原理型集日に単いをおっていたもかでいる。	社ら推構県県県県県県県県県県県県県県県県県県山東岡広山徳香愛	国土交	臣の行う変更登録の申請をしなければならないとされています。 レンタカー事業については、当該レンタカーの使用の未拠の位置であ 合資法人の事務所において、当該レンタカーの使用の状況を把握・管理することが必要であり、車両の資源・返却についても資液人の事務 所において行われることを原則としています。 そのため、未来の事務所以外の場所で継続的に資達しを行う場合は 配置者務所の変更届出などの手続きを行う必要があり、合わせて当該事務所に配置するレンタカーに係る自動車登録の手続きも必要となります。  【警察庁】 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、道路運送車商法第12条に規定する処分(使用の本拠の位置の変	車の使用者自とし動から、 中では 中では 中で	【警察庁】	【国土交通省】 使用の本拠の位置とは、自動車を管理する場所であって、レンタカーの場合は配置事務所が、 これにあたります。従って、本土の配置事務所のレンタカーを離島の配置事務所にて管理する こととなった場合には、使用の本拠の位置に変更が生じることから、部置期間に限らす変更登録 動がととれていることから、登録された使用の本拠の位置に変更があった場合には、変更登録 動がとられていることから、登録された使用の本拠の位置に変更があった場合には、運 ・ 指続きが義務付けられています。 上記を踏まえ、レンタカー事業においては、新たな事務所において資金とを行う場合には、運 ・ 電気等は、ス・レンタカー事業においては、新たな事務所において資金とを行う場合には、運 ・ 電気等は、ス・レンタカー事業においては、新たな事務所の変更届出等の手続きを条件として下 ・ できません。 なお、引き続き本土の配置事務所で管理するレンタカーであれば使用の本拠の位置に変更がなったとから、当該車両の変更登録の手続きは不要となります。 また、レンタカー型カーシェアリングの乗り指で力なきます。 また、レンタカー型カーシェアリングの乗り指で方式を実施する場合には離島における事務所の設置が必要となり、当該事務所を要用あっては、当該事務所を使用の本拠の位置とするレンタカーを提供自合配置する運作ところですが、「用等の活用により資金状態を担関するレンタカー型カーシェアリングの乗り捨て方式の場合において、前述の最低1台のレンタカー配置要件を不要とする事務所の設置の可否について今後検討していくこととします。  【警察庁】 自動車の使用の本拠の位置とは、原則として、自動車の保有者をの他自動車の管理責任者 ・ おんシタカー型カーシェアリングの乗り捨て方式の場合において、前述の最近におとします。  【警察庁】 「自動車の使用の本拠の位置とないでき現しているとンタカーを、離島の配置事務所において管理することとは記載するととします。  【警察庁】 「自動車の使用の本拠の位置とないます。御港を発音していることとします。  【管察庁】 「自動車の使用の本拠の位置とないます。御業の表記を対していることとします。  【管察庁】 「自動車の使用の本拠の位置とないます。 御業の要望に対応することは困難です。  「管理することがはいることがは、当時をできます。 「おんりとないましま」を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	
281007003	28年10月7日	28年10月20日	28年 11月30日	観元・インハ ウンドの2次 交通、タク ため、タク シー営業区域 の拡大を認め ること		可以	国土交通省	一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業 区域外に存する旅客の運送、路線を定めて行うものを除く。)をしてはい けないこととなっています。	道路運送法第20条	現行制度下で対応可能		Δ

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ.	再検討り	所管省	内閣府	(4)、争伤问	が提案内容に関する事実関係を確認する事項				所包	ぎ省庁の	· 	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	推進会議に おける再検 討項目
281007004	28年 10月7日	28年 10月20日	29年 3月31日	第三種旅行 地で 東東東東 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	【内容】 観光・インパウンドを推進する上で、観光客に訴求する魅力ある着地型旅行商品を広く提供するため、第三種旅行業者及び地域限定旅行業者の提供する企画旅行の便行範囲を見直し、隣接市町村より広い範囲での募集型企画旅行の実施が可能となるよう、連用の柔軟化を図ること。 【理由】 第三種旅行業者や地域限定旅行業者などが、地域資源を活用する旅行企画を販売する場合、隣接する市町村までしか販売することができない、観光・インパウンドを推進し、一層の誘客を図るために、地域ならはの着地型旅行商品を広促提していくことが求められており、第三種旅行業名等には、地域ならはの着地型旅行商品を広促提していくことが求められており、第三種旅行の 隣接市町村より広い範囲での募集型企画旅行の催行を認めるなど、柔軟な対応が必要なところである。	德 島制 英 会 議	国土交通省	旅行業法は、第三種旅行業者及び地域限定旅行業者の企画旅行の権行範囲を1 自らの営業所の存する市町村の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域」としている(旅行業法第4条、旅行業法施行規則第1条の2)。	旅行業法第4条、 旅行業法施行規 則第1条の2	対応	「第三種旅行業者の企画旅行の催行範囲の拡大」に関しては、規制改革実施計画(平成27年 月30日間額決定)を踏まえ、着地型旅行商品に対するニーズの高まりに対応するため、地域関 定旅行業務取扱管理者の資格制度の創設等を内容とする旅行業法の改正案を平成29年通常 国会に提出した。	限
281028001	28年 10月28日	28年11月7日	28年 11月30日	登録自動車 の「封印の表 不文字」国統一の表 記とすべきで ある。	登録自動車の「封印の表示文字」を全国統一表記とし、運輸支局毎の管轄制度による弊害をなくし、国民の利便性の向上・負担軽減を推進すべきである。 管轄制度によって、運輸支局毎に異なっている自動車の封印の表示文字を、全国統一の表示(例えば、JP、日本国、国文省等) さすれば、自動車の計で、サイル、近くの運輸支局(検査・登録事務所)において、管轄を気にすることなく封印が可能となり、自動車登録手続における利便性は 着人(向上する、更には、従来通り所有権の公証も制度的に担保され、国民にとっても利便の向上・負担軽減の推進に資することになる。	国民利担 ・減協 養	国土交通省	道路運送車両法(以下、「法」という。)第11条第1項により、登録自動車の所有者は、国から自動車登録番号の通知を受けたときは、国土交通大臣等から自動車登録番号様(ナンバーブレート)の交付を受け、当該自動車に取り付けたと、国土交通大臣等の行う封印の取付けを受けなければならないとされています。 国土交通大臣の行う封印は、法第10条第1項、道路運送車両法施行令第15条第1項第1号及び同条第2項第3号により、自動車の使用の本份の位置を管轄する運輸監理制度入は運輸支局と、受任されており、道路運送車両法施行規則第9条第2項により、その封印には、運輸監理部又は運輸支局の表示をしなければならないとされています。	道路運送車項及 第11条第京項及 び第11条第京項及 び第105条第「 其路通等第5及3号 第5及3号 第5度3号 第6度3 第6度3 第6度3 第6度3 第6度3 第66 第66 第66 第66 第66 第66 第66 第66 第66 第6		封印は、自動車が真正なナンバーブレートを取り付けて運行の用に供されることを担保するためのものであることから、その取付けも、ナンバーブレートの交付を行った自動車の使用のが拠の位置を管轄する運輸整理部長又は運輸業局長が自動車登録手続きの一連の流れの中で行うこととしています。そのため、封印にセナンバーブレートと同じ管轄支局を表示することとし、ナンバーブレートと制印を書からのとして管轄支局毎に管理しているところです。仮に全国統一のものにすると、ナンバーブレートと封印の管轄が一致していない場合等の法が退及を迅速に発見することが難しくなり、封印の不正使用の防止に支減を来すほか、複数の運輸支局等から封印の委託を受けた者が封印を紛失した場合、紛失した封印がどこの運輸支局等のから対印の委託を受けた者が封印を紛失した場合、紛失した封印がどこの運輸支局等のものであるかの特定が困難になり、各連輸支局等における封印の通切な管理に支障を来します。よって、ご提案に対応することは困難と考えます。	本 で : : : : :
281101006	28年11月1日	28年12月19日	29年 1月31日	自動化ゲゲーの利用を表示を開始を表示を関する。	【具体的内容】 入国略に自動化ゲートを利用する非居住者に対して、自動化ゲート付近でのボスター掲示、リーフレット配付等、「免税制度を利用する場合はパスポートに入国スタンプが必須である」ことを周知徹底する。 【提案理由】 非居住者が自動化ゲートで入国する場合、パスポートに入国スタンプを押印されない。一方で、免税手続きにおける非居住者の確認は、パスポートに押印される入国スタンプの内容に基づいて判断することと規定されている。このため、免税制度の利用を予定しているのであれば、別途自ら入国スタンプの四日を申し出なければならない。 利用者へのこの周知が十分でないために、免税店においてクレームやトラブルに繋がるケースがある。 上記のような対応が実施されれば、免税制度の利用を予定している自動化ゲート利用者は、事前に入国スタンブが必要な旨を認知しやすくなり、お店でのクレームやトラブルの抑止はもとより、消費額の拡大にもつながる。	本経済 団体連 合会	法務務省省交通省	外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)とは、輸出 物品販売場(いわゆる免税店)を経営する事業者が、外国人旅行者な どの非居住者に対して、その軸性物品販売場において、免税対象物品 を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除される制度です。 発税店において免税販売でる場合に、消費税が免除される制度です。 条第1項第6号に規定する1非居住者に限られており、免税店では、購入者から提売された施券に押申された出入回証印等により、購入 が非居住者であることを確認します。 自動化ゲールの利用者は、旅券に出人国の証印が押されないため、こ 北により免税店において非居住者であることが確認できない場合は、 課入者は免税で購入することができないこととむります。 このため、国税庁ホームページに「輸出物品販売場制度に関する0名、 は「限力を与した機関を関する。」 は「限力を受力をした。」というに「利力では、 証印が必要な旨を自動化ゲート通過時に申し出ることにより、証印を受けることができる言の注意喚起を行っています。 なお、法務省人国管理局においては、従来から、自動化ゲート利用者 で証印が必要な方に対して、自動化ゲートの通過時、職員に申し出る よう法務省ホームページにおいて周知しています。	第1項、消費税法 施行令第18条第 2項 外国為替及び外 国貿易法第6条	対応	免税で購入するためには、免税店において購入者のパスポートに押印された出入国の証印等により、購入者が非居住者であることの確認を受ける必要があること及び自動化ゲートの利用者は、通常、証印が押されないが、自動化ゲートの利用者に対する一層の周知が正さることについて、以下のサイト等に掲載し、自動化ゲートの利用者に対する一層の周知復度を図っているところです。 ①法務衛木ームページの自動化ゲート利用者案内ページ ②日本政府観光局(JNTO)の外国人旅行者向け免税情報サイト ご提索を踏まえて、自動化ゲート付近での掲示、リーフレット配付等についても対応し、更なる周知を行ってまいります。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		N技糸内谷に関する事実関係を確認する事項	担宏	正签		所管省	庁の検討結果	規制改革推進会議に
受付番号	受付日	検討	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	(一社済庫 国通 (一社経体会 (一社経体会 (一社経体会 (一社経体会 (一社経体会 (一世経体会 (一世経体) (一世経) (一世経) (一世経体) (一世経) (一世経) (一世紀) (一世紀) (一世) (一世) (一世) (一世) (一世) (一世) (一世) (一世	制度の現状 該当法令:		坊の  分類   対応の概要	おける再検討項目	
281101011	28年 11月1日	28年 11月16日	28年 12月28日		【具体的内容】 同一施設において、1年の間に1回を超えて、複数回のイベント民泊を実施できるようにする。 【提案理由】 イベント開催時に自宅を旅行者に提供する行為(イベント民泊)について、「イベント民泊ガイドライ ンは、「一施設については、年に1回、宿泊者の入れ替わりがない態様によってしか宿泊者を受け 入れることができません」として、同一施設において1年の間に複数回イベント民泊を実施することを 禁止している。 イベント時は多くの場合、既存施設の受入だけでは対応が困難である。また、宿泊施設が逼迫する ようなイベントを年に1回に制約できるものではなく、同一地域内で一年の間に複数回開催される ケースがある。かかる現状の下で、イベント民泊が一施設、年に1回と制約されていては、イベント時の宿泊施設不足を解決できない。 規制が緩和されれば、イベント時の一時的な宿泊施設の不足という課題の解決が望め、訪客数の 増加による経済効果が期待できる。	本経済 団体連	働省 国土交	○「反復継続」して有償で宿泊サービスを提供する場合は、「業」に当たり、旅館業法に基づく許可が必要です。 ○ 年1回(2~3日程度)のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請でより自宅を提供 赤倉大方公共性の高いものについては、「反復継続」するものではなく、「業」に当たらないという考え方を平成27年7月1日の事務連絡でお示ししました。この場合は、旅館業法上の許可を要しません。	対反	○「反復継続」して有償で宿泊サービスを提供する場合は、反復継続して不特定多数の宿泊者が宿泊することによる感染症等のリスクが発生するなど、公衆衛生上の観点から旅館業法に基づ代可利制としていまでので、反復無続して実施される場合については、営業許可を取得していただきたいと考えています。 ○ なお、従前は、客室延床面積が33㎡以上なければ簡易宿所の許可を受けられなかったところですが、本年4月、旅館業法上の簡易宿所営業の営業許可基準の緩和を行い、宿泊者数が10人未満の場合は、客室面積が、1人当たり3、3㎡に宿泊者数を乗じて得た面積以上あれば許可を受けられることとしています。	0
281101012	28年 11月1日	28年11月16日	12月28日	における電子	【具体的内容】 民治サービス開始時の届出・登録および宿泊者名簿の作成、保存について、電子データによる手続き、保存を可能にすべきである。 【提楽理由】 民治に関する制度整備について、本年6月20日の「民治サービスを実施するにあたり、所管行政にの風出を行うこと、住宅提供者、管理者および仲介事業者は民治サービスを実施するにあたり、所管行政について、なりになる。 財命の周出を行うこと、住宅提供者を関す者はよび管理者は利用者名簿の作成・備付けを遵守すること、が 提示されている。 旅館業法では、宿治サービス提供の診可を受ける場合に、営業施設所在地を管轄する都道府県知 事(保健耐た設定する市又は特別区の場合は、市長又は区長)に申請書を提出、営業計する即得 するにあたって、申請は書面または電子データでの作成が可能である。また、宿泊者名簿は、「厚 生労働省の所管する後令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技 例の利用に関する名令う第4条第1項に基づき、電磁的記録による保存が可能となっている。 民治においても、旅館業と同様に、電子データによる許可申請および名簿の保存を認めることで、民 治サービス提供者・管理者ならびに行政の業務効率化につながる。	本経済 団体連	働省 国土交	○ 旅館業法に基づく許可申請については、電子申請で行うことを妨げていません。 ○ また同法に基づき営業者は宿泊者名簿を備えることとされていますが、厚生労働省の所管する法令の規定に基づ、民間事業者等が行う 書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令に基づき、電磁的記録によりその作成・保存が可能であることとされています。	検手	○ 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)において、「届出」及び「登録」の手続はインターネットの活用を基本とすることとされております。 ○ 利用者名簿を電子データで保存することも含め、具体の内容については現在検討中のため、関係省庁と調整しつつ、法整備を進めてまいります。	0
281101019	28年 11月1日	28年11月16日	29年 2月28日	防災拠点として施設及び地点として施設及びへり運転及び砂設になれたが設置に対する容積和の緩和	[具体的内容] 災害時の防災拠点として認定された施設及び緊急時の着陸が可能なヘリポートが設置されている施設に対して、容積率を緩和すべきである。 [提案理由] (3)規制の現状 建業基準法施行令において、備蓄倉庫、蓄電池、自家発電設備、貯水槽の容積対象の延べ面積に不算入とされているが、緊急時にヘリポートが設置された施設及び災害時の防災拠点となった施設は対象とされていない。 (b)要望理由 さらなる防災への備えが求められる中、民間の自主的な防災・減災対策の強化を促進するため。 (c)要要が実現した場合の効果 民間施設における緊急時のヘリポートの設置や災害時の防災拠点が増えることにより、全体での防災力の強化が進むと同時に、行政側の防災対策コストの削減につながる。	(一社) 日日 日本		建築物の容積率は、延べ面積の敷地面積に対する割合として算出する。容積率の値は、建築基準法第52条各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下とする必要がある。 建金 面積は、建築物の各階の反面積(建築物の名階)の合計に登せつ他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積、の合計により算出するが、床面積の受割にあたっない、定上が開上ったちらないため、屋上の面積を床面積として算入しないこととなっており、従って屋上と見なされるヘリポートの面積については床面積として算入しない。		実誤認 現行制度において、屋上と見なされるヘリポート部分は延べ面積に算入しないこととしており、 措置は不要と考える。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ②:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うことされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再検討の	)要否を判	断するた	め、事務局だ	が提案内容に関する事実関係を確認する事項							
受付番号	受付日	所管省庁への	内閣府での	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管		Pht	管省庁の	検討結果 	規制改革 推進会議に
217111 7	~	検討 要請日	回答取りまとめ日	2000 71 30	EAST THE T	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目
281101040	28年 11月1日	28年11月16日	29年 1月31日	Fi- Construction」 施策推進に 向けた電子納 品のクラウド 化	【具体的内容】 国土交通省が規定する電子納品ガイドラインを改訂し、電子納品をクラウド上で可能とすべきである。 【提案理由】 国土交通省では、1996年度から「CALS/ECJの取り組みを開始しており、組織間、事業段階間(調査、測量、設計、工事)で公共工事に関する情報の交換、共有、連携を図り、コスト縮減、品質確保、事業執行の効率化を目指している。以降、キーワードは、「情報化施工」「CIMJ「F-Construction」と変選しているが、IT技術が出上して、社会インフラ情報を統合管理すること、事業の効率化・高度化を目的とする点は変わらないと考える。 これらの流れのなかで、各業務成果の電子納品が2001年度より段階的に始まっている。しかしながら、IT技術が日進月歩で進歩する一方、電子納品が2014年度より段階的に始まっている。しかしながら、IT技術が日進月歩で進歩する一方、電子納品が2014年度より段階的に始まっている。しかしながら、IT技術が日進月歩で進歩する一方、電子納品が2014年度となっている昨今の手法には馴染まないと考えられる。 また、今後、ドローン、MMS等による調査・計測が盛んになることで、3D点群、3Dモデル、動画像等の大容量データを電子媒体に格納することが困難になると予想される。 また、今後、ドローン、MMS等による調査・計測が盛んになるとと見される。 また、今後、ドローン・所述は、日本の大部屋が表しているとことで、11技術の本質的な活用や新技術の普及を見観え、電子納品のクラウド化は、社会インフラ情報のオープンデータ化とも直結しており、その実現により名分野の先端企業を社会インフラの分野に呼び込む効果がある。 社会インフラ産業の活発化が促されることで、品質向上やコスト縮減が得られれば、国民の社会インフラ施業への理解向上や信頼離成にも寄らする。	団体連 通行	省	公共工事等における成果品は、「工事完成図書の電子納品等要領」 および「電子納品運用ガイドライン」等において、電子媒体での納品が 規定されています。 情報適信技術の動向や成果品の容量の増加等を踏まえて、平成28 年3月にDVD-Rの標準化、BD-Rの使用を認める改定を行ったところ です。	工事完成図書の 電子納品等要 領、電子納品等品運 用ガイドライン 等	検討を予定	現在、電子媒体による電子納品を実施しているところですが、ご指摘のとおり、近年、クラウトが一般化してきていることから、インターネットを活用した電子納品の連用の可能性について、今後、検討して参ります。	Δ
281101042	28年 11月1日	28年11月16日	29年 1月31日	工事情報共 有システムの 普及促進	【具体的内容】  公共工事全般において、工事情報共有システムの利用を義務化し、システムの普及範囲を広げてはどうかと提案する。  【提案理由】 国土交通省地方整備局においては、受発注者間のコミュニケーションの円滑化を図るため、実施する全での工事を対象に「工事情報共有システム」を利用することが原則義務化されている。他方、公共工事全般においては法用が進んでいるとは言い難い。 工事情報ナステムの利用により、大量の情報を取り扱う工事の業務プロセスにおいて、①文書管理の効率化、②正確な最新情報の共有による施工品質の向上、②移動時間の短線、④電子納品の効率化、⑤変勢制度向上、迅速化等に立ながる、加えて、工事検査等は当の短線、一部で出る時間である。  管理の効率化、②正確な最新情報の共有による施工品質の向上、②移動時間の短線、④電子納品の効率化、⑤変勢制度向上、迅速化等に立ながる、加えて、工事検査等は入に表われる。 を表現により、第一日で第一日で、「一日で、「一日で、「一日で、「一日で、「一日で、「一日で、「一日で、「	(一社)日 本経済 団体連 合会	土交 省	国土交通省において、情報共有システムは、平成20年度より試行実施しており、平成27年度より、原則として全ての土木工事で情報共有システムの活用を図ることとしています。これまでに、地方公共団体に対しては、発生者協議会や研修を通じ、情報共有システムを用いた業務効率化の推進に取り組んでまいりました。	土木工事の情報 共有システム活 用ガイドライン 等	現行制度下で対応可能	左記のとおり、各地方整備局で開催される発注者協議会や研修等を通じて、情報共有システムを用いた業務効率化の推進をしており、現在22都道府県で導入をしております。 今後も引き続き、各地方整備局で開催される発注者協議会を通じて、情報共有システムを含めた業務効率化の推進に取り組んでまいります。	,
281101048	28年 11月1日	28年11月16日	28年11月30日	工業舎のが近く、工業舎のが近く、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	【具体的内容】 航空法第182 条第2号で規定されている、無人航空機の飛行禁止エリアである「人又は家屋の密集 している地域」から、工業専用地域を除外すべきである。 【提案理由】 航空法第182 条第2号により、「人又は家屋の密集している地域」においては、この地域の上空に おける馬人航空機の飛行を原則禁止し、飛行にあたり園土交達大臣の許可を必要としている。航空 法施行規則では、この地域を国勢調査の結果による人口集中地区としている。航空 法施行規則では、この地域を国勢調査の結果による人口集中地区としている。航空 法施行規則では、この地域を国勢調査の結果による人口集中地区としている。 人口集中地区は定義上、都市的傾向の強い基本単位区として人田密度が低い工業地帯も含むよ 万算出している。その結果、人口密度の低い地域であっても大規模なブラン土場が存在するような 工業専用地域の多くが人口集中地区に指定されており、小型無人関に大力にあたり国交相の許可 が必須となる。その場合、作業者ごとに国土交通者航空局長が悪いてに、申請書を国土交通者の たて、構作開始予定日の少なくとも10日前(生日・祝日奉を除く。)までに、申請書を国土交通者も たて、構作開始予定日の少なくとも10日前(生日・祝日奉を除く。)までに、申請書を国土交通者も たて、構作のない域形で提出することが必要となる。加えて、許可等を得た場合には就定通本化本人 ベージで内容を公表する運用を行っている。 無人航空機の利活用にあたり、特に広大かつ多様な設備をもつブラントでは、様々な操縦者に多様 な用途での飛行を行う需要があるのに対して、現行の規制ではその都度に個別精査・調整を国安省 エ工業専用地域に存在する工場等は、人員の立入なら近に施設物件の管理がなされており、その での第日と進める要があり、関係者の表が力が発展をしている。 工業専用地域に存在する工場等は、人員の立入なら近に施設物件の管理がなされており、その に対策を国外である。 工業専用地域に存在する工場等は、人員の立入なら近に施設物件の管理がなされており、その もしては接衝地帯が設けられているため、工業専用地域は航空とには、人場の第単地域から離れている。 もしくは接衝地帯が設けられているがよります。 もしくは接衝地帯が設けられているから、工業専用地域は航空とより、を表している。 を除りする。そでで、無人航空機の飛行等上でリアである「人工は家屋の の対理とされている場合は、手間で、 第一次の表に表している。 第一次の表に表している。 第一次の表に表している。 第一次の表に表している。 第一次の表に表しているが必要を出ている地域があり、工業専用地域は などを除りする。では、表に表している地域がある。 まで、無力によりまでは、までは、までは、までは、までは、までは、 は、までは、 は、までは、 は、までは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	(一社)日 国本程済連 国通会	土交省	航空法第132条及び航空法施行規則第236条の2に基づき、国勢調査 の結果による人口集中地区で無人航空機ぞ飛行させる場合には、国 工交通大臣が時可が必要です。 地上及び水上の人及び物件の安全 が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域については飛行の禁止空域から除分されます。 また、無人航空機飛行の許可・承認を行った場合には、ある地域に飛行する可能性のある無人航空機の存在を広へ般に周知するから、 土交通省のホームベージにおいて申請者、申請条項、飛行の日時、経 路等を公表しております。	航空法施行規則 第236条の2、第 236条の3 無人、関密を機の飛行に関の審 承認の27年11月 17日 国空航第	提案: 可 ホペの関す かでに 提	無人航空機は、予期せぬトラブル等により意図しない方向へ飛行してしまう可能性があり、人口集中地区等で飛行を行う場合は、土地の用途に関わらず、地上又は水上の人又は物件の3全を確保するため、国土交通大臣の計可が必要であり、工業専用地域であることをもって一律に飛行禁止空域から除外することはできません。 一方で、人口集中地区であっても、地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域の上空の空域については飛行の禁止の変量を受け、地上及び水上の人及び物件の安全が確保されるかどうか確認の上告示することとしております。 なお、無人航空機を飛行させる可能性のある地域、時間、飛行方法等を一括した申請や代表者による代行申請を認めるなど、申請に係る事務か、時間的負担が最小限になるよう措置を詳しており、ご指摘の個別の調整は必ずしも必要ではありません。また、許可、承認内容のホームペーシでの公表については、業務等に支障がある事項については公表しないこととしており、申請時に柔軟に相談に対応しております。	安 :

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

	17 (2110)	所管省	内閣府	67( <del>1</del> 1))//////////////////////////////////	↑佐糸内谷L関する事実関係を確認する事項	10.de			所	管省庁の村	
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	推進会会 おける可 対応の概要 対項目
281101049	28年 11月1日	28年 11月16日	29年 2月28日	公共建築物 着工前の計 画通知に関す る審査の民間 開放	【具体的内容】  公共建築物着工前の計画通知に関する審査を民間に開放すべきである。  【程楽理由】 民間建築物の着工前に行われる建築確認が1999年に民間開放された。現在、16年余りが経過し、その間、審査手法や審査期間など試行錯話を繰り返し、審査機関の数や審査員の質が完実し、質的にも所要時間的にも適切な審査が行われている。その一方で、公共建築物の着工前の計画通知の審査は従来通り報告で設定の建築排事課の必可能となっている。 建設技術が日進月歩で進歩するなか、建築確認の民間開放の結果、特定行政庁の建築確認の審査は秩準と通り指定できなどないしる。 建設技術が日進月歩で進歩するなか、建築確認の民間開放の結果、特定行政庁の建築確認の審査組実定を基準機会(特に末本連建築制に係る審者機会)が激減したため、適切な審査ができななっている。 基本機会(特に末本連建築制に係る審者機会)が激減したため、適切な審査ができななっている。 は依託の経過では、特定行政庁の建築確認の審査機会(特に共産の基準を発行している。 は、特定行政庁が告示で規定される新しい技術を審査できなり、適切な事立がきを限りに対し、特定的企業とは対し、結果的に着 工時期を大幅に受えるとその表では、事業が発生している。 進歩する技術に対応するためには、審査者の能か、知識の向上が不可欠であるが、審査機会の少ない時に対しては困難である。そでで、計画型和の審査を民間に開放することを要望することを要は不るととを要はない。 東望の実現により、公共建築物の着工前審査が適切かつ迅速に実施され、スムーズな着工と竣工、そして連営開始が行われ、経済活動に支障が生じないと考えられる。	団体連	国工文	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物については、建築確 認、検査又は是正措置に関する手続きについて、一般的な手続きとは 別に定めており、その事務を建築主事が行うこととしている。		対応不可	計画通知を行う建築物は、公的な用途(福祉・教育・防災等)に供するものが多く、また、都市計画の手続きを伴う場合もあるため、建築主事に計画を通知し、行政内で他の関係部局との連携をとる方が、円滑に計画を進めることができる場合がある。こうした建築主事の審査を確実に行うためには、現代の制度を維持する必要がある。こうした建築主事の審査を確実に行うためには、上海・医療を機関は、業務の公正中立さを保つ観点から、当該機関と一定の専門側のお選集が関する確認検査を禁止している。国及び都道府県は、指定確認検査機関の指定権限を有し、指導・医督を行うことを業務としていること、また、建築主事を置います。は変土事を言いる要な場合には立入検査を行うことができることから、国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物は指定確認検査機関と一定の利害関係のある建築物に該当する。以上のことから、計画通知の民間開放を行うことはできない。
281101054	28年 11月1日	28年11月16日		空港内における る無人航空機 の活用の可 能化	【具体的内容】 航空機等の安全性が確保された場合において、空港内における無人航空機の活用を認めるべきである。 【提案理由】 航空波第132 条に基づき、空港等で無人航空機を飛行させる場合には国土交通大臣の許可を受ける必要がある。しかしながら、同法第132条の2 第3項に基づく規定により、空港内で飛行させる場合は第3者の物から30メートル以上離れて行わなければならない。しかしながら、空港内の駐機スポットや整備スポットは周りにボーディングブリッジや航空機、各種車両が配置されているため、それらから30メートル以上離して飛行させることは困難であり、実質空港内では無人航空機の飛行は不可能となっている。 航空機の整備に必要な航空機部品は、特定の部品庫に保管されており、条券整備等の際に必要がとなっている。 航空機の整備に必要な航空機部品は、特定の部品庫に保管されており、条券整備等の際に必要が使なっている。また、航空機は非常に大型であり、その上部を点検するには高所作業率を使用する必要が生しるため、仮に航空機が被雷した場合には独査に時間が掛かり、定時性に影響を及ぼす。 そこで、航空機等の安全性が確保された場合には、空港内で無人航空機の活用を認めるべきである。要収実切により、航空機部品の輸送や航空機の点検作業が容易になり、定時性の向上による利用者の利便性向上やや空港内車両の削減による事業者のコスト削減につながる。また、大物流拠点である空港において無人航空機が活用されることで、将来的な一般物流の実現に向けた技術発展にも寄与すると考えられる。	本経済 団体連	国土交 通省	航空法第132条及び航空法施行規則第236条に基づき、空港やヘリポート等の周辺に設定されている進入表面等の上空の空域で無人航空機を飛行させる場合には、国土交通大臣の許可が必要です。 また、航空法第132条の2及び航空法施行規則第236条の4に基づま、 月人航空機の飛行にあたり、地上又は水上の人又は物件との間にの メートルを保つことが出来ない飛行を行う場合には、国土交通大臣の 承認が必要です。		下で対応 ・可能	航空機その他地上の人又は物件の安全性が確保される場合には、空港内であっても無人航空機の飛行の許可・承認を行っておりますので、飛行を希望される場合には、空港管理者と調整の上、航空局までご相談ください。
281101088	28年 11月1日	29年 6月12日	29年 6月30日	WE IC	【提案の具体的内容】 非農地において、「建築物」の対象外となる農業用ビニールハウスを明示すべき。 【提案理由】 建築基準法第2条では、「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」を 建築物」とする定義しているものの、農業用ビニールハウスが「建築物」に設当するか否かは、自治 体あるいは建築主事にどに判断が異えるなど、必ずしも明確ではない、このため、許認可取得の予見 性が著しく低いことに加えて、「建築物」に該当すると判断されると、耐震性等、ビニールハウスに適さ ない領権収集件を満たさなければならない。 「建築物」の対象外となることが明示されれば、「建築物」か否かの煩雑な交渉が不要となり、許認 可取得の予見性が高まるとともに、行政手続きが円滑化する。また、これまで「建築物」であると判断 されてきた自治体においても事業展開が可能となる。	(一社)日 本経済 団体連 合会	国土交 通省	建築基準法第2条第1号において、「建築物とは土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」と定義されている。このため、農業用ビニール・ハウスに限らず、一般的に土地に定着し屋根及び柱もしくは壁を有するものは建築物として、建築基準法に合きせる必要がある。また、建築物を建築しようとする場合、工事着手前に当該建築計画が過法であることについて、建築主事による確認(建築確認)を受ける必要がある。	建築基準法 第二条第一項 第六条第一項	現行制度 下で対応 可能	ご提案の農業用ビニールハウスがどのようなものを指しているのかは不明だが、屋根を天幕、 ビニール等で覆い、それらの材料が容易に取り外せる場合の建築基準法上の取扱いについて は、例規照和3年往指発第88号において、屋根等が土地への定着性が認められないため、建 築物としては取り扱わない旨を既に示している。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ.	7 12 13 10 7	所管省	内閣府	27、子切的A	P 提案内容に関する事実関係を確認する事項			所行	管省庁の村	食討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	所管 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	推進会議に おける再検 討項目
281101065	28年 11月1日	28年 12月6日	29年1月31日	大型トラック 輸送に関する 一般的制限 値(高さ、幅) の緩和	【具体的内容】 車両通行の一般的制限値の緩和 【提案理由】 現在、重さ、高さ指定道路として一部緩和されてきているが、国道及び主要道路に限定されおり、一 級都道府県道、市道には形と拡大されていない。 工場が国道、主要道路に面していない場合が多く、重さ・高さ指定道路に行くまでは従来の規制のままであり、特殊車両制限計可は設备管理者)、制限外積載申請(警察)を行わなければならず、時間とコストが掛かっている。 一般都道府県道、市道においても都市中心部の道路は、整備されており制限を緩和しても問題ないのではないかと考える。 緩和が難しければ、重さ・高さ指定道路の早期拡大を要望する。	警察庁交 14省	道路は一般的制限値(重量は20トン、高さは3.8m)内の車両が安全・ 円滑に通行できるよう途もれています。道路管理者は、車両の構造文 は車両に積載する響かが最大を影やの場合でありませる。 は支通の危険を防止するため必要な条件を行して、車両制限令で定め を車両の諸元の最高限度を超える車のの過程でありませる。 まただし、道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上 を発和しております。重量など高さの制限を を採しております。重量など高さの制限。 また、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第22条第3号ハにより、大型トラツの積載物の高心の制度は、38メートルからその自動 車の積載をする場所の高さを減したものを超えないこととされていまま、 は多数を対しております。 また、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第22条第3号ハにより、大型トラツの積載物の高心の制度は、38メートルからその自動 車の積載をする場所の高さを減したものを超えないこととされています。 また、直路交通法をありました。各部関連を対したしたとされています。 これは、積載物の高さの制度を到えた自由ショウンネトやの衛 安事故や、パランスを失うことによる転倒事故等を防止し、積載の安全を 等を強くからいるので表しました。 路交通法施行令で定める積載物の重量、大きさ又は積載の方法、頃の 日報を管轄する管理等長が当該車両の構造では道路若しては全 のけ、対により実際がないと図を行るを重要を限って許可とけた きは、車両の運転者は、当該許可に保め着重要を限りで計つたけた きは、車両の運転者は、当該許可に必要委員会という)が道路文 は交通が状況により実際がないと図めて情報重量等の範囲内で当該 制限を超える情報をして車両を運転することができます。 ただし、都道府県公安委員会(以下「公安委員会)が関かる自動車については、積 載物の高さが8メートル以上41メートルを超えない範囲内においては、 は交通が状況により実際がないと図めてきる自動車にかっては、 ま物の高さが8メートル以上41メートルを超えない場面内によいてか のと超えないこととされ、積載物の高さの制度が緩和されています。 の公安委員会が定める高さから自動車の制度が緩れています。ここで指定される通路があることでは、 の公安委員会が定める高さから自動車の制度がないと認めて指定する の必要が定めるであります。 の公安委員会が定める自動車であり、ここで指定される通路は、道路管理者による る高さ指定道路と一数しています。	道路交通法第57 条第3項 道路交通法施行	後段:現	平成28年4月1日現在、重さ指定道路は約62.200km(うち地方道約15,400km)、高さ指定道路は約48,800km(うち地方道約11,600km)を指定済であり、地方道を含めて制限値を緩和してきたところです。 ご提家のありました。都市中心部の道路1は京義が明確ではありませんが、一般的制限値及び積載物の高さの制限を超える車両が特定区域内の道路を自由に通行する場合、支障となる区間が無いことが必ずしも保証されないことから、特定区域について一様に制限値を緩和する区間が無いこか必ずしも保証されないことから、特定区域について一様に制限値を緩和するな計算道路については道路管理者と公安支負金で協議を行い、支障がないと認めた区間については道加指定を行っています。今後も引き続き、一般都道府県道、市道を含めて、道路整備及び交通の状況や指定の必要性等を考慮しつつ、追加指定を行って参ります。	
281101072	28年 11月1日	28年 11月16日	1月31日	国土利用計 画法による事 後届け出制 度の緩和	【提案内容】  一定規模以上の土地取引の際に事後届け出が義務付けられていますが、この制度の廃止または面積規模の緩和を求めます。  【提案理由】「適正かつ合理的な土地利用の確保を図る観点から、一定規模以上の土地取引について、開発行為に先んじて、土地の取引段階において土地の利用目的を審査することで、助言・動告によりその早期是正を促す仕組み」であり、「取引価格についても届出の対象として把握することにより、注視区域等の機動的な指定を行うことが可能となる」とありますが、事業者に義務を課し事務労力を強いなければならない程の機能を果たしていないように感じます。	1土交 14省	国土利用計画法(以下「法」という。)第23条に基づく事後届出制は、平成10年に当時の地価動向(資産デフレ)や土地取引の円滑化を促進する必要性に鑑み、注視区域制度ともは、従来の事前届出制に代わる 化組みとしてきたものです。事後届出制は、全国は力たる一般的な土地取引規制制度として機能するものであり、適正かつ合理的な土地取引用の確保を図る観点から、法定面積以上の土地取引について、取引段階で土地取得後の土地の利用目的が不適切である場合には、その 爰正を図ることができる仕組みとなっています。また、取引価格についても届出の対象として把握することにより、注視区域等の機動的な指定を行うことが可能となるなど、地価高騰に対する備えとしても重要な役割を担っています。	国土利用計画法 第23条	対応不可	事後届出制の届出対象となる大規模な土地取引については、通常、土地利用の転換を伴うことが多く、周辺地域の土地利用に大きな影響を与えます、平成27年における全国の総土地取引件数 615,253件)の割合は約1,096ながら、面積へ一スにすると約28,396(43,120ha/15,0万ha)をカバーしており、地価高騰の抑制や適正かつ合理的な土地利用に資する制度として機能しています。	
281101073	28年 11月1日	28年 11月16日	29年	宅建業法50 条2項の届出 の運用	【提案内容】 50条2項の届出の際の基準が都道府県により異なる運用がなされている部分があり、統一していた だきたい。 例:届出事務所の形態による可否判断の差異(テントの可否など) 一団の団地の規模基準の差異(10区画未満の要非) 大型団地内での案内所所在区画の移動の際の変更の届出要非判断など 【提案理由】 届出基準の都道府県による差異により業務が頒雑になるとともに遺漏が生じる一因ともなっているため	土交 省	宅地建物取引業者は、業務を開始する前にあらかじめ、国土交通省令で定める案内所等事務所以外の業務を行う場所等について、所在地、業務内容及び業務を行う期間等を、免許権者及び案内所等の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。	宅地建物取引業 法第50条第2項		都道府県知事が行う宅建業法第50条第2項の規定に基づく事務に関しては、地方自治法に基づく自治事務であり、都道府県の自主的な運用に委ねられるものです。そのため、法令の範囲内かつ当省が発出している宅建業法の解釈・運用に関する通知を参考として、各都道府県の事情に応じ、適切に行われるべきものと考えます。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省	所管省 庁への 検討 要請日 での 回答取り まとめ日		7 12末F1音に図する字大図はCIEBのする字外	提案 所管		所管	省庁の村		制改革 進会議に
受付番号	受付日		回答取り	提案事項	提案の具体的内容等	主体官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	lati	ける再検 項目
281101074	28年 11月1日	28年 11月16日		宅建業法50 条2項のイン ターネット届 出		《公社》閱 国土交 西經濟 通合会	宅地建物取引業者は、業務を開始する前にあらかじめ、国土交通省令で定める案内所等事務所以外の業務を行う場所等について、所在地、業務内容及び業務を行う期間等を、免許権者及び案内所等の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。	宅地建物取引業 東	見行制度 で対応 J能	宅建業法第50条2項の規定に基づく都道府県知事への届出については、届出の形式について 法令上の規制を設けておらず、各都道府県の自主的な運用に委ねられています。	
281101075	28年11月1日	28年 11月16日	29年 1月31日	宅建業者登録における ゴールド免許 制定		《公社·閒 国社交 西経済 連合会	空地域物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならないことしております。 宅地建物取引業者は、宅建業法に規定する業務規制を遵守して業務を行って頂く必要があります。	宅地建物取引業 ţ 法第三条	<b>才</b> 応不可	宅地及び建物の取引は、権利関係が複雑で、法令上の制限も多いほか、契約の取引条件も複雑かつ取引価額も高額であることから、業務の運営の適正性や宅地建物取引の公正性等を確保するため、全や地建物取引業法において場所制や業務規制を規定しています。 宅地建物取引業法における規制は、上記の目的を鑑み必要な限度において規定したものであるため、全ての宅地建物取引業者が過守すべき事項であり、一部の宅地建物取引業者に対する規制の緩和を認めることは難しいと考えます。	
281101078	28年11月1日	28年11月16日	29年 2月28日	「制震建築 物」を建設し かすくするため の法整備		(公社)開 西経済 連合会 連合会	建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全な構造のものとして建築基準法(日和25年を4年を20年)、足下(法上という、第20年に定める基準に会するものでなければならない。 高さが50かを担える経済を繋かや特殊な構造方法の建築物については、法第20条第1項第一号に定める構造計算手法である時刻歴成各解析を行い、大臣認定を取得して、建築するとが可能である。また、甲成17年国土文温省告示331号「エネルギーの釣り会いに基づる議計算等所は強力計算を行い、一名明心ることが可能である。また、甲成17年国土文温省告示331号「エネルギーの釣り会いに基づ会議計算等所は選挙計な場合計算を呼ばをする場合、調料系ダンバー等の変位に応じて減衰性能を発揮する履歴系ダンバー等の変位に応じて減衰性能を発揮する履歴系ダンバーを用いることが可能である件により様に登する場合、調料系グンバー等の変位に応じて減衰性能を発揮する履歴系ダン(十三人の一般である)、「本の一般である。」というにあるとは一般である。「本の一般である」というにより、日本の一般では実施している。「本の一般では、大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	建築基準法第20 条 評価方法基準 (平成13年間土 交通省告示1347 号)第5の1—1 の(3)	<b>才</b> 応不可	お弾性体や摩擦、オイル等を用いる制振ダンパーは、単純に変位に応じるものではなく、鋼材 系グンパーとは異なり、変形の時間的変化や変形速度についても考慮する必要がある。このため、指定建築材料であるかとうかに関わらず、適切に評価を行うかかには、法第20条第1項第一号に基づき時刻歴心答解析により安全な構造であることを確認し、大臣認定を受ける必要があるため、対応不可。 同様の理由により、住宅性能表示制度における耐震等級の評価についても、時刻歴応答解析によりまな体構造であることを確認し、大臣認定(特別評価方法認定)を受ける必要があるため、対応不可。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	冉快討0	所管省	内閣府	(8)、事務同	が提案内容に関する事実関係を確認する事項			<b>所</b> 管	を省庁の	検討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等 提来 主体	所管 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	推進会議に おける再検 討項目
281101079	28年11月1日	28年 11月16日	29年 2月28日	「免震建築 を建築した やすぐを確成した めの法整備	【現状】 「免産建築物」は、現状の建築基準法においては原則、建設省告示第2009号(2000年発布)によって 設計するか又は、個別大臣認定を取得して建設する必要がある。しかしこの告示においては、免産 業置に固有関制を持たないものや過減要々が了は除外されているため、告示で設計できない免産装 置が多々ある。そのため個別大臣認定を物件毎に取得して建設しているのが一般的となっている。 一方、過去(2010年頃まで)において、この大臣認定は個別物件だけでなく規格化されたシステム建 物としても認定を取得できていたが、現在はそのハードルが高くて取得できない状況にある。 住宅レベルの建物において、個別物件毎に大臣認定を取得でする事は、労力を費用、期間において現 実性がなく、現実には利用できない制度となっている。(お客様より理解いただけない。) 「提案】 「免産選集物」を、建築基準法第20条において、規格化されたシステム建物として大臣認定を取得で きるようお願いしたい。	国土交通省	建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び循撃に対して安全な構造のものとして建築基準法(昭和25年法律第20号。以下法上という、第20条に定める基準に適合するものでなければならない。 高さが600年起入る起高層建築物や特殊な構造方法の建築物については、法第20条第・項第一号に定める構造計算手法である時刻屋の等解析を行い、大臣認定を対して、建安することが可能となる。また、平成17年国土文画名告示631号「エネルギーの釣り合いに基づくまた、中成17年国土文画名告示631号「エネルギーの釣り合いに基づくまた、一度の条件直接音が高くに応じて減衰性能を発揮する履歴系ダンパー等の変位に応じて減衰性能を発揮する履歴系ダンパー等の変位に応じて減衰性能を発揮する履歴系ダンパー等の変位に応じて減衰性能を発揮する履歴系ダンパーを用いることが可能である。また、一定の条件を添たす免電建築物を建度する場合、時刻底心路が振りまた。また、一定の条件を添たす免電建築物を接受する場合、時刻底心路が振りまた。	建築基準法第20条、平成12年建 設省告示2009号	現行制度	平成12年建設省告示2009号によらない免震建築物については個別の建築物ごとに大臣認定を受ける方法だけでなく、規模等一定の条件に基づいて設計される建築物について認定を受ける方法(一般認定)についても認めており、現行制度下で対応可能。	
281101080	28年 11月1日	28年11月16日	29年 2月28日	増改薬時の 値認和できま 有効利用の 推進など)	【現状】 増改築する場合、既存建築物と構造体を離したエキスパンションジョイントを利用した増築においても、既存部の安全性担保が要求されるが、既存部の建設当時の検査済証が無い場合、多大な調査を実されるだけではなく、現行法不適格となり増築が出来ないことがある。 (公社)関西経済 エキスパンションショイントを用い、既存部の耐力低下が無い接続が可能な場合については、既存部 水の検査系証がなくと、規集轉として、増築部の確認をスムーズに下ろしてほしい。また空き家の有効利用を推進させる為、確認不要でも増築できる増築部分の面積緩和、大規模リフォームの内容緩和、及び増築時の既存部分の適用除外をお願いしたい。	国土交通省	既存建築物に増築等を行う際には、防火地域及び準防火地域以外の 地域において10㎡以内の増築等を行う場合を除いて、確認申請が必 要である。 既存不適計建業等に増築等を行う場合には、原則として現行基準に適 合させる必要があるが、銀和規定として、増業部分が既存部分とエキ スパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで 様する場合にあっては、既存部分については既存不適格理象制に対 する制限の緩和として、法第20条に規定する構造制力に関する基準に つていれば増築可能としている。 可能の経知の特別は、建築基準法の技術的基準に適合していない違 及建築制は対象としていないため、「既存不適格調書」により申請の対 及ば金券制は対象としていないため、「既存不適格事事」により申請の対 及ばなる生物が造反建築物であることを示す必要がある。 既存不適格調を構成する位置をして、限り上て検査済証又は完了 検査を受けたことを示す確認台帳の記載事項証明等を求めている。 (平成21年技術的助言)	建築基準法第6 条第2項 建築基準法第86 条の7 建築基準法施行 令第137条の2	対応不可	①	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
281101081	28年11月1日	28年 11月16日		建築物構造 計算用プログ ラム認定の運 用緩和		国土交通省	建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「法」という。)第20条第1項 第二号(に規定される国土交通大臣の認定を受けたプログラムを用い て構造計算を行った場合、建築確認申請の際に提出する図書の一部 省略、審査日数の短縮等が受けられる。		現行制度下で対応可能	法第20条第1項第二号イに規定される国土交通大臣の認定を受けたプログラムについて、計算結果に危険側の影響を及ぼすおそれのない軽微な不具合の修正に限って、新たな認定を受ける必要はないものとしており、現行制度下で対応可能。	16.

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     ○・再検討が必要(「⑥」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再検討の	要否を判	断するため	め、事務局な	が提案内容に関する事実関係を確認する事項		_					
		所管省 庁への	内閣府 での			提案 所	·管		所'	管省庁の	<mark>倹討結果</mark>	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体官	テ	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281101082	28年 11月1日	28年 11月16日	29年 2月28日	「型式適合認定 定等」の認定 取得の簡素 化	【規状】 「型式適合認定」及び「型式部材等製造者の認証」を取得するに当たり、過去にこれらの認定や認証 を既に取得している規格化された強物について、新たに一部の追加部材等が生じた場合でも、新規 に認定や認証を取得する時とほぼ同程度の資料の提出や申請費用が要求される。 【提案】 既に「型工適合認定」及び「型式部材等製造者の認証」を取得している規格化された建物に、一部の 部材追加等の申請を行う場合は、その申請資料及び申請費用を簡素化して頂きたい。	(公社)開 国土 西廷済 連合会	本で発言が表しています。 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 しまる しまる コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○型式適合認定 材料を変更する際の取扱いに関して、不燃材料等・特定防火設備等・ ホルムアルデヒト等税材料については、既ご型式適合認定を受けた内 育に配載された日認定品を同じ区分の認定を受けたと数で記 ついては、型式適合認定を取り値すことなく使用することができる。(平 成28年5月23日に取扱いに関する文書を発出 また、既に型式適合認定を受けた型式について、認定を受けようとする 場合には、変更しようとする規定の内容に応じ、申請に係る手数料を新 規申請の場合から減額している。 ○型式部材等製造者の対している。 ○型式部材等製造者の表 製造者認証については、型式部材等の種類の変更、工場等の移転そ の他の当該認証の効果が失われることとなる変更以外の変更につい では、再度認証を受ける必要は無く、変更の届出でよいこととし、軽微 な変更については届出も不要としている。	建築基準法施行規則第10条の5 の10、11、11条の 2の3	現行制度応下で対対の可能。	既に型式適合認定を受けた型式の変更に係る型式適合認定手数料については、現行基準においてその変更の範囲に応じた手数料としており、措置は不要、現行基準で対応可)である。型式適合認定の申請図書の簡略化については、型式適合認定が一連の規定に対して認定を行うものであることから、その一部分のみの申請図書とすることはできない。 型式前が考唆強者の認証については、製造の品質特性及び品質管理・主要資材の品質確保の方法、製造工程の品質管理も含めた認証となっているため、部材の追加を行う場合には認めの内容そのものに影響することから、通常の審査と同様の審査を行う必要があり、その省略・簡略化はできない。	
281101083	28年 11月1日	28年 11月16日	29年 2月28日	「1条の3認 定」取得の簡 素化	【現状】 建築基準法施行規則1条の3(図書省略)による大臣認定取得にあたり、国土交通省の審査がまだ長期化している傾向にある。 の認定においては、国土交通省の審査に先駆け、一般財団法人日本建築センター等の構造評定 委員会(委員は数名の構造学識経験者により構成して構造安全性の厳格な審査を受ける事になっ たおり、この審査で3~5ヶ月以上を要している。また国土交通名に申請する設計仕様書等も、日本建 業センター等によって書式や交責についても十分なやり取りを行って作成しており、これにも3~4ヶ月 程度要している。さらに国土交通省にて2~3ヶ月の審査期間が掛かっているのが概ねの実情であ る。数年前に比べると早くはなってきているが) そのため新規に開発した構造システム等を世に出すのに余りにも時間が掛かり過ぎる状況にある。 【提案】 国土交通省の審査について簡素化をお願いしたい。		·交 -	図書省略は、建築基準法施行規則第1条の3の規定に基づく制度であり、認定を取得することで、建築施設申請において提出すべき図書の一部名称を可能とする制度である。 四書省略には、複数の種類の認定があり、建築基準法第68条の25第5 頃に規定する審査は、その種類に応じて審査内容及び審査期間がそれぞれ集なる。		現行制度下で対応可能	建築基準法施行規則第1条の3の規定に基づく大臣認定は、複数の種類の認定があるためどの認定に対するご指摘であるかわかりかねるが、認定の種類によっては個別性が高く、また、申請に対して、多くの修正が必要な場合や、指摘事項に対する回答に時間がかかるなどの場合については、申請書の提出から認定書の交付までに一定の審査期間を要する。したがって、審査手続に関して一律に簡素化することは困難であると考えるが、引き続き審査期間の適正化に努めてまいりたい。	
281102005	28年 11月2日	28年 12月6日		災害時の配 送規制緩和	熊本地震発生の際、著しくトラックが不足し、他県のトラックを確保して配送に充てようとしたが、営業 区域外で使用できなかった事例があった。 車庫飛ばしの問題が理由としてあるとのことだが、被災時には他県の営業所に所属するトラックの被 災地での使用を認めていただきたい。	(一社)日 本フラン チャイン 通 強会	·交 :	貨物利用運送事業法では、第一種貨物利用運送事業(貨物自動車)の 場合、登録事項として利用運送の区域又は区間の登録を定めています が、これは、事業者の主たる活動範囲を把握するためのものであり、営 業区域規制を行う主旨のものではありません。	貨物利用運送事 業法	事実誤認	制度の現状のとおり、貨物利用運送事業法では営業区域にかかる規制はありません。	
281102006	28年 11月2日	28年 12月6日	1月31日	タカー含む、	緊急時(震度5以上で高速道路が災害通行止め)の場合は貨物自動車運送事業法を招法規的に運用し、別の配送会社の車両及びレンタカーを別の事業者の人員がフォローできるようにしていただきたい。 国土交通省より、平時からのルールとし通達などを出してもらいたい。	(一社)日 本フラン チャイン 通 強会	- 交 - f	一般貨物自動車選送事業を行う場合、基本的には営業所毎に配置された使用権原を有する事業用自動車を用いる必要があります。	貨物自動車運送 事業法	その他	先級の額本地震の際には、「国土交通省として、貨物自動車運送事業法の柔軟な運用を含め、最大限の支援を行うにことする通知文を出し、貨物自動車運送事業者による同一事業者内の営業所間の車両移動の弾力ル及び引越繁化病の分認めているレンタカー使用を認める場合の営業所制の単直送事業者にはな全の担保の観点から自己の運転者及び車両に係る運行管理、以車両管理が義務付けられており、他事業者の車両を使用することは原則認めておりませんが、熊本地震のような大規模災害等が発生した際には、被害の状況及び具体のニーズを踏まる、輸送の安全を確保することを前提に、個別に迅速かつ柔軟な対応を行えるよう検討してましいます。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     ○・再検討が必要(「⑥」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

	所管省 内閣府		が提案内容に関する事実関係を確認する事項	所管		所管	音省庁の	検討結果	規制改革 推進会議に		
受付番号	受付日	検討	回答取り	提案事項	提案の具体的内容等	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281102007	28年 11月2日	28年 12月6日	29年 1月31日	災害時における白ナンバー 車両使用		国土交	一般貨物自動車運送事業を行う場合、基本的には営業所毎に配置された使用権原を有する事業用自動車を用いる必要があります。 自動車の使用者が変更された場合、当該変更について15日以内に車検証の配入を受けなければなりません。	貨物自動車遷送 事業法 連路運送車両法	その他	①先穀の熊本地震の際には、「国土交通省として、貨物自動車運送事業法の柔軟な運用を含め、最大限の支援を行うにとよする通知文を出し、貨物自動車運送事業者による同一事業者のの営業所的の平原体を助発すれたびら影繁代明のか起めているレンタカー使用を認める等、国として集軟に対応する措置を行ったところです。大規模災害時のレンタカーの使用につきましては、輸送の安全を確保することを前提に、今後も個別に迅速かつ柔軟な対応を行えるよう検討してまいります。なお、追路運送車両法における自動車の使用者とは、自動車の使用を管理する者であり、単に一時的に自動車を運転する者は使用者には当たりません。そのため、レンタカーについては自動車を買し渡す者が使用者に該当、目ಳ上に使用者に該当にません。そのため、レンタカーについては自動車を買し渡す者が使用者に該当、日学上に使用者に該当にません。そのため、レンタカーについては自動車を買し渡す者が使用者に該当、日学上に使用者に該当にません。そのため、レンタカーについては国動車を運送事業者には安全の担保の観点から自己の運転者及び車両に係る運行管理及び車両管理が重義が付けられており、営業所に配置された車両以外の車両を使用することは及び真相図の一大を踏まえ、輸送の安全を確保することを前提に、個別に迅速かつ柔軟な対応を行えるよう検討してまいります。	t E
281102008	28年 11月2日	28年12月6日	29年 1月31日	災害時における事業用車両 の融通使用	全 を実施したいか、法規制(貨物目動車連送事業法)により、緑ナンハーの車両は事業者毎に登録され    ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国土交通省	一般貨物自動車運送事業を行う場合、基本的には営業所毎に配置された使用権原を有する事業用自動車を用いる必要があります。	貨物自動車運送 事業法	その他	貨物自動車運送事業者には安全の担保の親点から自己の運転者及び車両に係る運行管理及び車両管理が義務付けられており、自社の選任運転者以外の運転者を使用することは原則認めておりませんが、大規模災害等が発生した際には、被害の状況及び具体のニーズを踏まえ、輸送の安全確保することを前提に、応援者などによる当該被災地域配送金社所有の事業用自動車の運行について、個別に迅速かつ柔軟な対応を行えるよう検討してまいります。	3
281102011	28年 11月2日	28年11月16日	29年 1月31日	車両乗入れ、幅のエリア格差の是正、緩和		国土交通省	道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は道路の維持を行う場合には、道路管理者の承認を受けて行うことができます。	道路法第24条	現行制度 下で対応 可能		
281102012	28年11月2日	29年1月16日	29年 5月31日	さの引き下げ	f 続しているなど、歩行者の安全な通行が確保されている場合であって、雨水等の適切な排水が確保   チャイス   5  できる場合には、必要に応じ5センチメートルまで低くすることができる」ことになっている。	国土交通省	都市計画法第32条第1項により、開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならなりません。 歩道と車道を分離するための縁石は、車両との明確な分離、車両の車道外への逃脱防止、関南時に車道の雨水が沿道民地へ流入することの防止を図る必要せなど、安全性・管理上の観点から、設ける縁石の車道等に対する高さを15の以上とし、当該が道等の構造及び交通状況、沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとしています。	都市計画法第32条 条 移動等円滑化の ために必要な道 おの構造に関う 省 令第7条の2	現行制度で対応可能	【都市計画法における開発許可申請時の開発協議における、内縁石についての提案者の提案内容への回答】 開発作為の円滑な施行、公共施設の管理の適正性を確保するため、都市計画法第22条第、項により、開発許可と申請しようとする者は、あらかじめ、開発作為に関係がある既設の公共施設の管理者と協選し、その同意を得なければならない言規定されています。 【歩道上の縁石についての提案内容への回答】 縁石の歩道等に対する高さについては、都道府県道・市町村道の各道路管理者が「移動等円滑化のため」と必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を参酌し、地域状況に応じて柔軟に条例で定めることとしております。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再検討の	所管省	内閣府	(2)、争粉同人	が提案内容に関する事実関係を確認する事項			所'	管省庁の	検討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 所管 主体 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	<ul><li>推進会議に おける再検 討項目</li></ul>
281102014	28年 11月2日	28年 11月16日	29年 1月31日	工事審査基	道路法24条において、国道の乗り入れ箇所は原則として1箇所となっている点について基準緩和していただきたい。 国道沿いの店舗においては法定速度も高いケースや、店舗間口も広いケースが多い。また、進入口が1箇所の場合、回遊性が悪く、お客様にとっても使い勝手が悪いケースが多く存在している。	(一社)日 本フラン 事士マン チャイズ 道省 協会	道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は道路の維持を行う場合には、道路管理者の承認を受けて行うことができます。	道路法第24条	現行制度下で対応可能	道路法第24条に基づく道路管理者以外の者の行う工事(以下「承認工事」という。)は、道路管理者の承認を受けて行うことが必要であり、国土交通者認及び第96条項、96人と、「道路法第24条の混及び第96条項、96人と、「道路送業24条の変及及び第96条項、96人との、「直路法第24条の混及び第96条項、96人とのでは、10人とのでは	Hen
281104001	28年 11月4日	28年 11月16日	2月28日	建築基準法 にガパスカルボス が高い水制 が高い水制 の緩和		(一社)日 国土 本経済 国連省 合会	建築基準法第48条の用途規制により、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、各用途地域ごとに危険物の数量に応じて立地が制限されます。 ただし、特別用途地区や地区計画の活用、特定行政庁が同法第48条の特例許可をすることにより、用途地域ごとに規制される数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物を建築することが可能です。	冬 同法施行令	57.11 市川支	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの 用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められています。 水素ガス等の危険物を貯蔵又は処理に供する建築物についても、用途地域ごとに当該危険 物の貯蔵量を定めて制限しており、防火等の根点から一律に緩和することは困難です。なお、 圧縮分えてある場合については、高圧ガス保安法等で安全規制が設けられているため、一般 の可燃性ガスの貯蔵又は処理に供する建築物よりも緩和した措置となっています。 ただし、以下の場合には、定められた危険物の貯蔵量を超えるものについても建築すること が可能です。 ・地方公共団体が、土地利用の動向を勘案し、土地利用計画の実現を図るため適切な用途地 域、変更する場合 ・特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合 ・特別用途地区や地区計画等を活用して、条例によりま築物の用途規制の緩和を定めた場合 ・特定行政庁が、市街地における環境を書するおそれがない等と認めて許可した場合	
281104003	28年 11月4日	28年 12月6日	29年 2月15日	洋上風力発 電事を見知さまで、 をする一般ら 明に関するガ イパライン整 備	[具体的内容] 洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわたる占用を求めた際、地方自治体が許可を与えるにあたり参考となるガイドラインを整備すべきである。 [提案理由] 洋上風力発電施設の設置海域としては、港湾等のほか、一般海域がある。一般海域は、国有財産法が適用される公共用財産であり、財物管理が地方自治体に委ねられている状況にある。そのため各地方自治体では、住意に条例を制定して一般海域の占用許可を行っているが、占用許可が得られる期間は、概41~9年間程度が原則とされている。例えば戸体式津上風力発電事業を実施する場合、FIT期間20年 + 建設2年 + 撤去0.5年と、長期にわたる海域の占用が必要となる。短期間の占用許可しか得られない現状では、事業の予見可能性が確保できないたの、資金調道に支障を来している。 そこで、洋上風力発電事業を目的として事業者が一般海域の長期間(20年間超)にわたる占用を求めた際、各市南村等が許可を与えるにあたって確認すべき事項等を国が取りまとめ、ガイドラインとして同知し、これに合致する場合には精極的に占用を許可さみら当治体に原産を求めるできである。ガイドラインが整備されれば、「海洋基本計画」(2013年4月26日間議決定)に虚り込まれた海洋再生可能エネルギーの利用促進、およびそのための海域利用ルールの明確化、地域ごとの状況に応じた海域利用の調整にも資すると考えられる。 本要望が実現し自治体の対応が進めば、洋上風力発電の導入が拡大し、わが国の低炭素電源比率が向上する。また、浮体式洋上風力発電に限っても、50兆円規模の経済効果 (浮体式洋上風力発電に限つても、50兆円規模の経済効果 (浮体式洋上風力発電に限つても、50兆円規模の経済効果 (浮体式洋上風力発電に限つても、50兆円規模の経済効果 (浮体式洋上風力発電能設1基50億円×100基×100カ所=50兆円)をもたらすと見込まれる。	内房展库标案间通域 内房展库标案间通域域 人本配合会	洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわ たる占用を行う場合における法令などのルールはございません。	_	その他	経済産業省は、平成28年度中に、ルールが明確化されておらず事例も少ない一般海域における洋上風力発電設備の設置に係る利用調整について、「地方自治体による取組事例や環境名及び当省の実証事業における事例のとりまとめを行い、ガイを作成して発電事業者に周知する」こととしております(第4回再生可能エネルギー等関係所省庁連続会議資料1より)。また、更なる法上風力を電設備の設置に係る調整の円滑化に向けて、内閣官房総合海洋政策本部事務局は、関係所省庁と連携し、平成28年度から一般海域の利用調整の実態や利用条件について調査を行い、ルール化の必要性を検討することとしております。	Δ

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ.	再快的0.	所管省	内閣府	の、争物向が	が提案内容に関する事実関係を確認する事項	15.4			所管省	<b>育庁の検討結果</b>	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状 該当法	法令等	対応の 分類 対応の概要	_推進会議に おける再検 討項目
281104013	28年 11月4日	28年 11月16日	2月28日	外能發致分類 有一個大學 一個大學 一個大學 一個大學 一個大學 一個大學 一個大學 一個大學	の百月出債はU~4.3平月プートル程及(設備性親によう)(あることの、外双市房機能を何9 ス空調設構の上方面禁止116平方4上に出来(対象取し入れが方にな会れ)となる	(一社)济連 田田田会		建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(省エネ基準の水準を超える誘導基準率に適合する盲の認定)を受けた建築物は、建築基準法(個和25年末年実20号)第25条号に規定する建築物の容積の算定の基礎となる延べ面積には、遅く面積の1/10を上限として、誘導基準 建築物の3元高齢を起ぐなる延べ面積には、遅く面の建築物の反前積を超える部分の床面積を超入しないこととされています。 過常の建築物の反前積を超入しないこととされています。 過常の建築物の反前表を設ける。 部分であることが規定されており、ご提案の「外気冷房機能を有する空部分であることが規定されており、ご提案の「外気冷房機能を有するで部分であることが規定されており、ご提案の「外気冷房機能を有するでの」の「大阪路集熱設備」、エルー海費性能の向上に資するもの(2)次解集設と機能を表してエネルギー海費性能の向上に資するもの(2)次解半部末ルーション設備(4)地域熱供給設備(5)蓄整設備(6)蓄電池(京に据え付けるものであって、再生可能エネルギー発電設備と3番電池(京に据え付けるものであって、再生可能エネルギー発電設備と選系するものに限る)。	費性能の 関する 製作 と いの は 発 いの は と に の に が の は は で と で の に が の に の に の に の に の に の に の に の に の	建築物省エネ法における容積率特例は、誘導基準に適合させるための措置をとることにより 「通常の建築物の床面積を超えることとなる部分」を不算入とするものです。このため、通常用 いられる空気調和設備等の対象設備として、エネルギー消費性能を向上させるために追加的に が取った場合を表する空気調和設備は、近接家のとおり建築物のエネルギー消費性能を向上させる設備ではありますが、通常設置される空気調和設備に追加的な影像を設置せずとも、単に外気冷房制御を追加すること等によっても導入が可能であり、当該設備を設置する部分は「通常の登集教の床面積を超えることとなる部分」とは必ずしも言えないため特例の対象外としています。	
281104022	28年 11月4日	28年 11月16日	28年 11月30日	市区域地制 を は は は は は は は は は は は は は は は は は は	【具体的内容】 都市計画法第34条第九号および同法施行令第29条の7(以下、関係法令)に基づく市街化調整区域への給油所の出店に際して、同法の適用を担う地方自治体が、実態に即さない過小な散地面積上限規約を設定しているために、給油所出店が不可能となる場合がある。開発計可運用指針の文字により、関係法令の自的に合致しない一律の面積上限規制が行われないよう、地方自治体に対して周知すべきである。 【提案理由】 (4) 規制の現状 市街化調整区域における開発行為は、都市計画法第34条各号の基準に該当する場合に限定される。総油所(SS) の出店については、同条第九号および同法施行令第29条の7により、道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる給油所等に該当すると許可者(都道府県知事等)が判断した。国の開発計可運用指針等に基づき第34条各号の具体的な判断基準を定めている。地方自治体は、市街化銀を図域における開発行為について、独自に開発力自治体は、一般的に、国の開発計可運用指針等に基づき第34条各号の具体的な判断基準を定めている。地方自治体は、市街化銀管区域における開発行為について、独自に開発面積の一限規制を設定している場合がある。一部自治体においては、開発上限面積が、最近のセルフサービスSSIニー般的に求められる面積に比べて小さく設定されており、実質的に市街化調整区域へのSSの出店は、同法施行令第20条の7が定める「道路の円滑な交通を確保する」という目的および「適切な位置に設けられる」という基準への高値を前環の円滑な交通を確保する」という目的および「適切な位置に設けられる」という基準へ適合を前環へに、条都市の特性を踏まえ、都市政策の規度、かりに対している場合を前環の円滑な交通の内滑な交通の音楽としている。開発計可適用指針の改定等により、地方自治体が実態に即さない一律の面積上限規制を行わないよう、周知していただきたい。 (6) 要型が実現した場合の開発する正常に対していただきたい。 (6) 要型が実現した場合の開発する正常に対していただきたい。 (6) 要型が実現した場合の発力に対していただきたい。			市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、開発許可制度において、許可できる開発行為は新市計画法第24条各号に要する立地基準のいずれかに該当するものに限定されていま、道路の下されば調整区域内のガソリンスタントの出店については、道路の内が加速でするために適力な位置に関けられる結連所等のための開発行為(都市計画法第34条第9号、同法施行令第29条のプリに禁当すると開発計算を構造(都道府県知事等)において判断されれば、禁可されることとなります。	画法第34	都市計画法第34条第9号及び同法施行令第29条の7は、給油所等の施設を適切な位置に 配置することにより、道路の円滑な交通を保することを趣言としています。 で対応 能 定域の態様や他の沿道サービス施設の立地等を勘楽し、適切に判断した上で独自に開発面積 の上限規制を設定しているものと考えます。	Δ

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		·提案内容に関する事実関係を確認する事項	提案	所管		所管省	育の検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法。	5令等	対応の 分類 対応の概要	おける再検討項目
281107013	28年 11月7日	28年 12月6日	29年 1月31日		の氏名又は名称、使用名の住所なと個人情報を含む項目は暗ち化されている。	(一社) 日本経済 本経体会	国土交通	自動車検査証の二次元コードについては、運輸支局等における自動車 検査登録業務の効率かつ円滑な実施のため、必要な事項に終って自 動車検査証の部分が「記載しているものです。なお、この二次元コード は、道路運送車両法(以下「法」という」第58条第2項に規定する自動 車検査証の記載事項ではないため、自動車の登録及び検査に関する 申請書等の様式等を定める省令で定めておりません(規制はない)。	- 対	自動車検査証の余白部は限られており、かつ、一つの二次元コードに格納できる文字数は技 労働がに限られていることから、現在、自動車検査証に記載している二次元コードは、自動車検 金銭業務の効率かつ円滑な実施に資する情報に限定しております。 で不可 このため、全ての記載内容を二次元コードでデータ化することは物理的に困難であります。 なお、暗号化されてカコードは偽造防止コードであり、自動車検査証の記載内容が格納され ているわけではありません。	
281107018	28年 11月7日	28年 12月6日	2月28日	行うための機器の設置に 係る道路占有	(具体的内容)  歩行者の駅の地下等での移動円滑化を行うためには、現在地を特定して情報提示(歩行者ナビゲーシュン等)を行う必要があるが、道路の下の地下通路へ屋内測他用機器(BLEビーコン等)を設置する際には道路占有許可申請および占有料の支払いが必要であり、機器設置事業者の負担となっている。そのため、道路占有許可の改善をお願いしたい、具体的には、道路占有料の真定の際の占有面積の考え方の整理(最小面積の低減)、腹がい者・高齢者の移動円滑化(アクセシビリティ/バリアフリー)等の特定目的における滅免等の検討をお願いしたい。 [接案理由] (a)道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができる。道路占有における占有料は政令、患方が上側をかられている。 右科の額=道路価格、使用料率×占用面積(×修正率) (b)訪日外国人の増加や超高齢化が進む日本において、駅や街での移動の円滑化が非常に重要になっている。移動の円滑化においては、歩行者への適切な情報提示が必要である。歩行者への情報の受研である。その情報では地上で使われているの字の電波が描かないため、別に電波を考する屋内の足派、歩行者十ピアーシュン等)においては、移動者が自分の位置を推断することがあり、通路である。最初に一般を支えなが、影響のの事がには地上で使われているの字の電波が描かなである。別に電波を考する屋内の足病、場所者では地上で使われているの字の海波が描かないため、別に電波を考する屋内の足病、場所者では地上でせつれているの音が出たがある。これとなが、通路で見ませては地上で、サーン・プトール程度である場合があり、後に耐力が再発でしていた。といる原となる場合があり、後に耐力が再発の発電面積とはマッチしていないために占有料が高額になっている状況にある。また、曲がり角などについては、後来の「注意」を示す点に対して、原内側の指数を設置するケースがあるが、これと確かい者が高額になっている状況にある。また、曲がり角などについては、音を促進を目的に対する場合がいる音がであるが、またが表になっていいては、音を促進を目的に対する音がいる音がであるが、またが、といただきたい。	(一社)日本経済 団合会	国土交通省	一般の自由な通行を本来の目的とする道路に工作物等を設けて継続 して道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることから、道路の未来目的との調整を図るため、道路管理者の許可を受けな 道路法第3 ければならないこととしています。また、道路管理者は、道路の占用に 一つき占用料を徴収することができるとされています。		道路の占用許可に当たっては、占用の場所、工作物等の構造、工事の実施方法、工事の時期、道路の復旧方法等を確認し、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがなく、道路の本身的機能を阻害するものでないかを確認する必要があることから、心とを詳細に担している道路管理者が割断する必要があります。 占用料の額については、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあっては、政令)で定めていますが、政令における占用料の額については、占用件数が能大なもののうち。占用面積の類型以近が可能なものについては、当該物件の典型のむサイズを表に占用面積を定め、1個(1本)当たりの日料料を算出しています。され以外のものについては、1平方メート」といりの日料を別していては、当該機器の設置状況のほか、類似の占用物件に関する対策開発の状況や音及の程度等や該まえる必要があり、慎重を検討が必要となるため、ただちに指置することは困難です。また、道路占用料の減免措置を行うかどうがは、直轄国道においては、占用物件の目が、性質、構造を勘察して総合的に判断しているところであり、それらを見体的にお示しいただいた上で、必要に応じて検討することとなりますが、直轄国道におけるPIS機基地局その他にお示しいただいた上で、必要に応じて検討することとなりますが、直轄国道におけるPIS機基地局その他にお示しいただいた上で、必要に応じて検討することとなりますが、直轄国道におけるPIS機基地局その他にお示しいただいた上で、必要に応じて検討することとなりますが、直轄国道におけるPIS機基地局その他におらに対しては、基地局1基当たり政令で定める額の70%を減額しています。	5 b

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	円快討の				が提案内容に関する事実関係を確認する事項				554	き省庁の4	수라红田	45 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
受付番号	受付日	所管庁へ検討	つ での	担实市伍	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁		וולו	3 19 11 00 1	<b>医副和木</b>	規制改革 推進会議に おける再検
		要請				土体	B/1	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	討項目
281107019	28年11月7日	28年2月ē			(4) 東望の理由	(一社)済連 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	国土交通省	一般の自由な通行を本来の目的とする道路に工作物等を設けて継続 して道路を使用することは、多少なりとも通行の支触になり得ることか 。道路の本書目的との関撃を図るため、道路管理者の計可を受けな ければならないこととしています。また、道路管理者は、道路の占用に つき占用料を徴収することができるとされています。	道路法第32条、 道路法第39条	対応不可	道路の占用許可に当たっては、占用の場所、工作物等の構造、工事の実施方法、工事の時期、道路の復旧方法等を確認し、道路の構造又は交通に支殖を及ぼすことがな、道路の時態を配置するものでないかを確認する必要があることから、これらを特難に把握している道路管理者が判断する必要があります。 必なお、道路入用料の減免措定そ行うかどうかは、直轄国道においては、占用物件の目的、性質、構造等を勘案にて総合的に判断しているところであり、それらを具体的にお示しいただいた。 上で、必要に応じて検討することとなりますが、直轄国道におけるPHに無機基地局の占用料については、基地局1基当たり数令で定める額の70%減額しています。	=
281107020	28年11月7日	28年12月6		促進を目的と した不動産低 価格物件の	1、処分に困っていた空き家の所有者が救われる。	個人	国土交通省	宅地建物取引業法第四十六条を受けた通達「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる新聞の館」(昭和45年 建設省告示策 1552号)において、新聞か留は、国土交通大臣の定めるところによる、依頼者の一方につき、それぞれ、当該売買に係る代金の館(・・中略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法第四十六条を	その他	宅地建物取引業者が不動産の売買等により受けることができる報酬については、「宅地建物 引業者が宅地又は建物の売買等には関して受けることができる報酬の額(昭和45年建設省告告 第1552号)で規定しております。報酬の上限額の増額は、消費者の負担増につながるもの でもあり、不動産取引全体に与える影響も大きいと考えられるため、慎重な検討が必要である と考えます。	7

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  ◎:各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うことされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再検討の	要否を判	断するため	め、事務局が	『提案内容に関する事実関係を確認する事項						
		所管省庁への	内閣府での	12 mm m m		提案	所管		所有	管省庁の	検討結果 規制改革 推進会議
受付番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	おける再巻 対応の概要 対応の概要
281108002	28年 11月8日	28年 12月6日		宅地建物取 引業事項 要の内 加について	掲題の件、宅建業法についてもっとも重要とされる重要事項説明について。 業務として、今後増えていくことはあっても減ることはまず間違いなく無い業務です。 顧客にとって購入の判断材料となるものなので、内容が多いに越したことはなく、減らしてくれとはお 願いしません。 ですがせめて、重季項の内容(公的な内容)を調べやすくしていただきたい。 ですがせめて、重季項の内容(公的な内容)を調べやすくしていただきたい。 いつぞやにあかていた、空を家対策の「写出機物取引していかする職務上請求権の付与」ではありませんが、今後業務が増えていくなら、なららかの対処をしていただきたいと思います。 法的にも現状では無理だということは重々承知しております。「措置の分類」において、「対応不可」となるのもわかります。 ですが、そこを曲げてでも何とかしていただきたいからこそ、「お願いをしているのです。 法的にも無理、制度的にも無理、歴史的にも無理、ですが、なんとかしていただきたくよろしくお願いいたします。	個人	国土交通省	宅地建物取引業法第三十五条において、宅地建物取引業者は、宅地建物取引業として、都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別に応じて政令で定めるものに関する事項の概要等について、書面を交付して説明をさせなければならないことと規定されています。	宅地建物取引業 法三十五条	その他	宅地建物取引業法第三十五条で規定している重要事項説明は、宅地建物取引についての経験や知識の乏しい消費者が、契約対象物件や取引条件について十分理解しないままに契約を締結し、後日、契約目的を達成できず不測の損害を被るといった状态を防ぐため、契約締結の判断に重大な影響を与える事項について毛地建物取引に批明させることを義務付けたものです。このように重要事項説明は、宅地建物取引業者の業務の中でも極めて重要なものであるため、国としても、重要事項として説明すべきものについて新たに追加された場合には、その内容について通知等によけ情報促出しており、今後とも宅地建物取引業者が円滑に業務を行えるよう、適切に対応してまいります。
281114002	28年 11月14日	28年 12月6日		建築基準法における1メ がパスカル未 満の圧縮水 素ガスに関し て	1メガバスカル未満の圧力で貯蔵した水素ガスを利用したシステムを建築基準法に係る建築物に導入する事を検討した場合、建築基準法に上記に記載した水素ガスに関して定義等がございません。 1 オガバスカル未満の水素ガスは建築基準法上の圧縮ガスに該当することをを明確化して頂きたく存じます。 (a)規制の取状 建築基準法関連法規上に高圧ガス保安法適用外の圧縮ガス(1メガバスカル未満)に関する定義等がないため、1メガバスカル未満の圧縮水素ガスを圧縮ガスとしてみなして貯蔵量を算出してよいのか不透明である。 (b)要望理由 建築基準法上の圧縮ガスに1メガバスカル未満の水素ガスが該当するという解釈の統一を図りたい。 (c)要望が実現した場合の効果 水素ガスを利用したシステムの利用普及・促進が期待できる。	(一社)電 子技衛協会	国土交 通省	高圧ガス保安法において、圧縮ガスについては特に定義がなく、高圧 ガスも圧縮ガスの一部として取り扱われており、建築基準法第116条に ある「圧縮ガス」においても同様です。 (参考) 高圧ガス保安法 第二条 この法律で「高圧ガス」とは、次の各号のいずれかに該当す るものをいう。 第用の温度において圧力(ゲージ圧力をいう。以下同じ。) がーメ ガバスカル以上となる圧縮ガスであって現にその圧力が、メガバスカ ル以上であるもの又は温度と十五度において圧力が、メガバスカル ル以上であるもの又は温度と十五度において圧力が、メガバスカル 上となる圧縮ガス(圧縮アセチレンガスを除く。)	建築基準法施行 令第116条	現行制度下で対応可能	建築基準法施行令116条においては、支燃性及び不燃性のガスを対象から除外しています。 従って、圧縮ガスとして規制の対象となるものは、可燃性のガスのうち圧縮されたガスー般を想 定しており、圧縮された水無についても、これに当たると考えています。なお、高圧ガス保安法 等の安全規制の対象になっている圧縮ガスは、建築基準法施行令第116条においては、一般 の可燃性ガスに比べて、貯蔵量の上限を引き上げる緩和が図られている圧縮ガスに該当しま す。
281114005	28年 11月14日	28年 12月6日	IHSID	建設業法にお ける経営責任 者 資格要件 の緩和	【内容】 建設業における下記「経営業務の管理責任者」としての経験年数に関する資格要件の緩和を要望する。 【理由】 建設業許可を取得・維持するための要件として「経営業務の管理責任者としての経験がある者を有しているとととされている(建設業: 第7条第1号)。この要件は、建設業の経営が他の産業の経営、は著し、人は必要とは、適正な建設業の経営を期待でついて一定期間の経験を有担で出た者が、最低 1人は必要とは、適正な建設業の経営を期待するところから定められている。その具体的要件は、以下のとおり、1時可を受けようとする建設業の経営を期待するところから定められている。その具体的要件は、以下のとおり、1時可を受けようとする建設業は別の建設業に関し7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有していること。2 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経営業務の管理責任者としての経験を1といて必要を有していること。(その他の要件は、1付、1分では、1分で表別では、1分で表別では、1分で表別で表別では、1分で表別で表別である。1分で表別で表別である。1分で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で		通省	許可を受けようとする者が法人である場合においては、その役員のうち 常動であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその 支配人のうち一人が、許可を受けようとする建設業に関し五年以上経 営業務の管理責任者としての経験を有する者であることが必要です。	建設業法第7条 第1号、建設業法 第15条第1号	検討に着手	建設業は、一品ごとの受注生産、契約金額が多額、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うという、他の産業とは異なる特性を有していることから、その適正経営を確保するため、建設業の許可に限し、建設業の経営業務について一定の経験を有する者を置くことを義務付けております。 経験を数については、平成27年6月に期間決定された規制収益実施計画において、5年の経験年数については、一定程度短縮することの可能性について検討し、平成28年度に結論・措置することとされております。 今後、同計画に基づき、検討をすすめてまいります。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		"泥木門谷に関する宇大関派と唯めする宇境 担守の日本地内で	提案	所管	Ī	所管省庁	の検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令等	対応 分数		おける再検討項目
281117020	28年 11月17日	28年12月6日	29年 4月28日	新侵 相にお 神 日 日 肝 日 手 間 間 体 性 発 性 所 は 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 で の の の の の の の の の	【具体的内容】 新機材でEFB評価を実施する期間において、通常フライト時については、紙媒体による書類の搭載 を不要とすべきである。 【授業理由】 航空法施行規則第144条の2第1項第2号、第3号又は第4号に掲げる書類(以下/搭載書類」という。)を航空機に備え付けずに運航しようとする場合、6の月間の評価運用を行ったうえで申請を行った。からかる。この際、評価運用期間中は紙媒体による書類の搭載が水められている。 他方で、近年設計・開発された航空機は、紙媒体による搭載書類の代もかりに、電子媒体による搭載書類の使用を前提とした設計となっており、今後わが国のエアラインに導入されるエアバス社A350型機の設計仕様・紙媒体による書類を搭載を設定していないが、EFBの評価運用期間では、依存搭載する書類の格域へへ入が、操縦室内に装備されていない。仮に無媒体による書類を搭載 はたびた数する書類の格検スペースが、操縦室内に装備されていない。仮に無媒体による書類を搭載 は、大きとした場合、操縦室内に飛行中に張媒体による書類を置立する対策を行うとともに新たに格約 スペースを装備するなど、書類の準備等に係る管理費用が追加で発生する可能性がある。また、紙 媒体による書類を搭載することで、機体重量が増加し、燃油費の負担増も考えられる。	団体連	国土交通省	・航空法第59条並びに同規則第144条及び第144条の2により、航空機等における情通信の技術の用に関する法 ・航空は第50条並びに同規則第144条及び第144条の2により、航空機 ・直接での安全のために必要な書類として、飛行規程、適切な航空 図、運航規程を備えつけることが規定されています。 ・当該書類を、IPAD等により操縦室において電子がに表示する機器(以) 下、EFB)で代える場合は、運航者は「EFBを使用する航空機運航の実施活だまととは、航空機業組集等に対し使用手順・注意点等についての訓練が必要となります。また、EFBが書現と同等以上の信頼性・利用の関すの訓練が必要となります。また、EFBが書現と同等以上の信頼性・利用の関すの訓練が必要となります。また、EFBが書現と同等以上の信頼性・利用の関すの訓練が必要となります。また、EFBにで表しては、EFBに不具合があった場合には、でに偏え、書類の指数を求めています。 ・ただし、既に書類に代えてEFBを用いた運航を認められている者が、新立な型式の航空機に同等の機能を有するEFBを用いて運航を行場第144条及73 本格のできます。	存報利律 所係等保情の法部 & 関第   る実平日11女界で能   現下可   現下可   現下可   現下可   おおおお   おおおま   おおま   おまま   おまま   おまま   おまま   おまま   おまま   ままま   まままま   ままま   ままま   まままま   ままま   まままま   ままま   まままま   ままま   まままま   ままま   まままま   ままま   ままま   ままま   まま   ままま   ままま   ままま   ままま   ままま   ままま   ままま   まままま   まままま   ままま   まままま   まままま   まままま   まままま   ままま   まままま   まままま   まままま   まままま   t		
281117022	28年 11月17日	29年 4月10日	29年 5月31日	した形での資 格の新設	【具体的内容】 航空整備士資格試験課目の「基本技術Ⅱ」について、単体の資格として認められるよう、航空整備 士試験とは独立した形で別途、資格を新設すべきである。 【提案理由】 一等航空整備士(以下、一整と略)及び二等航空整備士(以下、二整と略)の資格取得に際して、航空整備士資格試験課目のひとつである「基本技術Ⅱ」の修了が必須となっている。 近年は、一等航空連航整価士(以下、一理の勝)及び二等航空連航整価士(以下、二連と略)取得 課程においても、本来求められている「基本技術Ⅱ」の修了が必須となっている。 速程は、一部の重整の構造では、下、一連の勝)及び二等航空連航整価士(以下、一連の資格取得に は、「基本技術Ⅱ」の修了の有無を示す公舎が定実績が現らないため、一連・二連の資格取得にけては 「基本技術Ⅱ」の修了の有無を示す公舎が定実績が現らないため、一連・一連の資格取得にけては 「基本技術Ⅱ」の整介の有無を示す公舎が定実績が現らないため、一連・一連の資格取得だけでは 「基本技術Ⅱ」の整介の有無を示す公舎が定実績が現らないため、一連・一連の資格取得だけでは 「基本技術Ⅱ」を独立した資格とすることはより、例えば、①企業内指定養成施設では、「基本技術Ⅱ」を独立した資格とすることにより、例えば、①企業内指定養成施設でで一連・一連の保護を指して学生が基本技術Ⅱ」を独立した資格とすることにより、例えば、①企業内指定養成施設でで一連・一連の保護程に在第上で学生が基本技術Ⅱを行い場合は、人社後の教育・署を全除することが可能になることから、特定の学校や企業に扱われることなく、柔軟で効率的な審価業を発除することが可能になることから、特定の学校や企業に扱われることなく、柔軟で効率的な審価業を発除するとないが、そうした者の基本技術Ⅱ」は今得機会の拡充にも遵すると考えられ、製造業も含めた航空産業全体の品質の産上げにつながる。 なる、「基本技術Ⅱ」は今つルルスキルを学が課目であり、機体システムと深く関連する内容ではないため、他課目の知識の有無を強く問われることがなく、独立して履修することについて特段支障はないたあえ	(一社) (一社) 持連連 合会	経済 経済 生 本 立 道	航空法第29条 航空法第28条 航空选事者 施設施工 平成18年に関係通達を制定し、航空運航整備士に係る技能証明課程 東門学社の のうち、基本技術 II に係る課程を別課程として設けることができること としています。 で整備主義社 が連携して行 育訓練方法に する基準(PPP 年9年) 年9日 129年) 空乗第129号)	後 ・成 ・成 ・成 付 ・ ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ に が ・ が ・ が に に に に に に に に に に に に に	現在、既に航空運航整備士に係る技能証明課程のうち、基本技術Iの課程を別課程として 関度 ID ID ID ID ID ID ID ID ID ID ID ID ID	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	丹伊討0.	所管省	内閣府	以、事務同な	が提案内容に関する事実関係を確認する事項			所	管省庁σ	) 検討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状 該当法令等	対応の分類	対応の概要	上推進会議に おける再検 討項目
281117023	28年11月17日	28年12月6日	29年 2月28日	る車両運転許	全港における地上収扱未務において、単画の連転を行う名を確保する必要性は恒吊的に高いは か、近年は上昇不見が深刻化する中、原国上組集家の計画事更加まに伴う国際チャーター原連結	(一本型分割) (一本型分割) (計算) <td>国土谷</td> <td>空港の制限区域における車両運転許可に関しては、空港毎に空港管</td> <td>1. 現現で乾 度下可 検討 2. 検</td> <td>・ ア・リンノの一時がはか域の場合は生港管理者による語音及が試験の向力を光珠できるよう 昨年8月に基準を改正したところです。これにより、空港間によけるタイムリーな業務支援体制 の構築については、十分達成できるものと考えます。引き続き地方空港等の空港管理者に対し 本外が担きなまむ。以よりよります。</td> <td></td>	国土谷	空港の制限区域における車両運転許可に関しては、空港毎に空港管	1. 現現で乾 度下可 検討 2. 検	・ ア・リンノの一時がはか域の場合は生港管理者による語音及が試験の向力を光珠できるよう 昨年8月に基準を改正したところです。これにより、空港間によけるタイムリーな業務支援体制 の構築については、十分達成できるものと考えます。引き続き地方空港等の空港管理者に対し 本外が担きなまむ。以よりよります。	
281117028	28年 11月17日	29年 4月10日	29年 5月31日	T技術を活用 した舗装路点 検の実施促 進に向けた点	【具体的内容】  編装路の点検において、例えば市販のカメラやセンサー等を活用するなど、簡便な方法による点検のルールを新たに設けるべきである。  【提案理由】 国土交通省が平成25年2月に、主として市町村が舗装路の総点検を実施する際の参考資料として策定した「総点検実施要領(家)【舗装編】」では、路面性状の受害、すなわち、「ひい割れ・わだち握れ、報模側して甲坦性)と高機度に同時測定することが求められている。 しかし、同要領(家)に定められた技術基準結高だった。検にし、実質的に1台1億円相当のMCI測定率が必要となるため検査事用が高額となり、その結果、市町村を中心に財政が厳しい自治体では、点検そのものが実施されにい、状況となっている。 近年、市販のカメラ、一般的なセンサー、きらにはコンピーニータの画像解析に関する技術水準の向上は目覚しく、建設業者や調査業者との共同実験でも現状業務に置き換えることが可能となべ等にある。 近年、市販の対策の一様では、音楽を受いている。なお、同要領(家)では、「独自の要領等に基づく路面性よ別定事等となることが可能とないでは、なお、同要領(家)では、「独自の要領等に基づく路面性よ別定事等による部面性状態を参加である。のではない」とされているが、進切な補修工事へ繋げるための最低限の精度、機能に関する基準等が示されていないことから、同要領(家)に定定的な自治体であっても、財政上の理由により、点検を断念せざるを得ない自治体があるとの指摘もあり、舗装路点検の実施でのものが普及していないの数とのというというというというというというというというというというというというというと	団体連	国土交	国土交通省では、平成25年2月に道路ストックの総点検の要領として「総点検実施要領(案)【舗装編】Jを策定し、道路利用者及び第三者被書防止の観点から点検を実施してきました。その後、平成28年0月に、道路法施行令第55条の2第1項第二号の規定に基づいて行う点検の要領として「舗装点検要領」を策定しています。「舗装点検要領」では、舗装種別毎の材料・構造等を考慮した点検の方法等について定めており、各道路の特性等を踏まえ、道路管理者的 周・大学について定めており、各道路の特性等を踏まえ、道路管理者的 周・大学について定めており、各道路の特性等を踏まえ、道路管理者的 局・対策定する適切な手法により舗装の状態を把握することとしています。	現行制度 下で対応 可能		

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ◎ ・各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

	所管省 内閣府		N提集内容に関する事実関係を確認する事項	提案	所管		所'	ぎ省庁の村	食討結果	規制改革推進会議に		
受付番号	受付日	検討	回答取り	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281117029	28年 11月17日	28年 12月6日	3月31日	物流施設における駐車を容の上がままる。 一般では、 一をは、	設でめるかゆえに、他の小助産と比へ(谷積対象体へ昇入田積か相対的に多くなるという、初流施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(一社) 分 経済連 可合会	国土交通省	自動車車庫等部分の床面積は、建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しません。			建築基準法施行令第2条第1項第4号では延べ面積の算定方法を規定しており、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の各階の床面積の合計の5分の1まで自動車車庫等の床面積は算入しないこととしていますが、これは周辺の待機車両の減少と当該建築物への車面の油入り入る勘案し、必要最低限の附属駐車場の確保を促進するためにご指摘の物志施設については、容積率に不算入となる自動車車庫等の床面積の上限を緩ずった出たことにより次のおそれがあることから、一律に提知することは困難です。一般回の特理画の減少よりと当該物流施設への負者が増大しかねない。建築物の形態が大きなり、道路等の公共施設への負者が増大しかねない。建築物の形態が大きなり、市街地環境に悪影響を及ほしかねない。上述教育の必要が大きなり、市街地環境に悪影響を及ぼしかねない。上だし、総合設計制度を活用し、特定行政庁が許可した場合や再開発等促進区を定める地区計画等の都市計画制度を活用する場合には、容積率を緩和することが可能です。	o : : : : : : :
281117030	28年 11月17日	28年 12月6日	7月20日	モビリティ・ シェアリング に対する活用 空間の活用		(一社) 行 経 達 理 合 会 経 達 連	警察庁交際上省	一般の自由な通行を本来の目的とする道路に工作物等を設けて継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支際になり得ることから、設置することが可能な物件を限定し、道路の構造又は交通し支援を及ぼすこかなく、道路の本来的機能を開書するものでないかを道路音響者が確認したものについては毎日まずるとしております。また、自動車の保管場所の確保等に関する法律(以下「保管制所法」という、第3条の規定により、自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所を確保しなければならないことされております。	保管場所法第3	現行制度が可能	駐車場は施設の規模が大きく、道路構造又は交通に与える影響が大きいことから、道路へ 設置については場所を限定しておりますが、トンネルのレ又は高架の道路の路面下等におい では占用許可により設置が可能です。また、対象車種が道路運送車面法第3条に見戻するか、 型自動車で二輪のもの等に限定されますが、車両を駐車させるため必要な車輪止め装置につ いては、トンネルの上又は高架の道路の路面下に戻走事場を設置する場合、合理的な利用の観点から継続して なお、高架の道路の路面下に駐車場を設置する場合、合理的な利用の観点から継続して なお、高架の道路の路面下に対車場を設置する場合、合理的な利用の観点から継続して ないもの」に限ることとする道路法第33条に規定する占用許可基準を適用しないこととしてお り、道路管理し支庫があると認められる場合を除き、当該高業下の占用を認めることとしてお ます。また、乗り捨て(ワンウェイ)方式によりレンタカー型カーシェアリングを行う場合においては 度波自動車の駐車場を配置事務所(資波自動車の資法又は返還が行われる事務所をいう。) 及び道路運送車両法第7条第1項第5号に定める当該自動車の(使用の本拠の位置)とするこ とができるほか、保管場所法上の自動車の保管場所とすることもできます。	Δ

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		V提案内容に関する事実関係を確認する事項	提案	所管		所管省	庁の検討結果	規制改革推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令		坊の  分類 対応の概要	おける再検討項目
281117031	28年 11月17日	28年12月6日	29年 2月28日	する小売店舗 における車両 出入口設置 基準の運用 の統一化及	【具体的内容】  駐車場を設置する小売店舗における車両出入口設置基準について、道路管理者に対し乗入幅に関してより柔軟に対応する方向で対応するよう、周知酸底を図り適用の統一化を進めるとともに、乗入箇所を2億所まで設置できる条件の例示を増やすことなどを適じて乗入箇所に関する基準を見直すべきである。 【探楽理由】  (// 小売店舗が敷地内に駐車場を整備するため、車両の出入口を歩道に設置する場合、乗入幅の基準は再程に応じて3つに分類され、乗用車・// 型で割ります。 (日本) は 1 と で で で で で ある。 (日本) は 1 と で で と で で と で と で と で と で と で と で と	団体連	国土交通省	道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は道路の維持を行う場合には、道路管理者の承認を受けて行うことができます。		道路法第24条に基づく道路管理者以外の者の行う工事(以下「承認工事」という。)は、道路管理者の承認を受けて行うことが必要であり、国工交通省においては、承認をするか否かを判断する際の一般的な基準(家として、「遠路技業の4条の承認及び第19条第・項の所で、 行制度 る。 で対応 車両乗り入れ幅については、道路技護、歩行者の安全、沿道施設への車両の出入りの円滑、 ・ 第のランスを考慮しながら、個別具体の箇所の個の大きさそ決定する必要があることから、同通達本文においては、「地方の特殊性、工事の態様等に応じて、本基準と異なった基準を完めることは差し支えないもの」としているところです。具体的な事案については、担当している道路管理者にお問い合わせください。	f =
281117033	28年 11月17日	28年12月6日		道路幅を超過 しないクレー ン車の通行許 可条件の緩				道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊でありや むを得ないと認めるときは、車両を通行させようとする者の申請に基づ いて、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条 件を付して、車両割限令で定める車両の諸元の最高限度を超える車両 の通行を許可することができます。	47条の 対	通行時間帯については、特に重量が重い車両、幅の広い車両の通行に際して、他の交通への影響を低減しつつ、道路の構造の保全、又は交通の危険を防止するために必要な条件として付すものです。 また、誘導車については、交差点、幅員換小部等を通過する際に他の支通の安全の確保、 福安等の構造物に対する影響を軽減するために配置するものであり、これらの目的を達成すためには、特殊車両の前後に誘導車を配置する必要があります。 さらに、通行条件が入となる経路についても、一般的順限値を超える車両が通行することにまわりはなく、道路管理者の許可を受けて通行頂(必要があり、届出とすることは困難です。なお、特殊車両通行許可については、特大トラック輸送の機動性強化のため、審査の迅速化に向けた取組を行っているところです。	5 E

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		N定条内谷に関する事実関係を確認する事項	提案	所管		所	管省庁の	<b>食討結果</b> 規制 推進	
受付番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類		る再検
281117034	28年11月17日	28年 12月6日	3月31日	物流施設内 における防火 区画の整備 義務の緩和	【具体的内容】  延べ面積が1500平方メートルを超える物流施設については、防火区画の整備を義務付けられている延べ面積が1500平方メートルを超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁によって有効に区画し、近への、各区画の尿面積の合計をそれぞれ千平方メートル以口とはければならない、とされている。このうち、建水の面積が1500平方メートル以口にしたいない。とされている。このうち、建水の面積が1500平方メートル以内ごとに下砂られている。 避難安全検証法に基づけば、空間の広さ・高さも1c、数値が大きければ大きいほど、避難するうとは、定数や全検証法に基づけば、空間の広さ・高さも1c、数値が大きければ大きいほど、避難するうで有利なる。大進的なア型物流流能図の多くは、避難安全検証法(全部下に基づいて整備されていることから、一個に1500平方メートル以内ごとに防火区画を設けることがあずしも望ましいこととは、必要です。変更する方でも力が有用なケースもあると考えられる。また、防火区画を設けることが有用なケースもあると考えられる。また、防火区画を設ける遅く面積を拡大することが有用なケースもあると考えられる。また、防火区画を対しているとかかまりに上述ると表表の重なる効率にして資する。 述べ面積が1500平方メートルを超える建築物に床面積の合計1500平方メートルと超える建築物に床面積の合計1500平方メートルと超える建築物に床面積の合計1500平方メートルと超える建築物にまる強くない場合においては防火区画を設けることについて、当該建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては防火区画の設定義務を除されているが、これに該当する建築物に、工場と同様に物流施設した過ればない。	(一社) 臼 一経体達 合		建築基準法施行令第112条第1項により、主要構造部を耐火構造とした建築物等については、延べ面積が1,500㎡を超える場合に、床面積1,500㎡以内ごとに1時間準耐火構造の壁や特定防火設備により区画しなければならない。	建築基準法施行令第112条	現行制度下で対応可能	火災が発生した場合において、火災が建築物内の他の部分に延焼することを防止することは、避難活動及び消防活動の安全性を確保し、また、財産の保護を図る上で重要です。 建築基準法施行令第112年は、大規模建築物の延焼を防止するため、一定の面積ごとし防 火区画を設け、これによって火災を局部的なものに関めようとするものです。この際は、区画す <き床面積の大きさは、主要構造部の性能に応じて、規定されています。 更に、防火区画の対象となる床面積の第定に際して、スプリングラー設備等の自動式に作動 する消火設備を設けた部分については、その2分の1に相当する面積を控除して算定すること ができるため、区画面積は最大で3,000mとなります。	
281117035	28年 11月17日	28年 12月6日	29年	ランプウェイ を設置した物理 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を	【具体的内容】 多層型の施設内をトラック等の貨物車両が自走できるランプウェイを設置した物流施設については、容積車制限を緩和すべきである。 また、一定の条件を満たす形で物流施設に設置されたランプウェイについては、建築基準法上の避難施設として、とりわけ、消防車両も利用可能なランプウェイが2つ以上設置されている場合は、建築基準法上の避難施設として、とりわけ、消防車両も利用可能なランプウェイが2つ以上設置されている場合は、建築基準法上の避難を関として、とりかけ、消防車両も利用可能なランプウェイが2つ以上設置されている場合は、建築基準法との避難にして、とりかけ、消防車両も利用可能なランプウェイが2つ以上設置されている場合を利用の場合が、実際は容積率200パーセントの地域が工業系の用途地域の大半を占めている。物流施設は疾女上の理由等により、数地内の通行が認められている者が関係者に扱いて、高度利用地区、特定地区、再開外等促進区等、スタープランで位置づけられて実地域等において、高度利用地区、特定地区、再開外等促進区等、スタープランで位置づけられて工りではないため、既存の容積率制限を提明する特例制度の活用が困難な状況にある。加えて、近年は同地域における共同性での建設等も進んでおり、侵性的な用地不足に直面している。こうした中、最近は多層型の物流施設が1条数制度の対策が多数開発されている。当該施設は、複数の企業の倉庫を集制することで、工業系の用途地はに対する容積率制限の緩和措置を調じることで、当該施設の整備促進を通じてスペースの有効活用を採用さる手車制限の緩和措置を調じることで、当該施設の整備促進を通じてスペースの有効活用を検押しまっとは、まちでいの観点からも有益と考えられる。	(一社) (一本縣 (本縣 (本縣 (本縣 (本縣 (本縣 (本縣 (本縣 (本縣 (本縣 (	国土交通省	【容積率制限の緩和】 高度利用地区、特定街区、再開発等促進区は市区町村が定めます。 (特別区の区域におけるInaを超える特殊街区及び3naを超える再開発 等促進区の場合、東京都が定める) 総合設計制度は、敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物につ いて、公開空地を設けるなど、市街地の環境の整備を書に資すると認 められる場合に、容積率制限や道路斜線制限などの高さ制度を緩和す る制度です。 【避難階段の適用】 建築基準法施行今第120条、第121条により、建築物の避難階以外の際においては、避難階又は地上に通ずる直通階段を設けなければ、 いけない用途、規模に応じて、二以上の直通階段が必要。)。 また、建築業生法施行今第122条により、建築物の5階以上の階 は地下2階以下の際に通ずる直通階段は避難階段 とは地下2階以下の際に通ずる直通階段は避難階段 とし、建築物の1階以上の階な は地下2階以下の際に通ずる直通階段に避難階段 とし、建築物の1階以上の階 は地下2階以下の際に通ずる直通階段の 接続し、建築物の1階以上の階 は地下2階以下の際に通ずる直通階段の 接続し、建築物の1階以上の階 は地下2階以下の際に通ずる直通階 段は特別避難階段としなければいけない。	条 建築基準法第55 条の2 建築基準法施行 令 第120条、第 121条、第122条	現行制度 下で対応 可能	【容積率制限の緩和】について 都市計画決定権者である地方公共団体が、公共施設の容量等を適切に勘案しつつ、高度利用地区や再開発等促進区等の制度を活用して、容積率を緩和することが可能です。また。終合践計制度を活用し、特を行政庁が終可した場合には容積率を緩和することが「定すです。なお、物流倉庫であっても、敷地の外周部に歩道状の空地を整備すること等により総合設計制度を活用しる事を緩和している例もあるなど、計画をエ失することにより総合設計制度を活用することは可能です。 【避難階段の適用】について 建築基準法における避難は、人が安全に地上までたどり着くことを想定しているため、避難階以外の上層階や地階については、避難階又は地上に適じている直通階段を利用した避難経路を設定する必要があります。また、規模の大きい建築物になると、単に地上まで通ずる直通階段の設置だけでは避難上危険な場合もあり得るため、設置された直通階段の構造を火災に耐えることができるものとするなど防火避難上支障がない返離階段と特別避難階段とする必要があります。また、規模の大きい建築物になると、単に地上まで通ずる直播階段の設置だけでは避難上危険な場合もあり得るため、設置されて、単策基準は、機等解を含むものとして定義しており、直通階段への歩行部単生文障がない直通階段とや対処理階段や特別避難階段ときる必要がありますることをあります。なお、直通階段については、建築基準法上、傾斜路を含むものとして定義しており、直通階段への歩行距離や避難階段や時で求められる構造の規定を表すランプウェイである場合には、ランプウェイを避難階段として計画することを妨げておりません。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

	17100100	所管省	内閣府	の、事物的が	が提案内容に関する事実関係を確認する事項	15.4			所	管省庁の村		規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	l d	推進会議に おける再検 討項目
281117037	28年 11月17日	28年 12月6日	29年 1月31日	市街化区域 内における開 発許可の適 用条件の緩 和	都市計画法上の市街化区域内において開発行為をしようとする者は、開発行為の規模が千平方	(一社) 日 本経済 団体連 合会		都市計画法第29条第1項第1号及び都市計画法施行令第19条第1項に基づき、市街化区域内において開発行為をしようとする者は、開発行為の規模が千平方メートル以上である場合、あらかじめ都道府県知事等の許可を受けなければならない。	条第1項第1号、	対応不可	開発許可制度では、良好な市街地の形成のための技術基準(都市計画法第33条)と市街化調整区域における開発行為を抑制するための立地基準(都市計画法第34条)の2つの審査基準があります。技術基準は全ての区域において適用されるのに対して、立地基準は、市街化を抑制する市体調整区域でのみ適用されます。市街化区域においても、一定規模以上(原則1,000㎡以上)の開発行為が許可対象となり、技術基準が画月されることとではます。技術基準は、環境の保全上、災害の防止上等の規度から、適当な設計がなされているかを確認するため、用途の制度への第金や道路、排水施設、接受的設置等の条件の適合を表かているものです。 良好な水準の市街地を形成するため、地区内に公共施設を整備する必要性が生じる規制規模上で、市街化区域においては、周辺環境への影響大きなることから、原則1,000㎡以上の開発行為を許可に係らしめることとしては、東北・大きなることから、原則1,000㎡以上の開発行為を許可に係らしめることとしています。一方、非総引都市計画区域及び奉献市計画区域とは、開発行海による集積の座台、が市街化区域の場合と比べて小さくある程度大規模なものについて規制すれば足りるため、3,000㎡に緩和しているものになります。	
281120001	28年 11月20日	28年 12月6日	29年 1月31日	自印統し、毎記では、日本の表記を表権のを記と、日本の主に、日本に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本	おり、トータルでは多大な経済的ロスと環境への負荷をハフ欄いている。これらのロスか厳終的には「コーザー負担機の一円となっているので、自動車の封印制度を土幅に見直して、封印の事子立字を	国民利 里·負推 強協 議	通省	道路運送車両法(以下、「法」という。)第11条第1項により、登録自動車の所有者は、国から自動車登録番号の通知を受けたときは、国土交通大臣等から自動車登録毎号域(ナン・ブレート)の変化を受け、当該自動車に取り付けた上、国土交通大臣等の行う封印の取付けを受けなければならないとされています。 国土交通大臣の行う封印は、法第105条第1項、道路運送車両法施行令第15条第1項第1分域(阿阜第2項第3号により、自動車の使用の本級の位置を管轄する連輸室組載及以延續の長に受社されており、道路運送車両法施行規則第3条第2項により、その封印には、運輸監理部又は運輸支局の表示をしなければならないとされています。	道路運送車両及第 第11条第1項第1 第11条第1項第1 30路電等車両条約 14第8電車両条 14第8電車 14第8電車 14第8電車 14第8電車 14第8電車 14第8電車 14第8電車 14第8電車 14第8電車 14第8電車 14第8電車 14第8電車 14第8電車 1488 1488 1488 1488 1488 1488 1488 148	5 対応不可 ]	封印は、自動車が真正なナンバーブレートを取り付けて運行の用に供されることを担保するためのものであることから、その取付けも、ナンバーブレートの交付を行った自動の使用の本拠の位置を替する運輸監理部長又は運輸支局長が自動車登録手続きの一連の流れの中で行うこととしています。 そのため、封印にもナンバーブレートと同じ管轄支局を表示することとし、ナンバーブレートと制印を一体のものとして管轄支局毎に管理しているところです。 仮に全国館へのものにすると、ナンバーブルートと封印の管轄が一致していない場合等の法令違反を迅速に発見することが難しなり、封印の不正使用の防止に支限を来すほか、複数の連轄支局等から封印の委託を受けた者が封印を紛ら上に考ら、紛失した封印がこの運輸支局等のものであるかの特定が困難になり、各運輸支局等のようなおの特定が困難になり、各運輸支局等における封印の適切な管理に支障を来します。よって、ご提案に対応することは困難と考えます。	
281121001	28年 11月21日	28年 12月19日		建築基準法 における日 担置の拡大(線 動に接する 場合)		(一社) 日 本経済 団体連 合会		建築基準法第56条の2に基づく日影規制は、地方公共団体が条例で 指定する区域において、一定の日照等の環境を確保することを目的としています。 ただし、建築物の敷地が解散勢等に接する場合においては、当該線 路敷等に接する敷地現界線は、当該線路敷等の幅の二分の一だけ外 側にあるものとみなず等緩和の措置がどられています。	建築基準法第50 条の2第3項 建築基準法施 等第3条を01 第1項第1号	現行制度 下で対応	建築基準法第56条の2第3項に基づく緩和規定は、建築物の敷地が道路等に接する場合に、 当該道路等への日影を規制の対象とする過剰な規制なならないよう、その幅員に応じて敷地境 界線の位置を規制するものであり、ご指摘のような道路等への日影を規制するものではありま せん。 また、地方公共団体が条例で指定する区域を変更した場合や特定行政庁が土地の状況等に より周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合に おいては、当該規制を適用除外とすることができます。	•

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 ○:再検討が必要(「◎」」「該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

Δ:	再検討の			め、事務局な	が提案内容に関する事実関係を確認する事項			nc 9	ち少庁の	検討結果	17 to 1 to 1
受付番号	受付日	所管省 庁への 検討	内閣府 での 回答取り	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁		対応の	1	規制改革 推進会議に おける再検
		要請日	まとめ日					制度の現状 該当法令等	分類	対応の概要	討項目
281121002	28年 11月21日	28年 1 12月19日	29年 3月31日	都別雄王 本の 本の 本の 本の は 本 を ま の に の が の の の の の の の の の の の の の	【具体的内容】 都市再生特別地区について、特定街区(建築基準注第52条から第59条末での規定を適用除外)と関係に、建築基準注に「都市再生特別地区内の建築物については建築基準注第58条の2(日影規制と適用ないとする規定を新設し、適切な土地の高度利用が円滑かつ迅速に図られるよう、制度拡充を図るへきである。 【提案理由】 都市再生特別排置法に基づき国が指定する特定都市再生緊急整備地域は、都市開発事業等の円滑かつ迅速な指令を選して緊急かつ重点的に「市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の発化を図る上で特に有効な地域である。 または、特定都市再生系急整備地域である。 または、新市再生特別地区は、特定域域である。 または、特定都市再生系急整備地域へある。 または、特定都市再生系急整備地域へある。 または、特定都市再生系急整備地域へある。 または、市の連りを開発を力な共団体の意見を聴いた上で指定するものであり、国と関係地方公共団体との間の合意の下に指定されている地域である。 または、東京急を開始が関係地方公共団体の意見を聴いた上で指定するものであり、国と関係を力な共団体との間の合意の下に指定されている地域である。 または、東京を開始との関係を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を開始した。 本部の建築を設するための都市計画の地域をメモーロジェブトの計画がまたまって都市再生系急整備地域の内に大きな影響を開地域の内閣接を指示されているに、このため、特定都市再生系急整備地域の内閣接を指示計画決定するエリアについては、場所を指す事を開発を推動があかっている場合、都市再生特別地区による高度を開地域の対象を推動があかっている場合、都市再生特別地区による高度を開地域の対象を推進されている。 また、最初に対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	団体連		建築基準法第56条の2に基づく日影規制は、地方公共団体が条例で 措定する区域において、一定の日照等の環境を確保することを目的と しています。 ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を書する おそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合において は、当該規制を適用除外とすることが可能です。	現行制度下で対応可能	都市再生特別地区において地区外に対する日影規制を適用除外とすることは、周囲の居住 環境を書するおそれがあり、一律に適用除外とすることは困難です。 ただし、地方公共同体が条例で指定する区域を変更した場合や特定行政庁が土地の状況等 により周囲の居住環境を書するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合 においては、当該規制を適用除外とすることができます。	•
281121003	28年11月21日	28年 12月19日	29年 2月28日	建設業における を選項技術者 のる緩和に関す	【具体的内容】 建設業法26条2、3において、特定建設業者は請負金額3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円)の「重要な建設工事」について「監理技術者」を専任させなければならない。 しかし、ストック市場が拡大し工事が小型化する中で、近接する複数の工事(工事の関係が密接か とうかを問かず)を一定の条件でで一人の技術者が表発することは十分可能と思われ、確認申請が 不要な工事については高度な監理レベルを必要としない工事も存在することから、専任に対する緩和措置を要望する。また、併せて、金額に対する要件緩和も「建築一式工事は10,000万円」とするよう に要望する。また、併せて、金額に対する要件緩和も「建築一式工事は10,000万円」とするよう に要望する。また、併せて、金額に対する要件緩和も「建築一式工事は10,000万円」とするよう に要望する。また、併せて、金額に対する要件緩和も「建築一式工事は10,000万円」とするよう に要望する。また、併せて、金額に対する要件緩和も「建築一式工事は10,000万円」とするよう に要望する。 第2世技術者配置の対象範囲の歴史を辿ると次のようになる。 ・平成01年00月 公共工事に監理技術者制度導入 ・平成0年10月20日 当業大法・部改正 範囲拡大施行(専任の監理技術者・民間工事も資格者 配置、講習等を記述必要)・・平成0年10月26日 対策を終立事と「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(一社)日 治済 理 回 合 会		監理技術者は、公共性のある又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事で請負金額が一定金額以上のものについては、より適 正な施工の確保が求められるため、工事現場ととに専任の者ではけれ、条、建設業法第26 はならないこととされています。 専任の監理技術者の設置が必要な建設工事請負代金については、 、機配上昇等を誇まて、数次によったりの正されており、平成28年6月に も当該金額を引き上げたところです。	対応不可	技術者の専任制度は、適正な施工を確保するために必要不可欠なものと考えておりますが、 専任が必要な工事の請負金額については、これまでも物価上昇等を踏まえて改正してきたとこ ろであります。 なお、技術者の役割に応じた配置・専任要件の基本的な枠組みの再検討に向けて、現在、外部有識者による検討会にて、監理技術者の専任配置のあり方も含めてご議論を頂いていると ころです。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ.	77(2010)	所管省	内閣府	が、手切的が	↑提系内容に関する事実関係を確認する事項	10.4			所作	管省庁の村	食討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	推進会議に おける再検 討項目
281121004	28年11月21日	28年 12月19日	2月28日	建設業におけ者 る主任技術者 のる緩和 のる緩和	【具体的内容】  謹原素法26条1、3において、一般建設業者は請負金額3,500万円以上の請負金額の場合、工事規模の大小、元語、下請の別に関わらず、「主任技術者」を専任させなければならない。 しかし、ストック市場が拡大し工事が、小型化する中で、近接する複数の工事(工事の関係が密接かどうかを問かす。と一定の条件下で一人の技術者が実務することは十分可能と思われること、工事の中には材料・工場加工の割合が多く現場での管理が少ないものも存在することから、専任に対する緩和措置を愛望する。 【提案理由】 主任技術者配置の対象範囲の歴史を辿ると次のようになる。 ・平成0年0月 公共工事に監理技術者制度導入 ・平成08年12月20日「建築士法等の一部を改正する法律」公布(対象を2年以内に拡大:監理技術者配置の対象を2年以内に拡大:監理技術者配置の対象を2年以内に拡大:監理技術者配置の対象を3度が必要)・平成28年6月1日 建設業法・部改正 範囲拡大施行(専任の監理技術者:民間工事も資格者 証、講習修了記が必要)・平成28年6月1日 建設業法施行令一部改正(主任技術者の専任が必要な請負代金額の引き上げ) 主任技術者の職務として「当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの」となっており、施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や品質管理を行うと大に、安全管理、労務管理を行うことにある。しかし、工事の中に対す料・工場加工の割合が多く現場での工事管理が少ないものも存在する。また、駅行の資格者であれば、耐食加工の割合が多く現場での工事管理が少ないものも存在する。また、駅行の資格者であれば、観像型を額3500万円以上の工事で表がものと考えられる。建設業表が高中の連設業者が同っの場所又は近接した場所において施工学るものについては、同一の事件の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。これらことから、主任技術者の力を患大限に発揮することにつながり、生産性の高い施工に寄与するものと考えられる。	(一社)日 本経済	国土交 通省	主任技術者は、公共性のある又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事で請負金額が一定金額以上のものについては、より適正な施工の確保が求められるため、工事現準ごに事任の者でなければならないことされています。 建設業法施行令第27条第2項の専任の主任技術者の兼務に関する規定について、平成26年2月に明確化を行い、平成26年2月に要件の緩和を行ったところです。	条、建設業法第2 6条の2、建設業 法第26条の3、 建設業法施行令	対応不可	技術者の専任制度は、適正な施工を確保するために必要不可欠なものと考えておりますが、これまでも平成26年2月に専任の主任技術者の兼務要件の緩和を行ったところであり、今後、必要に応じな計せるではいます。 なお、技術者の役割に応じた配置・専任要件の基本的な特組をの再検討に向けて、現在、外部有識者による検討会にて、主任技術者の専任配置のあり方も含めてご議論を頂いているところです。	<b>\$</b>
281121005	28年11月21日	28年 12月19日	2月28日	電実 気 気 に は が 有 で に お 術 の 要 に 移 者 の 要 に を う で を う で を う で う で う で う で う で う く う と う く う と う と う と う と う と う と う と		団体連	国土交交		建設業法第27 条、建設業法施 行令第27条の3	検討を予定	適正な施工を確保する上で、監理技術者は工事における下請業者等を適切に指導監督する技術力を有することが必要であり、そのためには、監理技術者要件として、一定の実務経験が必要と考えております。 一方で、今後、監理技術者の不足が懸念されることから、電気通信工事業に関する技術検及の創設について、具体的な検討を行うための検討会を設置する予定です。	Δ

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		で定案内合に関する事実関係と確認する事項	提案	所管		所	管省庁の		規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等		官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類		おける再検討項目
281121007	28年 11月21日	29年 1月16日	29年 1月31日	区分分離の の及び発表 有え市の所 有え市の所 が動物地楽画のの がの がの がの がの がの が に 人のいて が に 人のいて が のので を のので を のので を のので を のので のので	【具体的内容】  老朽仏建物の建替えを行う場合に、区分所有法の建替え決議および都市再開発法の市街地再開発事業の事業計画の認可がなされた場合、借家人から明康しを行う必要性が法的に生じる(例えば、建物質質情契約の原約申入れが可能となる、建物質質情契約の更新拒絶が可能となる。正当の事由として位置付ける等により)という措置を講じるよう要望する。 「提案理由】 国主強都化基本計画において、耐震性が不十分である建物の耐震化の促進、密集市街地の不燃化等が、課題として位置づけられている。また、16年6月に開議決定された日本再興戦略において、も、「空き家を含い同耐震性宅の除却、建て替え等を促進」が官民連接ブロジェクトに位置付けられ、旧耐震性物の監督を加速化と、アードデップの国家として位置づけられている。 一方、区分所有建物で区分所有者及び議決権の各4~5以上の同意が得られ、耐震性向上を目的配理的なされたとしても、借家人は、建替え決議や市街地再開発事業の事業計画の認可を理由として明け済でなったとしても、も、64以に指示再開発法に基づき付れている。 一方、区分所有建物で区分所有者及び議決権の各4~5以上の同意が得られ、耐震性向上を目的認可がなされたとしても、あるいに指示再開発法に基づき付けるこれられて、同じ建替表と議やでは大き、されら、日本の主で、日本の主で、日本の主で、日本の主で、日本の主で、日本の主で、日本の主で、日本の主で、日本の主で、日本の主で、日本の主で、日本の主な、日本の主ない	本経済 国体連	務省土谷	賃貸人が更新可能な借意契約について契約の終了を主張して賃借人 に明渡しを求めるには、賃貸人及び賃借人が建物の使用を必要とする 事情物の買気強びに建物の賃貸人が建物の明報、建物の利用状況及 び建物の現況強びに建物の賃貸人が建物の明報との条件として又は 建物の明潔しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする 百の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由がある と認められる場合でなければならないものとされています。 なお、市街申開発主業の事業計画の認可がされた場合においては、 都市再開発法第96条第9項の規定により、借家人を含む物件の占有 市に開地の財産しの義務が発生することとされています。 表表が履行されない場合には、同法第98条第2項の規定により、都道 府果知事等が強制的に物件の移転等を行うことができることとされて いるところです。	借地借家法第2 条、第28条	5 3 現行制度 可能 可能	現行の借地借家法のもとでも、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性等については、正当事由の有無を判断するに当たって個々の具体的事例に即して適切、考慮されているものと考えています。また、制度の現状、細記載のとおり、市省地再開発事業の事業計画の認可がされた場合においては、都市開発法等の条第3項の規定により、借家人を含む物件の占有者には土地の明波しの義務が発生することとされています。また、その義務が履行されない場合には、同法第99条第2項の規定により、都道府県知事等が強制的に物件の移転等を行うことができることとされているところです。  「推案の趣旨を実現するために、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性、区分所有法に定める建替え、法議や法定再開発の認可等を正当事由さずること又はこれらの事由がある場合における管質人の明波請求に正当事由を不要とすること等については、借地信家法上の正当等由制度が質質人と質情人との間における適切な利害問題を図るものであることからすると、慎重に検討する必要があると考えられます。 また、「提案は、都市の安全性向上や円滑な市街地更新を目的とするものと考えられますが、信地情報法の正当等由制度が質質人の同じを実現するためのものではないことからすると、上記目的の実現のために同制度の要件等を見直すことの相当性についても慎重に検討する必要があります。	
281121011	28年 11月21日	28年 12月19日		ピロティ・大屋 根下部の容 積率緩和につ いて	ヘントは場合」として活用する場合には現時点で谷積対象となる。使って、ビロナイ・屋根のないは場	(一社)日 年経済 国面合会	土交省	建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、展、シヤツター、手閣、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ビロテイ、ポーチ等で壁、原、柱等を有しない場合に、床面積に乗りするから力は、当該部分が居住、執系、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかど方がにより判断することとしている。建築物の容積率は、谜不面積の敷地面積に対する割合として算に同業をあるととしまり、建築基準法部の条令目に関ける区分に従り、同条各号に定める数値以下とすることとされている。なお、延べ面積は、建築物の各階の床面積、建築物の各階の床面積(建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積)の合計により算出するものである。	建築基準法第2 条第1号、第52 条、建築第二等 系、建築等 第2条第 号		建築物の容積率は、各階の床面積の合計の敷地面積に対する割合として算出します。 床面積は建築物によって区画された内部空間について算出しますが、ピロティや吹きさらしの 廊下のように一部が開放されているような部分であっても、建築物としての利用が認められる 部分の床については床面積の算定対象となります。「接承のピロティについては、十分に外気 に解放され、かつ、屋内的用途に供しない場合を除いては床面積の算定対象としており、一概 に緩和を行うことはできません。 ただし、ご提案にあるような建築物を、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障が無い と認め、存続期間を定めて仮設建築物として許可をした場合は、容積率に関する規定を適用せ ずに建築することが可能です。 また、総合設計制度を活用、特定行政庁が許可した場合や都市再生特別地区等の都市計画 制度を活用する場合には、容積率を緩和することが可能です。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ②:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うことされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再検討の	要合を	判断するため 内閣府	り、事務局が	「提案内容に関する事実関係を確認する事項				<b>所</b>	管省庁の	<b>命計結</b> 里	担制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 所管 主体 官所	f管 『庁	 制度の現状	該当法令等	対応の	対応の概要	が 推進会議に おける再検 討項目
281121012	28年11月21日	28年	29年	有料老人ホーナー 人建築に生宅並 5本の容積緩 か和	七」よりも方依りる。	(一社)日 明 制国通 通 通 通	地 の ※定権	建築基準法第52条の容積率の規定により、建築物の延べ面積の敷 面積に対する割合を用途地域等に応じて定めています。 ただし、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用 廊下・階段の床面積は算人しません。	建築基準法第52 条第6項	<b>分類</b> 対応不可	共同住宅の共用の廊下・階段の床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しないます。	
281121013	28年 11月21日	26年 12月19日	29年 1 4月28日	公共建築物 連築物 連 理別制 関 直 し	【具体的内容】  国土交通省大臣官房官庁営繕部が規定している「新営予算単価」は、国ならびに地方公共団体が施設(建築物及びその付帯股陽)の新営を行う際に適用されるものであり、建物別に「構造、階数 4毎の建築工事費、電気股縄工事費、機械股値工事費について定められている。同規定には、1。整確との行きについてはRO協立のリート)造まとびW(木)造、3~5階建ての庁舎についてはRO協立のおから配義されており、あたかも1~5階建ての低層庁舎にはS(鉄骨)造は適用対象外であるかの誤解を与える表記となっている。全国の公共施設整備関係者が合理的な構造種別の選択を行えるよう、階数1~5、8階建てについてもお途の項目を追記することを要望する。 【提案理由】 現在、国及び地方公共団体の営繕担当門が庁舎などの施設整備を行う際、先ずは新営予算単価に記載されている単価表を元に予算要求を行うことになるため、1~2階建ての庁舎施設についてはRO造またはW強、3~5階建てについてはRO造またはW強、3~5階建でについてはRO造またはW強、3~5階建でについてはRO造またはW強、3・5階建でについてはRO造またはW強、3・5階建でについてはRO造またはW強、3・5階建でについてはRO造またはW強、3・5階建でについてはRO造またはW強、3・5階建でについてはRO造またはW強、3・5階建でについてはRO造またが表が開始で表記して決定するため、自己を提供を開始を表では一般が表を表して決定するため、またしかしながら、実際に建設事業を行り段階においても予算要求時の基本検討来通りに事業を進めることは当然人ととらえている地方公共団体も多く、新営予算単価の配載内容が構造種別に予算を進めたとは当然人ととらえ、事実上の"規制"となっている。 国土交通者が公表していると登集第一部とが、1年間建築と民間建築では求められる機能の選いがあり構造種別の選択に影響を及ぼしていると考えられる。このため、今年度も、昨年度同様、改訂の中し入れを行うものである。とのまり、2・5階では一般では、2・5階では一般では、2・5階では一般では、2・5階では一般では、2・5階では一般では、2・5階では一般では、2・5階では一般では、2・5階をは、2・5階をでは、2・	(一社)日 本経済 国土3 省 合会	築適の 「要も」 よ的 」	国土交通省の策定する新巻予算単価は、官庁施設(国家機関の建 を物及びたの附帯施設)の新営に必要な概算工事費を算定する際に 程用するものです。なお、一部の地方公共団体でも活用されているも と承知しております。 新営予算単価では、建物の一部の単価を示すほか、実情に応じて必 をな概算工事費を算定することとしております。後って、現状において、 、実情に応じて終骨造で概算工事費の算定を行えるものです。 また、実際に建設される建物の構造種別については、各発注者に って設計段階において建物の規模、形状、経済性等を考慮して合理 い法定されているものと承知しております。 以上のことから、現状においても、国及び地方公共団体の施設整備 よいて合理的な構造種別の選択を行うことになっています。	_	現行制度で可能	制度の現状に記載のとおり、現行の制度で対応可能であり、新営予算単価の位置付けや趣旨について、引き続き周知に努めてまいります。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への			が提案内容に関する事実関係を確認する事項 	提案所管		所'	管省庁の村	検討結果	規制改革推進会議に
受付番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281121014	28年11月21日	28年 12月19日	29年 3 2月28日		ることが多い。	(一社)日 国土交 団体連 合会	都市計画基礎調査は、都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の適用を行うための基礎となるものです。 足関へのデータ貿易については、調査主体である都道府県の判断によります。	都市計画法第6 条第市計画法施行 期期第4条、第5 条		都市計画基礎調査の個別データの持つ個人情報等をどのように処理すべきかという指針がないことが、データのオープン化が進んでいない主な要配と考えられるため、オープン化にあり支険となっている課題の抽出とその対応変の検討等を平成29年度から行い、その結果をふまえ、平成30年度中にオープン化に向けたガイドラインを作成し、各自治体に周知します。	E 🔘
281121015	28年11月21日	28年12月19日		セメント等の オンクリート 成材を記録 を は が は が は は が は は は は は は は は は は は は	(始発時間及び軽額時間)、安定性、圧縮強さ及び水和熱の基準値及び組成が定められたものであること。ただし、水和熱にあっては、コングリーの材料特性値に影響しない場合においては、この限りでない。」と記述され、指定性能評価機関が品質基準値を独自に定めている。セメントいちは、環境面の社会の要議や技術開発、将来の原料事情等を考慮し定期的に見直しを行い、必要に応じて「品質規特値」を改正している。しかし、これらが大臣認定の品質要件となっている。場合、改正いる品の音及の大きな支援になっている。具体的には以下の過り、一切一の製品に対して適中すべき品質値が、川らと大臣認定で複数存在する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(一社)月 日国土交 日本祖体連 通名	構造耐力上主要な部分などに使用する建築材料として国土交通大臣 が定めるものは、国土交通大臣の指定するJS規格者にくはJAS規格 に通信するものであるか又は国土交通大臣の認定を受けたものでなけ ればならない。	建築基準法第37条	事実誤認	建築基準法第37条第2号の規定に基づく認定に係るコンクリートに使用するセメントの品質基準については、申請者が定めた品質基準値に基づき認定を行っているものであり、国土交通・として特定のJISへの適合を求めているものではありません。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省 内閣府 庁への 検討 要請日 まとめ日 提案事項	担实市伍	提案の具体的内容等	提案	所管		所	管省庁の	検討結果	規制改革 推進会議に	
交刊留写	安刊日			旋条争坝	従来の具体的内谷寺	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目
281121016	28年 11月21日	28年 12月19日		第二種低層 低に 展専用 は に に に に に 局 に る 居 規 利 規 制 の 根 利 規 利 規 利 規 利 利 規 利 力 出 に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に		(一社)日 本経済 団合会	国土交通省	建築基準法第48条の用途規制により、各用途地域ごとに建築可能な 規模等が定められています。 特に、第一種保険性原専用地域においては、日用品の販売を主たる 目的とする店舗は、当該部分の床面積が延へ面積の1/2未満であ り、かつ、50㎡を超えない兼用住宅であれば、立地することが可能で す。	建築基準法第44 条第1項 建築基準法施行 令第130条の3		用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応 じて、建築できる建築物の種類や規模が定められています。 ご指摘の調剤薬局については、通常、日用品の販売を主たる目的とする店舗として取り扱 れているところです。そのため、第一種低層に専用地域においては、薬局部分の床面積が 盛へ面積の1/2未満であり、かつ、50㎡を超えない薬用住宅であれば、立地することが可能 です。 ただし、以下の場合には、定められた基準を超える規模のものについても建築することが可能 能です。 ・地方の共団体が、土地利用の動向を勘案し、土地利用計画の実現を図るため適切な用途域 域・変更する場合 ・特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合 ・特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合 ・特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により速率物の用途規制の緩和を定めた場合 ・特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により速率が必ない等と認めて許可した事場 ・特定行政庁が、市街地における環境を書するおそれがない等と認めて許可した場合 ・特定行政庁が、市街地における環境を書するおそれがない等と認めて許可した場合 はお、平成26年8月3日付通知「第一種低層性原等用地域及び第二種低層性原等用地域に なお、平成26年8月3日付通知「第一種低層性原等用地域と第二種低層性原等用地域に では、日本の26年8月3日付通知「第一種低層性原等用地域と第二種低層性原等用地域に なは、平成26年8月3日は一般である。 はいて、(技術的助言)」により、コンビニエンスストアその他の店舗に係る許可の考え方を示しています。	
281121017	28年 11月21日	28年 12月19日		公有地の拡 大のするに 関する法律第 4条比義 4条比義 6 日 一 部 廃 止	【具体的内容】 「公有地の拡大の推進に関する法律」第4条に定める届出の内、市街化区域5千㎡以上及び「宅鉄法」重点区域5千㎡以上の土地取引に関する事前届出義務を廃止する。 【提案理由】 ・定規模以上の土地を売却しようとする場合、公拡法第4条の規定に従い、契約締結前に届出を行い、買取を希望する地方公共団体がいるかどうか確認する必要がある。また、買取を希望する地方公共団体がいるかどうか確認する必要がある。また、買取を希望する地方公共団体がよな「買取団体を存在の通知」又は届出から3週間を経ないと売買契約を締結することが出来ない。(買取を希望する地方公共団体が現れた場合は、公拡法第6条の規定により、交渉する義務あり)しかし、昨今の公共団体の財政事情等から勘案し、届出後公共団体と買取協議に入る事例は普集であり、法律義務自体が形象化しており、通知法法律規制である。届出義務を廃止する本にあり、表述表替自体が表述しており、通知法法律規制である。届出義務を廃止する本に表してあり、結構表しまが、企業の制度に繋がる。結果として、土地取引が活発化すると考える。	団体連		公有地の拡大の推進に関する法律は、都市の健全な発展と秩序ある 整備を促進するため、必要な土地の先買いに関する制度の整備その 他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、 もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的と しています。 今回提案のあった法第4条の土地を譲渡しようとする場合の届出義 務は、公共用地取得の推進及び多様なニーズに応じた公有地の活用 を図るため、都市計画 区域内等の土地で一定規模以上の土地を活 環境にようとする際に、土地所有者の届出により地方公共団体等に優 先的に当該土地の買取り機会を付与しているものです。	公有地の拡大な 大の は は は は は は は は は は は は は	対応不可	公有地の拡大の推進に関する法律(以下「法」という。)は、民間の取引に先立ち、地方公共 団体等に土地の買取り協調の機会を与えることにより、公有地の計画的な確保を図るため、 定規模以上の土地を有償譲渡しようとする場合・配道原果如事等への届出土省教づけていた ものです。 今回提案のあった法第4条第1項第6号の一定面積の届出趣旨は、大規模な土地の公共施 設用地としての活用の可能性及びその取引機会の希少性に着目するもので、実態としても、 れらの区域において公共性及び公益性が高く比較的大規模な開発・整備の可能性があり、近 中において公共性及び公益性が高く比較的大規模な開発・整備の可能性があり、近 中において公共性及び公益性が高く比較的大規模な開発・整備の可能性があり、近 中において必然を条第1項の取り協論の通地だわかにいるところです。 以上の趣旨等から、市街化区域や大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推 進に関する特別措置法に係る単点地域の区域においても、一定面積以上の公共施設の計画 的な整備が必要であり、本要望に記載があるように届出義務を廃止することは困難です。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	竹快刮0.	所管省	内閣府	以、争伤何ん	「提案内容に関する事実関係を確認する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			所	管省庁の	検討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	_推進会議に おける再検 討項目
281121018	28年11月21日	28年 12月19日	29年 2月28日	軽微な建設工 事の要件見 直し	建設工事の需要は2020年の東京オリンピック開催を前に増加しており、請負価格は上昇している。		国进名	建設業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通と同じ、一の都道府県 原の区域内に多かる場所を設けて営業をしようとする場合にあつては 当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければ、 建設業法第3条 からないが、設めで定める各種が建設工事のみを設け会立と営業と 第1項、建設業 する者については、この限りではありません。当該経験は建設工事は、 第1項、建設業 ・会第1条の2において、工事・件の請負代金の部が建築・工工事に おっては千五百万円に満たない工事又は延~面積が百五十平方メートルに満たない未過往宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつ では五百万円に満たない工事とされています。		特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の額や専任の監理技術者等が必要となる建設工事の請負代金額については平成28年6月に建設業法施行令を改正し、物価上昇や消費稅増務等と勘案に引き上げを行ったものです。 価上昇や消費稅増務等と勘案に引き上げを行ったものです。 打着の保護の必要性、許可制の実施による建設業者特に小規模等棚建設業者に設せられる負担を総合的に今進して変められております。 これについては、近年少額工事でおけるトラガル増加している状況にあることを踏まえ、消費者保護の製点から当面の事情におけるトラガル増加しているものであり、現状においてこの金額設定は適切なものであると考えております。	
281121019	28年11月21日	28年 12月19日	29年 2月28日	地下通路のの地占用総よいのの地占用総よい占相談に大い合作 (本語 中国 ) 地田 (本語 ) 本	られる、必要取扱隊の自用しか認められていない。また、地下広場については、自用計算物件として「対象のような、対象のような、	(一社) 大経済連 合会	国土交通省	一般の自由な通行を本来の目的とする道路に工作物等を設けて継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支限になり得ることから、設置することが可能な物件を法律上、限定し、道路の構造又は交通に支障を及じずことなく、道路の本学の機能を阻害するものでないかを道路管理者が確認したものについては許可をできることとしております。法令で定められた基準のほか、道路管理者が地域の特性等を踏まえて基準を策定している場合においては、これらの基準にも適合する必要があります。	現行制度 下で対応 可能		

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		が定来内合に関する事夫関係で唯能する事項 	提案	所管	B	听管省」	テの検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令等		応の 対応の概要	おける再検討項目
281121020	28年 11月21日	28年 12月19日	29年 5月31日	窓面採光装 ご設置に ごなう規制緩和 なう規制緩和				建築基準法においては、住宅、学校などの居室に、提光のための窓等を設置することを求めている。具体的には、採光に有効な窓等の面積 (以下採光有効面積という)について、住宅の場合は各居室の床面積の 1/7以上、その他の建築物の場合は、居室の用途に応じて居室の面積 額の1/10と1、その他の建築物の場合は、居室の用途に応じて居室のはとした しなければならない。 なお、採光有効面積の算定に当たっては、当該居室の開口部ごとの面積に採光補正係数を実して享出するが、天窓については採光補正係数に30を乗じて享出するが、天窓については採光補正係数に30を乗じて30を乗じて74件数値としている。 ただし、上記に従い算出した採光補正係数が30を超える場合には、30 を上限とする。	行その	ご提案の垂直な窓に設置する採光装置の技術的検証が必要であるため、当該装置が効率的 に屋内に光を取り込むことが出来る技術的根拠を明確にお示し頂いた上で、対応の有無を検 討させていただきます。	
281121021	28年 11月21日	28年 12月19日	29年 2月28日	経営業務の者件( 業務任要收) (必級 (必級 (必級	来の目的を果たしにくくする原因となっている。	(一社) 日 済建 合会		許可を受けようとする者が法人である場合においては、その役員のうち 常動であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその 第1号、建設業法第79 支配人のうち一人が、許可を受けようとする建設業に関し五年以上経 第1号、建設業 第15条第1号 第2務の管理責任者としての経験を有する者であることが必要です。	マム エ	建設業は、一品ごとの受注生産、契約金額が多額、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うと 計に着う、他の産業とは異なる特性を有していることから、その適正経営を確保するため、建設業の 可に際し、建設業の経営業務について一定の経験を有する者を置くことを義務付けており す。	午

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再快的0.	所管省	内閣府	(2)、争物问人	「提案内容に関する事実関係を確認する事項	40 mm	Er hir		所管征	育庁の検討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状 該当法	当法令等	対応の 分類 対応の概要	推進会議に おける再検 討項目
281121022	28年 11月21日	28年 12月19日	29年 5月31日	建築基準法 旧38条建築 田認定建第 でて て	【具体的内容】 2016年6月1建築基準法の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)」等が通知されている所だが、改正は部分的であるため、さらなる適正化をを要望する。 具体的には、10名所だが、改正は部分的であるため、さらなる適正化をを要望する。 奥体的には、10日38条段定域物の改修に千り取存理及を側回確認方法の簡素化および適用範囲の適正化(医圖等に関する部分等)、ならびに②"防火・避難対策等に関する実験的検討「平成24年度建業基準整備促進事業)"の検討結果について、対策されていない部分の早期実施である。 【提案理由】 建築基準法旧38条段記定は、法令では対応できない革新的な構造や技術などの採用を、個別の建築プロジェウンとに大田認定で特例的に国める仕組みであったが、2000年の同法性能規定導入時に38条が削除され、個別プロジェウトごとの特例認定ができなくなったことにより、当該建築物は法令上すべ既存不適格が日からでよっている近く方式である水準をクリアしている「日ものよめる人の項目が現実的な性能として現行法が求める水準をクリアしている「ものおめらものの、多くの項目が現実的な性能として現行法が求める水準をクリアしている「も関わらす」建築観音中語が必要な用意を更で100㎡以上、増築、防火地域に全ての増築、大規模修繕(主要構造部の過半)では、増改接部分だけでなく建物金体に対し現行法との既存不適格商所の是工が求められることから、各種変更や1年が実質する的ななどの問題が発生している。例、現代法の性能検証の干法を用いても、以前として現行法のななどの問題が発生している。例、別におの性能検証の干法を用いても、以前として投行さるなどの問題が発生している。例、えば、耐火建築物の規定として、鉄管の柱梁中に耐火体電等の耐火性直を行わなければならない。ことがの取りには実も変が変が表生している。の、現代法の程度によりが反と圖を折に計画しなければならない。に関すの構成といるのは、対し、対して関係といるのは、対して関係といるのは、対し、対して関係といるない。は、対して関係といるのは、対して関係といるのは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	本経済 団体連			準法施行 88条の3、そ 条など	の他 「提案の内容だけでは、実際に制度上、どのような支険を生じているかが明らかでないため、 具体的な事例をお示し頂いた上で、対応の有無を検討させて頂きます。	
281124003	28年11月24日	28年12月19日	29年 5月31日	民泊地住に不 民泊地住に不 日本住に 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	【提案目的】  防日観光客が増加し、宿泊施設の不足が課題となる中、伝統的な日本家屋を改修した宿泊施設が観光客から、気を集めている。  一方、全国各地では、空き家が増加し、生活環境、防災、防犯の観点から問題となっている。 現在、国では規制改革実施計画(128.6、2問題決定)において、民泊サービスを推進するため、平成28年度中に法案を提出することされ、検討されているところである。 このため、戸建住宅を民泊サービスに提供する場合は、建築基準法の取扱いを戸建住宅と同様の規制とし、空き家の 戸壁住宅の宿泊施設への利用を拡大することにより、宿泊施設不足の解消や、空き家の 戸建行をの情況を設め、の利用を拡大することにより、宿泊施設不足の解消や、空き家の 育別市民促進する。 【提案内容】 民治サービスに関する新法においては、次の想定事例に該当し、戸建住宅を民泊サービスに提供する場合は、建築基準法の取扱いを関する場合は、建築基準法の取扱い 1. 宿泊施設の利用形態が家族や友人などの特定の1グループ 2. 10人以下など少人数への1棟貸 3. 住宅の規模がご踏以下かの300平方メートル未満 (2) 建築基準法の取扱い 上記(1)の形定事例に係る戸建住宅については、家主居住型、家主不在型に関わらず住宅とみなして宿泊施設として利用できるようにすること。具体的には、建築基準法上、ホテル・旅館に係る次の規制を戸建住宅に同し規制にすること。 1. 尿壁・間仕切壁 2. 排煙設備の設置 3. 内装制限 4. 屋内間接段の設置 3. 内装制限 4. 屋内間段の対法 (懸念される課題) 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えては、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えては、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えては、観光客を県内に宿泊地段を選集事法をが出たがある。 【民間事業者の二一ズ】 戸建住宅を活用した宿泊地段を選覧する事業者、不動産業者等やにアリング調査を行った結果、建業基準法の規制を提削する本课提案に対制し、次の要型をいただいている。 【民間事業者の二一ズ】  「理性宅を活用した宿泊施設を運営する事業者、不動産業者等へとアリング調査を行った結果、建業基準法の規制を提削する本课提案に対制し、次の要型をいただいている。	広島県	厚衡国連省交交	戸建住宅を住宅宿泊事業を行う届出住宅とする場合は建築基準法 (法案書 6条、第2	帝職甲/ 弗 🚊	展泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会』において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い場点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づまた対・世できるよう、類型別に規制は本条を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、住宅宿泊事業法案を平成29年3月10日に開議分定し、同日に国金に提出しております。本法案において、住宅宿泊事業学業院する戸建住宅(以下、届出住宅。) 前建築基準法上の 用途は、住宅と扱うのとしております。 なお、居出任宅については部屋の構造を熟していない宿泊者が滞在することも想定されることから、火災が発生した場合等の円滑な避難を確保するため、本法案において、非常用照明器具の設置や避難経路の表示等を求めることとしております。	Δ

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		佐条内谷に関する事実関係を確認する事項	提案	所管	所	管省庁の	検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281124004	28年 11月24日	28年12月19日		(戸建住宅等 を活用した宿 泊サービスの 提供)におけ る消防法の取	【提案目的】  前日観光客が増加し、宿泊施設の不足が課題となる中、伝統的な日本家屋を改修した宿泊施設が 助力、気を集めている。 一方、全国各地では、空き家が増加し、生活環境、防災、防犯の観点から問題となっている。 の方、全国各地では、空き家が増加し、生活環境、防災、防犯の観点から問題となっている。 現在、国では規制改革集態計画(H28.6.2/8間議決定)において、民治サービスを推進するため、平成28年度中に法案を提出することとされ、検討されているところである。 このため、戸建住宅を民治サービスに提供する場合は、消防法の取扱いを戸建住宅と同様の規制とし、空き家の戸建住宅の宿泊施設への利用を拡大することにより、宿泊施設不足の解消や・空き家の有効活用を促進する。 【提案内容】 民治サービスに関する新法においては、次の想定事例に該当し、戸建住宅を民治サービスに提供する場合は、消防法の規制を戸建住宅と同様の規制にすることにより、宿泊施設不足の解消や・空き家の有効活用を指数を存しまして紹介を開かる場合は、消防法の規制を戸建住宅と同様の規制にすること。 「1. 宿泊施設の利用形態が家族や友人などの特定の1グループ 2.10人以下など少人教への1棟貨(2.1 宿泊施設の1用所できならことの表して11 宿泊施設の対策が上がから表へ12 に対して経行施設として利用できるようにすること。具体的には、消防法上、ホテル・旅館に係る次の規制を戸建住宅に同し規制にすること。 1. 孫淳打・誘導権譲 2. 目動火火線和設備 3. 防炎設備の使用 4. 消火器具 (懸念される課題) 本原では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として利効活用することが必要と考えている。民治サービスは住宅を活用した宿泊サービスの提供であることから、既存のホテル・非常も費に同様の消防法の規制とに指令。古民家などの空き家が持つ魅力の低減や修繕による事業者自然に対しているが、大力に対しているが、大力に対しているが、大力に対しているが、大力に対しているが、大力に対しているが、大力に対している。民間のは対している。民間のは対している。民間のは対している。民間のは対している。民間のは対している。民間のは対している。民間のは対している。日間のは対している。日間のは対している。日間のは対している。日間のは対しないる。日間のは対している。日間のは対している。日間のは対しないる。日間のは対しないる。日間のは対しないる。日間のは対しないる。日間のは、日間のは、日間のは、日間のは、日間のは、日間のは、日間のは、日間のは、	広島県	総厚働国通 名学 文	消防法第8条の 消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられ る消防用設備等の設置及び防炎物品の使用が求められているところで 消防法施行令第 4条の3、第7条 第10条、第21条 第26条	, <del>  T</del>	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げ名前番会議門民泊サービスのあり方に同じる検討会によいて、関係条件(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)・加元、幅広い機計と、甲戊29年月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民治サービスが適切に推進できるよう、類型別・規制を承を構築することと、既存の旅館業とは別の法制度として、本年位に法案を提出予定です。また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置波び防炎物品の使用が求められています。戸建住宅と民治サービスに提供する場合には、例えば、施設の事情に不実内な不特定多数の人が指向することにより不優れな火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防服協・物芸を選び下が支援を持つなあって、消防署長等が火災予防上支障がないと認めた場合には、当該技術等の全部又は一部を設置しないこととする等の取り扱いが可能であり、例えば民宿等に設定される誘導力とび誘導を開こいては「任何等における消防用設備等の強力は所生の数単の特別の適用について」(平成19年消防予第17号)で上記取り扱いの具体的な要件等が示されています。	) ====================================
281125002	28年 11月25日	28年 12月6日		る弾力的な貨物自動車の配置転換の 実現に向けて		ヤマト ヤホール デス株式 社	国土交通省	一般貨物自動車運送事業を行う場合、基本的には営業所毎に配置さ 資物自動車運送 事業法	その他	先般の熊本地震の際には、「国土交通省として、貨物自動車運送事業法の基較な運用を含め、最大限の支援を行うにとせる通知文を出し、貨物自動車運送事業者による同一事業者内の営業所間の車両移動の導力化及び引越繁忙頃のみ認めているレンタカー使用を認める等、限として素軟に対して希腊宣を行うた。ここでで、貨物自動車運送事業者には安全の担保の観点から自己の運転者及び車両に係る運行管理及び車両管理が緩折付けられており、他事業者の車両を使用することは原則認めておりませんが、熊本地震のような力規模災害等が発生した際には、被害の状況及び異体の一一ズを踏まえ、輸送の安全を確保することを前提に、値別に迅速かつ業軟な対応を行えるよう検討してましいます。	Ž.

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  ◎:各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うことされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再検討の	要否を判	断するた	め、事務局が	《提案内容に関する事実関係を確認する事項							
受付番号	受付日	所管省 庁への	内閣府 での	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管		所'	管省庁の	<b>倹討結果</b>	規制改革 推進会議に
交刊借与	文刊口	検討 要請日	回答取り まとめ日	旋来争填	<b>佐米の呉仲町内台</b> ず	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目
281125003	28年 11月25日	28年 12月6日	29年 1月31日	きめ細かい輸輸 い提供 は網タの数 す は 前の 撤廃	【具体的内容】 資物自動車運送事業における営業所新規出店時の認可基準を見直し、最低車輌台数の規制を撤廃 すべきである。 「提案理由】 資物自動車運送事業法に係る通道において、営業所の新規出店については、認可車輌の台数5台 以上が条件とされている。 このような認可車輌台数の規制は、許可を受ける事業者の体力等が判断基準と解釈できる。 一方で、通貨地等では顧客に対しき初細が、サービスを提供するために、当該規制台数以下の出店 を行うことが望まし、場面も存在する。 顕書の通り、認可基準の本旨に沿った見直しを行い、最低車輌台数に係る規制を撤廃すべきである。 結果、顧客により身近で、きめ細かいサービスを、より迅速に提供することが可能となり、国民の利便 性向上に資することができると考える。	ス株式会 社	]土交 i省	一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業を行う場合、 基本的には営業所毎に配置する事業用自動車の数を5両以上とする 必要があります。	貨物自動車運送 事業法	対応不可	営業所を新規出店する場合など事業計画の変更の際の認可基準として、営業所毎に必要な最低保有車両台数を定めておりますが、これは安全の確保のための自主管理体制を維持するために必要な事業規模として、その台数を五両以上としているものです。なお、貨物程自動車運送事業については最低車両台数の制限はなく、1両から事業を行うことができることとなっております。	· ·
281125005	28年 11月25日	28年 12月6日	29年 1月31日	旅客と貨物混 載運送を可能 とする制度の 新設に向けて	【具体的内容】 旅客と貨物を同一の車輌で運ぶことのできる制度を新設すべきである。 【提案理由】 道路運送事業法上、業として人と貨物を同一の車輌で運送することは、いわゆる乗合バス等に代表 される一般乗合旅客自動車運送事業者が必要の貨物を運送する場合に限り思められている。 その為、貨物事業者とバス会社が、協定を締結することにより、制限重量350kgを基準として客貨混 載が実現している。(当該基準を超える場合は、個別具体) しかし、当該規定に基づく客貨混載は、あくまで過疎地域等の乗合バスの既存路線維持に視点が客 るものであり、当該地域外における新規のサービス提供又は、貨物事業者としてのサービス提供維 持の視点に欠けるものである。 顕書の通り、旅客・貨物の両運送行為を総合的に取扱可能となることで、両業界におけるドライバー の担い手不足に対応可能となる。 収入国事業者における採算ラインが下がり、過疎地に拘らず都市部もサービスの創出が可能となる。 結果、人口渡りに起因する両運送サービスに係る空白地帯の解消に寄与し、当該地域住民の福利 が増進されるものと考える。	ヤマトルティング会会	]土交 i省	道路運送法において、一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができるとされております。	道路運送法	その他	一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができるとされており、地域については過疎地域等の限定はなされておりません。また、コミニティバスなどを用いた自家用有價旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有價運送については、個別の許可等に基づいて行うことができます。その他の貨を混載の形態や都市部でのサービスにつきましては、具体的なニーズがございましたら個別に検討していきたいと考えております。	0
281128001	28年11月28日	28年12月19日	29年2月28日	現在、通達により禁いるできなっているできなっているできなっているできない。 しかく別か、同時ではいるできないできないできない。	高度成長期にダンブカーの過糖載が大事故に繋がったのを受け、昭和42年、ダンブカー荷台の差し 枠取り外しが下命され、同時に荷台あおりの改造が一切禁止とされました。 自動車は、固定され、脱着ができないものを取り付けた場合以外は改造とはなりませんが、荷台あおりの改造金一切禁止されたことで、取り付け変遷を固定できななり。脱着可能なさしれぐであっても取り付けできず、現在1至っております。 日本が世界の工場だった当時の、無様な情報を前提とした通達は、成熟社会にあっては用を終えたと考えます。 元末、ダンブカーは、ばら積み貨物を降ろすのに便利な構造となっており、砂利・土砂に限らず多様な積載物の運搬に利用され、「さしかく」は、比重の軽い物品を輸送する際の調整機能を果たし、容積を対してよりです。これでは、10分割に利用され、「さしかく」は、比重の軽い物品を輸送する際の調整機能を果たし、容積を増やすことで最大積載量を有効に活用して参りました。 しかし、法律の建付けは農産物や定葉原業物を連鎖するダンブを「もっぱら砂利土砂を運搬しないを複数も購入するか、車検有効期間をロスしてその都度改造検査を受けることが義務付けられております。 一方、積雪他においては、建設業者が冬季の除排雪を担うことから建設現場で働く人もダンブカーや建設機械もそのまま除排雪に移行します。冬の到来に合かせ低がたり、日間からであるが出たのは、は、大きないまなる道路には、違法となる改造は、違法となる改造は、違法となるなが違なは、違法となるなが違なは能さないものの、あおりにコンパネを立てかけただけのより危険な自動車も見かけます。 こうした悩みを解消していたのが「さしわく」であり、脱着することで段階的に荷台あおりの高さを調整できるよう工夫された装置です。 できるよう工夫された装置です。 でうるよう工夫された装置です。	P·R·O		専ら砂利、土砂等の運搬に用いるダンプカーの最大積載量は荷台の 容積により判断されるため、道路運送車両の保安基準において、物品 積載装置の容量増加を可能にし、過程載につながる差し枠の取付け金 見の備え付け鉄計とされています。 他方、比重等が軽い物品(排電、操作物等)の運搬に用いるダンプ カーは、その比率に応じた荷台の差し枠の取付け金泉の偏え付けが認 められています。 なお、年間約3000件の過積載による進反が確認されており、過積載 の防止の取り組みについては、引き続き取締りの強化等により総合的 に対応することが交通安全対策として重要となっています。			様々な比重の物品を運搬することが可能な車両において差し枠を認めることは、過積載につながる行為であり、このような車両に対して悪し枠の備え付けは認めることはできません。なお、荷合の容積により最大積載量が可能されない物品の運搬に用いるダンプカーには差し枠の取付け金具の備え付けは禁止されておりません。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への	内閣府での	提案事項	提案の具体的内容等	是案	所管		所管	省庁の	<b></b>	規制改革 推進会議に
交刊番号	交刊口	検討 要請日	回答取りまとめ日	旋条争垻	佐来の具体的内谷寺 主	E体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目
281128002	28年11月28日	28年 12月6日	29年 1月31日	イベント民治 ガイドライン の見直しにつ いて		7—株 倭 会社 国		○「反復継続」して有償で宿泊サービスを提供する場合は、「業」に当たり、旅館業法に基づ終可が必要です。 ○ 年1回(2~3日程度)のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、「反復継続」するものではなく、「業」に当たらないという考え方を平成2千月1日の事務連絡でお示ししました。この場合は、旅館業法上の許可を要しません。		対応不可	○「反復継続」して有償で宿泊サービスを提供する場合は、反復継続して不特定多数の宿泊者が宿泊することによる感染障等のリスクが発生するなど、公衆衛生上の観点から旅館業法に基づ、外市側していますので、反復継続して実施される場合については、営業所を取得していただきたいと考えています。 ○ なお、従前は、客室延延前積が33㎡以上なければ陥易、宿所の許可を受けられなかったと云ですが、本年4月、旅館業法上の簡易宿所営業の営業許可基準の規和を行い、宿泊者数が10人未満の場合は、客室面積が、1人当たり3、3㎡に宿泊者数を乗じて得た面積以上あれば許可を受けられることとしています。 ○ また、イベント民治ガイドラインにおいて、望ましいとされている事項についても、義務ではないことも含めて、各地方自治体において判断されているものと考えます。	G O
281129042	28年 11月29日	28年 12月19日		リコール情報 の開示	【具体的内容】 ・自動車メーカーのリコール情報について、「使用者」と「所有者」が異なる場合は、「所有者」に対してもリコール情報を開示することを義務化すること。 【提案理由】 ・現在、自動車のリコール情報に関しては「使用者」のみに対し、通知が行われており、「所有者」の立場であるリース会社には情報開示がなされていない。国土交通省のホームページにリコール情報は開示されているものの、型式毎の検索が必要になるなど、リース会社が確実にリコール情報を得られる体制になっていない。 メインテナンスや車両管理などを担うリース会社が確実にリコールの情報を得ることで、使用者の安全へも寄与することになる。	ス事	国土交 <b>西省</b>	一方で、リコール情報の周知の対象に関する制限はないため、自動車 メーカーや販売店が、所有者であるリース会社に対してリコール情報を	第63条の3第1項 第3号 道路運送車両法		現行のリコール制度においても、所有者であるリース会社から相談を受けた場合には、自動車メーカーや販売店が当該リース会社に対してもリコール情報を周知しているものと承知しています。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		が提案内容に関する事実関係を確認する事項	提案	所管		所管	含省庁の	検討結果	規制改革推進会議に
受付番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281129043	28年 11月29日	29年   1月16日	29年 5月31日		【具体的内容】  「角着に対して自動車関連諸税・使用者に関する情報提供を行うこと。 「自動車関連諸税の減免措置について、データ等により提供すること。 ②自動車取収納情報をデータ等により提供すること。 ②自動車取収納情報をデータ等により提供すること。 【提案理由】 ①自動車に係る諸税の減免措置等により、自動車の課税額が毎年変動し、大量に自動車を所有するした。 3)=力条性の事務負担が著しく増大している。現状、車検証の備考欄には、態費等による軽減率等の記載はあるものの、基準年度が仮正されることにより、納付税額を正確に把握することができず、混乱が生している。 適正な納付税額を的値に判定できる情報、すなわち、減税の判定や納税額をリスス会社がシステム化することができるデータ等が情報提供されることにより、制付税額をリス会社がシステムとすることができる方の等が情報提供されることにより、利付税額をリス会社が多ステムとすることができる方の検討をリスス会社が多ステムとすることが、当直な納付税額を別名を対しておいました。 「カース会社が過度である」が、「大きないる」の検討、実行と合わせ、収納状況についてのデータ提供を消息いした。 リース早は初きつおり、収納情報の謎が必要となるが、契約車両のメインテナンス、車両管理もリース会社が創むするが、収納情報の施設が必要となるが、契約車両のメインテナンス、車両管理もリース会社が過ごする。「大きないる状況をあり、迅速な情報の反映ができない。「対策を開発しませいる状況をあり、迅速な情報の反映ができない。「会員動車税納税通知書を受領した際に、使用者が不明な場合がある。所有者が使用者を確認するために登録事項証明書の交付請求をしても、個人情報を理由に交付請求が認められない。	(公社) リース事 協会	総国連省	①現在、地方税においては、自動車取得於のエコカー減税、自動車発 のグリーン化特例により、態度基準値速成度等に応じて、税率を軽減 する相談を講じており、当該株理補置の適用基準となる態度基準値速 成度等は、車検証に配合されています。自動車取得所については、自 動車順、対明、終税義務者が採税権等額、税額及びエコカー減税区分 その他必要な事項を記載した申告書を部返前界の窓口に提出しても の申告した規配を持ちはます。当該申告書には、グリーン化特別の適 用区分に関しても記載することとなっており、自動等以については、さ の記載の写は、基づき4月1日時点の所有者等に各都道府県から送付される統領等を記載した納税通知書を用いて金融機関、コンピニエンスメトラ ものととなっており、納付後には、あらかじめ終極通知書に発いて納付します。 ②自動車税は、4月1日時点の所有者等に各都道府県から送付される統領等を記載した納税通知書を用いて金融機関、コンピニエンスメトラキーのよりでは、あらかじめ終極通知書に対して納税通知書を用いて金融機関、コンピニエンスメトラ等にあり、であれば、ありかしめ解析通知は、金融機関は、シピニエンスメトア等からの一分送信令情報を担ましております。 ③池方税証明書(組)が交付されます。その収納情報は、金融機関は、ラレビニエンスメトア等からの一分送信令情報を担まりまります。 ③池方税証明書(は、あらかじめ解析通知書に表すには他が表別に通り 受け、各都道府県の税益幹システムに取り込み、継続権を指し、通り 同システムが当該収配情報を記録さればあるとなっております。 ・ ③池方税法の規定により、各都道府県は自動車税の納税義務者(4月1日時点の自動車の所有者等)に対し、納税通知書を交付しなければ、 金銭事項等証明書には個人情報を含むことから、登録情報の悪し知り が日本の規定により、各都道府県に自動車税の納税義務者(4月1日時点の規定には「通人情報を出ないて、外見から発展を表別に知りる「金銭情報の提供を求める場合にあっては、所有者本人が指求する場合は、「自動車登録審等)」又は「車台番号」のいずれか 一つで請求できることとしています。	地方税法113条、 114条、118条~ 124条、145条~ 151条		おります。自動車税の納付直後に継続検査を受ける必要がある場合には、あらかじめ納税通知書に添付されている納税証明書(紙)により対応いただくようお願いいたします。	
281129044	28年 11月29日	29年   1月16日	29年 5月31日	自動車税納付書式の統一化等について	[具体的内容] ・各都道府県の自動車税納付書式の統一化を図るとともに、大量の自動車を所有する納税者に対し、データ提供(車体番号、使用者等)すること。 [提案理由] ・自動車登録時の自動車取得税・自動車税申告書の様式は統一化が進んだが、定期賦課に関する各都道府県の納付書の書式が統一されていない。 納付方法も多岐にわたってきたが、書式の統一化及びデータ提供により、大量の自動車を所有するリース会社として、効率的な事務処理(所有自動車と自動車投納税の突合等)を行うことができ、納税期限の順守、事務負担を軽減することができる。・また、使用者を的確に管理できる親点からもデータ提供が望まれる。	(公社) リース事 業協会	総務省交通省	【総務省】 自動車税の納税通知書(納付書)は、記載すべき事項(賦課の根拠 となった法律及び当該地方公共団体の条例の規定、納税者の住所及 び氏名、税額等)については、地方税法に規定されているとう。 一方、様式については、法令上定められておらず、各都道府県におい て独自に作成していますが、記載内容及び体載は概和同様となっています。 【国土交通省】 所有者本人が請求する場合は、「自動車登録番号」又は「車台番号」 のいずれか一つで、登録情報の電子的提供を請求できることとしています。	地方税法第1条 第1項第6号 追路通达車両法 第22条	前の 後行で能 段は 段:度可 で能	【総務省】 様式の統一については、法令上の制約はありませんが、全都道府県において統一するため には全国的にンステム改修等が必要となり多大な行政コストが発生するため、費用対効果の 観点からも検討する必要があると考えます。 【国土交通省】 後来より、自動車の所有者である自動車リース会社が車両管理を目的とした請求を行う場合 には、自動車登録番号又は車台番号のいずれか一つで登録情報の電子的提供を請求できる こととしています。	©
281130003	28年 11月30日	28年 12月19日	29年2月28日	自動車検査 証記載のQR コード対象項 目の拡大	[提案の具体的内容] 現在、自動車検査証(※1)の記載項目はQRコードとしてデータ化され、民間の事業会社にも利用されているが、該取り可能な項目データが一部(※2)に限られているため、全ての記載内容を誘取り可能な形でデータ化したうえで、民間の事業会社による利用を開放すること(自動車検査証記載全情報の把握)を要望する。 [提案理由] 取得・利用できる対象項目を拡大することにより、民間の事業会社の利便性がより高まると考えられる。特に保険会社においては、自動車検査証に記載のQRコードの誘取りによって保険契約1こ必要なる。 おは、自動車保険の単項入替(保険対象自動車の変更)の手続きを行う際に、保険契約者から車検証を提出いた大変実務を削減することができるなど、お客さまの利便性向上に寄与るものと考えられる。 ※2 自動車検査証に記載のQRコードから取得できる項目データは車検満了日、型式、初度登録年月、重合番号等の一部に限られており、所有者の任名以名名称、使用者の住所など個人情報を含む項目は暗号化されている。	(一社)日 本損害 会	国土交通省	自動車検査証の二次元コードについては、運輸支局等における自動車 検査登録業務の効率かつ円滑支業施のため、必要な事項に松って自 助車検査部の枠外に配載しているものです。なお、この"ステニード は、道路運送車両法(以下)法」という、第58条第2項に規定する自動 車検査証の記載事項ではないため、自動車の登録及び検査に関する 申請書等の様式等を定める省令で定めておりません(規制はない)。	-	対応不可	自動車検査証の余白部は限られており、かつ、一つの二次元コードに格納できる文字数は技術的に限られていることから、現在、自動車検査証に記載している二次元コードは、自動車検査登録業務の効率かつ円滑な実施に資する情報に限定しております。このため、全ての記載内容を二次元コードでデータ化することは物理的に困難であります。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	<ul><li>△: 再検討の要否を判断するため、事務</li><li>● 受付日 所管省 庁への 検討 要請日 信を取りまとめ日</li><li>提案事項を対している。</li></ul>	(3)、事務同意	が記念では日に関する中大国がと、唯略のする中央	40 mtn	正答	所管省庁の検討結果					
受付番号	受付日	検討	回答取り	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の概要	_推進会議に おける再検 討項目
281130008	28年11月30日	28年 12月19日	29年 2月28日	自動車情報使 接種 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個	【提案の具体的内容】  「影車保険の契約の際に契約者から車台番号や所有者等情報を電磁的に取得することについて  「解をいただことを前提として、損害保険業界からのアクセスに限り、一般財団法人自動車検査登録情報協会(自検協)から提供される自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)および一般社団法 人全国軽自動車協会進合会から提供される自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)および一般社団法 人全国軽自動車協会進合をから提供される目動車検査情報提供サービス(以下、「両サービス)について、登録番号のみの照会により取得可能な項目を「車台番号」および「所有者等情報」にまで 拡大していただきたい。 「両サービスについて対射料金の更なる低コスト化を図っていただきたい。 「両サービスについて検討いただきたい。 「両サービスは会社にしていただきたい。 「両サービス結合していただきたい。」 「一世スを検合していただきたい。 「投棄理由」 ・現在、両サービスにおいては、登録番号のみの照会では、車台番号や所有者等情報を取得することができない。 提書保険会社は、自動車保険の引受けを行うにあたり、車台番号や所有者等情報を取得することができない。 提書保険会社は、自動車保険の引受けを行うにあたり、車台番号や所有情報を契約者からの申告により取得しているが、登録番号のみを確認すればまいこととなるため、契約手続きに要する時間が短縮され、契約者利便の大幅な向上が図られる。 と契約者から登録番号のみを確認すればまいこととなるため、契約手続きに要する時間が短縮され、契約者内側の大幅な向上が図られる。 ・現在、自動車の登録情報は、登録車についてはAIRIS、は自動車については軽も動車検査情報提供サービスにより情報を取得することが可能である。 登録番号のみの限会では各段車が終日動車がの判別ができないケース(例えば5ナンバー)において、両サービスにそれぞれ照会することが不要となり、効率的な業務遂行が可能となる。	(一柱計書協 日本保全	国土交通省	利用時間については、登録情報提供機関において定めているもので 〜 写	夏、第90条の15 第90条の15 第90条のに動等等のに動車方 第91 本語等等のは、 15 本語等のは、 15 本語等のは、 15 本語が表現れている。 15 本語が表現れている。 16 本語が表現れている。 16 本語が表現れている。 17 本語が表現れている。 18 本語が表現でいる。 18 本語が表現でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	行制度下 えます。 で対応可能  前サービス級統合については現行制度においても法令等の規定どおり、登録情報提供機関 利用時間・目動車  利用時間及び利用料金について 検査登録  「自動車検査登録情報サービス」  利用時間及び利用料金について 技で、対応 (記・対応  に、対応  に、対応  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
281130066	28年11月30日	28年 12月19日		にまたがる横	旅館業、倉庫業等の許可や登録申請において、施設基準が要件となる場合があるが、申請窓口では、建築基準法の適合性について確認するよう求められる(事業は後金)。 しかし、建築蓄を課は、建業基準法に基づ、確認申請書の受理や中間検査、元了検査を前提に建築基準法の適合性について確認するよう求められる(事業は後金)。 たび、日本におりるのとした。このような他法令に関する適合性の判断については対応できない首、回答されることが多々ある。 「放手核法」、他法令の不適合を理由に該当法令の申請を不許可はできないが、一方で営業に重要な影響を及ぼす建築基準法の適合性につき担係をはかることは調ける。例れては新して近れては、活動に対しての場防法をは基づく場合通知書のような、許可申請を前提とした証明・担保の仕組みを要望したい。また、自治体ごとに適用や基準が異なる点も改善されれば、向良い。 (事業1) 建築基準法上の「倉庫業を営まない倉庫」で確認申請がされている物件では、原則、倉庫業登録の申請は認められていないが、倉庫業法が末める施設基準を満たし、所管の建築審査課の見解確認書を提出すれば、倉庫業登録が行える。 この際の見解的認書の部試的存は任意で、押印等も求められておらず、そもそもこのような運用自体も自治体とに異なることから、対応です能な自治体もある。 、建築種と関した。対応です能な自治体もある。 、建築権認申請した際、倉庫として申請したが、自治体の判断で「倉庫業を営まない倉庫」とされる場合や、もともと自家用倉庫であった場合、いずれも同様の指導がなされる。 (事案2) 旅館業法の許可申請時の事前相談の場面で必ず「建築基準法上の問題はないか」の確認がなされる。 した、建築審査課の行なう審査は違反建築でないことが前提あり、実務上、不用意な返事をすることはない。(本来、建築土が計画したものは、適法であるはずという前提で、審査課はそれを確認するといる。また、本途「商業と工作」のは、建築土で計画と図面作成を依頼し、事前協議を代理してもう方法だがまるといる。また、本途「開建て程度であれれ」では、建築地では、大き、不能と可能と程度であれれる。また、本途「開建て程度であれれ」では、建築地では、対象的に法に本るもこといるかを証明するため壁体内の筋交いや接合などすべて確認することになり、現実的に不可能とも言える。	服就本務所	国土交通省		築基準法第6 、第7条	ご提案の機旨が、既存建築物(倉庫業を営まない倉庫として建築確認申請を行ったもの等)について、建築基準法への適合を確認することが困難である。という支障があるという内容として捉えた上で、下記の通り回答させていただきます。 建築基準法上は、旅館集、倉庫業の許可や登録において、建築基準法への適合を示すことを、でおけるではいないといか。、こうした手続において建築基準法への適合を示すための「適合面知 事」にあたらものを定めてはおりません。 下で対応 可能 まにあたらものを定めてはおりません。 での建築基準法に適合することを確認することができます。 また 既存建築物の対象等を予う際に、建築基準法への適合を確認することが必要となる場合があることから、既存建築物の法適合状況を可能な範囲で確認するための方法について「移査済起」のよい違条物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合材、沢調査のためのガイドライン」で示しています。	and Add

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		)提案内容に関する事実関係を確認する事項	提案	所管	所	所管省庁の検討結果		
受付番号	受付日	検討	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令等	対応()		推進会議に おける再検 討項目
281130068	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 3月31日	ライドシェアめの ラ現のため整 は 傷			国土交通省	自動車による旅客の運送については、安全の確保、利用者の保護等 の観点から、道路運送法上の事業許可等を得ることが求められていま 項、23条、25条、25条 ・具体的には、事業用自動車の使用、第二種免許の取得、日々の運 7条、78条、等 行管理・車両整備管理、保険加入等が義務付けられています。	対応不	○ 本提案では、ブラットフォーム側に新たに運行記録の保存や運転者リストの作成などの対応を求めるものとしておりますが、これらの措置は、運行管理や車両整備管理等について責任を負う主体を置いたものとは高えないと考えております。運行管理や車両整備管理等について責任を負う主体を置いたものとは高えないと考えております。運行管理や車両整備管理等について責任を負う主体を置い、自家用自の点検を行わせること等により、過労運転や技能を兼発を防ぎ、未然に事功を防止する対策が変を多り、未健業ではこうした対策が不十分であるそ考えております。 ○ 本提案は、ドライバー及びブラットフォームに保険加入を義務付け、事故時の被害者の損害をかパーするとしておりますが、これらの措置はブラットフォーム側に事故の当事者としての責任を負わせることな、単に事効発生的のドライバーの間信責社を保険でかが、一するとしてるものと考えられ、このような形では直接の理解を得られないと考えております。このような形では直接の理解を得られないと考えております。このような形では直接の理解を得られないと考えております。といるものと考えられ、このような形では直接の理解を得られないと考えております。ないまの連接を関係を関係しております。 ○ 自家用車を用いたライドンエアについては、ドイツ、フランス、イギリス(ロンドン市)、韓国等において禁止されております。例は、平成と19年の人の大きが関係について、ドライバーの地位や待遇が世界各地でまた。また、ブラットフォームとドライバーの関係について、ドライバーの地位や待遇が世界各地でまた。また、ブラットフォームとドライバーの関係について、ドライバーの地位や特遇が世界各地であると思い、最近では、最近である地域にも深刻な影響を与えることも懸念されます。 ○ 政が国の特に都市部においては、タクシーは供給過剰状態にあり、輸送サービスを追加する必要性に乏しい状況にあります。なお、バス・タクシー等が不十分である地域において、安全を確保しつつ地域住民の足として自家用車を活用する自身用者信運送制度が平成18年から実施されており、昨年6月には、国家歌略特区においてその連送の対象範囲を観光等にも拡大するための法改正が行われたと考えております。	t t
281130070	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 2月28日	実現			国土交通省	現在、タクシーを用いて貨物自動車運送事業を行うことはできないこと 貨物自動車運送 事業法	検討を定	ご提案のタクシーによる有償の貨物運送については、過疎地域等における物流の確保及び 運送事業者の生産性の向上の観点から有効であるものと考えます。 一方、タウシーについてはその性質上、利用者の通行先が事前に決まっていないことが多く、 ラクシー利用者の利便性を確保しつつ、同時に円滑な貨物輸送を確保することは、困難である ものと考えます。 このため、タウシー利用者の利便性の確保及び円滑え貨物輸送の確保のため、貨物自動車 運送事業法上の必要な手続きを経た上で、タクシーの空車時を活用してタウシーが一定荷量の 貨物を運送できるよう、まずは地域を限定して実証的に行う方向で検討してまいります。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ②:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うことされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再検討の			め、事務局な	が提案内容に関する事実関係を確認する事項			所管省庁の検討結果					
受付番号	受付日	所管省 庁への 検討	内閣府 での 回答取り	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管 官庁						
		要請日	まとめ日			土体	E/J	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目	
281202003	28年 12月2日	29年1月16日	29年 3月31日		旅館業、倉庫業等の許可や登録申請において施設基準が要件となる場合があるが、営業許可申請 窓口では建築基準法の適合性について確認するよう求められる「事業は後述する」。しかし、建築等 香援は建築基準法に基づ(確認申請書の受理や中間終金、完了検査を削損に建築基準法の適合性 番書することがら、このような起気やに関する適合性の判断については対かできないと同答される ことが多々ある。行政手続法上、他法令の不適合を理由に該当法令の申請を不許可はできないと考 えるが、一方で書業に重要な影響を設しませ業基準法に関しての消防法令に基づく適合通知書」 のような営業中申請終の指見とした証明・担保の仕組みを切望する。また自治体ごとに適用や基準 が異なる点も改善されれば尚良い。 (事業7)建築基準法に関しても帰えば旅館、興行場管業に関しての消防法令に基づく適合通知書」 のような営業中市申請を前提とした証明・担保の仕組みを切望する。また自治体ごとに適用や基準 が異なる点も改善されれば尚良い。 (事業7)建築基準法との「倉庫業を建まない倉庫」で確認申請がされている物件では、原則、倉庫業 登録の申請は認められていなが、倉庫業を対すめる施設基準を満に下の。対係不可能を自治体 未成られておらず、そもそもこのような運用し味も自治体でに異なることから、対係不可能な自治体 もある。※建築確認申請し上限り倉庫業を営またまりた場合、いてに異なることから、対係不可能な自治体 もある。※建築確認申請し上限り倉庫業を営む倉庫以上して申請したが、自治体の判断で「倉庫業を営 すない台庫」にされる場合やもともと自業用倉庫であった場合、いが、自治体の判断で「倉庫業を営 すない台庫」にされる場合やもともとも自業用倉庫であった場合、いが、自治体の判断で、倉庫業を制 事ない台庫」とされる場合やもともともの集集を営む倉庫以上て申請したが、自治体の利事がなされる。 「事という選集会を中心ともとしま、用意ない音楽を出まして申りがはない、の権認 がなされる。しかし、建築書を課の千万等をはまる建築でないことが前提にあり、実務上不用意な返 をすることはない、本来、建築上が計画したものもはまたのもは、事前は を行場してもらう方法だが、全ての責任を一局人なの必要とまたまる情報とも構造にもなり、記述を発起を表示 るかを証明するため、また、木造で不確認することになり、現実的に不可能とも言 える。	政書士 会連合	国土交通省	建築基準法においては、個々の建築物が法令の定める基準に適合して建築されるよう担保するために、建築工事の第二所、特定の工程に係る工事のデ党、全体工事の完了後のタイミングにおいて、建築物の規模等に応じて建築主事等がその建築物又はその計画の適法性を確認することとしている。	建築基準法第6条、第7条	現行制度 下可能	ご提案の趣旨が、既存建築物(倉庫業を営まない倉庫として建築確認申議を行ったもの等)にいて、建築基準法への適合を確認することが困難である、という支障があるという内容としてまた上で、下の通り個高させていたさます。 注土基準法上は、旅館業、倉庫薬の許可や登録において、建築基準法への適合を示すことを 薬がてはいないことか。。こうに手様において建築基準法への適合を示すための「適合通知 書にあたるものを定めてはおりません。 本と、建築等が建立した際に含了を参を受けた建築物については、検査済証により竣工時点 での建築基準法に適合することを確認することができます。 また、既存建築物の増か等を行う際に、建築基準法への適合を確することが必要となる 合があることか。既存建築物の活造合株況を可能な範囲で確認するための方法について「 室済証のない建築物に係る相定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のため のカイドライン」で示しています。	D	
281214008	28年 12月14日	29年1月16日	29年 6月30日	一乗者転た種得の業には、一乗者転に発送の東連に、一乗者転にを発送して、一乗者を表して、一乗者を表して、一乗者を表して、一乗者を表して、一乗者を表して、一乗者を表して、一乗者を表して、一乗者を表して、	【具体的内容】 事業用バス(旅客自動車運送事業)を運転するためには、大型自動車第二種免許(以下「大型第二 揮免許」というが必要である。その試験受験資格は、「21歳以上」「普通的許等の通算保有期間が3 年以上「である。これを、定規模の車両も数を保有する寿命/バス集業を一般乗合旅客自動車運 送事業者)が採用した運転士で、1年間の所定研修を受けた者に対しては、受験資格を「9歳以上」 「普通免許等の通算保有期間を1年以上」に報刊する。ただし、取得後二年間は、一般乗合バス(高 速バスを除く集合バス)の運転のみ可能とする限定免許とする。 「提案理由」 人口構造の変化を主因としてバス業界では運転士の不足が経営上の最大の課題となっている。生産 年齢入口が買に減少する環境下において運転士を安定的に確保するためには、事業者の募集・採 用努力だけでは限界がある。特に、若年層の確保という点で、高校화年者(18歳)は上記の大型第二 程免許の受験資格を満たさないから、人社後観色3年間に運転士以外の職程に従事せるを参博す、 職業選択の妨げとなっている。他の業界・業種との人材獲得競争においても不利といえるため、本件 を提案するものである。尚、受験資格の機用によって交通事故の増加を懸ちする意見が出ること が予想されるが、一定規模以上の事業者は、法定の安全管理・労務管理を徹底し、運転士の研修・ 育成体制を多ている。かつ、免許取得後の一定期間を、重大な事故発生の可能性が低いローカル の路線バスに限定することで対処する。	株式会 会のル リボィン イ ス		21歳以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除	<ul> <li>道路交通法施行令(昭和35年 政令第270号)第</li> </ul>	・ 検討に着 手	第二種免許の受験資格については、本年6月9日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「第二種連転免許受験資格の年齢受性の根拠の更なる適正分析が必要である。少う化等を背景に適転年不足が深刻化する中、年齢要件に「根例の特別措置がないたの若年間が落き自動車運送事業の運転平への志望をしつらい状況にあるとの指摘に加え、自動車技術派者民 安全性保険の観点等を踏まえ、「建成上を受資権の受性とする機能についてより運転、安全性保険の関係を診察する、実施であるともに、その結果に基づき、旅客自動車運送事業の安全体保を所すなう事業所管官庁、事業者等の旅客自動車運送事業の実施や交流を重要があ知見を有する関係者が幅広ぐ参画する検討の場を設置し、21歳以上という第二種運免免許受験者の年齢の適合や、現行制度が年齢を存む程としている運転としての資質等について、事業者による安全担保措置を含め、研修や他の方法で補完するこの適合等第二種運転免許的機合今後の在り方を総合的に検討する。」(平成29年検討開始、結節を得次第速やかに措置)とされたところです。  警察庁としては、この内容に従って対応してまいります。	を の 元 で の 重	
290111011	29年 1月11日	29年1月31日	29年 4月28日		生産緑地法第10条に生産緑地の買い取りの申出が定められております。同条後段において、「当該生産緑地が他人の権利の目的となっているときは、第十二条第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通過の発送を失して当該権料を消滅させる目の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。」と定められ、ここにおける"他人の権利の目的"について、国土交通省は「生産地法の成正と産地投列側19日 中1刊行、提修名館市局都市計画課・公園接地注窓修びと適用ー生産結婚法の成正と産地投列側19日 中1刊行、提修名館市局都市計画課・公園接地注窓修び書籍の中で送電地役権者を含むと書いてあることを理由に地方自治体に対しても同様の取り扱いとすることを方なています。しかしながら、送電会社は送電地役権を一度設定すると解除することを想由しておらず、生産緑地法学10条後段に定める書面の作成をしていません。なぜなら新たな送電鉄塔などの建設と真大な子算と時間を責やすものであることが自まがからです。その結果として生産緑地法に定める運動のではできず土地所有まに過太な負担を強いる結果となっています。一方で、送電地役権はその高い公共性から土地収用法の対象となっております(第三条17号)また通商業者は「金銭額の建設等」に関しては、他の土地等の一時的な利用が必要となることがあるため、土地収用法以外にも電気事業の公益性に膨み、電気事業法その他の側別法において、各種の大事業特権と指定しています。さらに、1919年当時と残なり国有財産法・地方自治法が収定でれるよりませいである土地に地上権・地役権を設定することが可能となっていまり、送電地役権投定がされている土地でも行政財産とすることが可能となっていま。	個人	国土交通省	生産緑地の所有者は、生産緑地として告示された日から30年が軽過したとき、又は農林漁業の主たる体事者が死亡等の理由により農林漁業の主たる体事者が死亡等は、市町村長に対し、当該生産緑地の買助りを申止めるこかできます。この場合において、当該を財を消滅させる旨地が他人の権利の目的となっているときは、当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならないとされています。	生産緑地法第10条	現行制度下で対応可能	生底総地法第10条においては、他人の権利の目的となっている生産線地について、買い取る 資の通知書の発送を条件として、当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を済 付いなければならないと規定されております。 これは、生産製地の買取り申出があった場合に、当該土地に所有権以外の権利が存在する 合には、土地の所有権帰属後の権利関係が複雑化、生産製地の管理に支障を及ぼすことが 予想されるため、このような支限を排除するため設けているとこの管理 であっても、事前 当該地役権を有する者との十分な調整が行われ、買かり後の権利関係の複料のと地の管理 理への支障が生じないことが確保される場合には、市町村長の判断により、買取り申出が可 となるものと考えております。	<b>湯</b> 易	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

W (1 W D	受付日	所管省庁への	内閣府での	サカルバ	提案の具体的内容等 提案 主体	所管	所管省庁の検討結果				
受付番号	受何日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項		官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目
290119003	29年 1月19日	29年 1月31日	29年 4月28日	戸油性生宅にしため ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	C9 のこ。 ホテル・旅館への用途変更を不要とする対応ができない場合、上記(1)の想定事例に係る戸建住 宅については、建築基準法上のホテル・旅館に係る次の規制を戸建住宅と同様の基準に緩和するこ	国土文	建築基準法においては、建築物の用途に応じて、防火上、避難上等の 支障がないように最低限の基準を求めているところです。旅館業を営 む宿泊施設等については、建築基準法の用途は、原則として旅館・ホ テルとしています。	1. 建築基準法等 36条,建築基準法等 36条,建築等第14 条 2. 建築建築基準 35条,社等等128 条 2. 建築建等等128 第28 第28 第28 第28 第28 第28 第28 第28 第28 第	1.~3.現 行制度応 能 4.検討を 予定	建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであるため、規制の録知は、技術的な検討を行い、代替措置の安全性を十分に確かめる必要があります。用途については、防火避難上の安全性や市街地環境の保全の製品から分類されており、利用実態から判断されます。任年には特定少数の居住の用にあることから、同じ用途として取り扱うことはできません。 1. ~3. 防火上主要な間仕切壁や排煙設備、内装制限などの規定については、防火上・建発に関係が定められているため、ホテル・旅館において戸建住宅と同様の規定を適用することは困難です。なお、これらについては、これまで全性に関しまめため、指令がありまを地できたものについては順次を増してきており、規模の大きなものを除けば、運動型住宅用防災警報器等の設置などの代替措置によって、用途変更することも既に可能です。また、個別に避難な全検証の実施により安全性を確認することもできます。 4. 屋内閣院の寸法については、今後、技術的検証をもとに、一定の要件(規模や追加の安全性制度においては、今後、技術的検証をもとに、一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした階段においては、今後、技術的検証をとした。一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした階段においては、寸法の基準を緩和できるよう、平成29年度に告示の改工を検討しています。	Δ

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  ◎:各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うことされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再検討の	安合を判所管省	内閣府	め、事務局が	<b>「提案内容に関する事実関係を確認する事項</b>				所管省庁	の検討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状 該当法令	対応分		_推進会議に おける再検 討項目
290119004	29年 1月19日	29年 1月31日	29年 4月28日	戸泊注建設を 戸泊にする緩準に をとした和 はできる は変計する に変計する での での での での での での での での での での	(提案目的)  訪日観光客が増加し、宿泊施設の不足が課題となる中、伝統的な日本家屋を改修した宿泊施設が観光客から人気を集めている。一方、全国各地では、空き家が増加し、生活環境、防災、防犯の観点から八風を生みでいる。一方、全国各地では、空き家が増加し、生活環境、防災、防犯の観点について、長川に対する規制の内容・程度との第46第2、早急に検討することしている。建築基準法の取扱いを見直し、空き家の戸建住宅の宿泊施設への利用を拡大することにより、観光客の身体な宿泊二一ズに対応するとともに、宿泊施設不足の解消、空き家の有効活用を促進するため、次のとおり提案する。  【提案内容】  戸建性宅を宿泊施設として旅館業を営む際は、次の利用が想定されることから、建築基準法の規制を戸建性主と同様の規制に緩和すること。 (1) 想定事例  1. 宿泊施設の利用形態が家族や友人などの特定の1グループ  2. 10人以下など少人数への1模質  3. 住宅の規模が2階以下かつ300平方メートル未満  (2) 建築基準法の取扱い  上記(1)の場合、住宅にみなして建築基準法を適用すること。 住宅とみなして建築基準法を適用できない場合、戸建住宅からホテル・旅館への用途変更の確認申請にこいて、現行100平方メートルから300平方メートルに緩和するとともに、旅館業法の許可申請時に提出される申請書(図面等を含む)により法令審査を行うこととし、手続きと提出書類の簡素化を図ること。  [懸念される課題]  用途変更の申請においては、設計図等の提出が求められており、事業者に手続き上の負担が生じている。また、用途変更の許加いでよっトルを超える空き家が利用されず、宿泊施設不足や空き家問題に対する取組が進まない。  [民間事業者の声]  戸建性宅を活用した宿泊施設を運営する事業者等へヒアリング調査を行った結果、建築基準法の規制を提和する本集提案に質同し、次の要望をいただいている。 (例)  ・機能や中山間地域において、延べ床面積が100平方メートル以下の伝統的な日本家屋等は皆無である。・なぜ、100平方メートルを超える建築物から用途変更の手続きが必要なのか、など	広島県	国土交通省	建築基準法第87条の規定により、建築主は、建築物の用途を変更して第6条第1項第一号の特殊建築物(ホテル含む)のいずれかとする場 建築基準法分合は、建築主が用途変更を必要整物の計画に係る確認の申請書を提 出して建築主事等の確認を受けなければならないこととしています。	587 対応ス	建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであり、一定の規模以上の特殊建築物(不特定多数の利用者が見込まれるもので、防火避難安全上の配金を受けるという。 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	
290119005	29年 1月19日	29年 1月31日	29年 4月28日	戸建住宅を宿 泊施設として 活用するため の規制緩和 (建築制限の ある用途地域	【提案目的】  防日観光客が増加し、宿泊施設の不足が課題となる中、伝統的な日本家屋を改修した宿泊施設が観光客から人気を集めている。一方、全国各地では、空き家が増加し、生活環境、防災、防犯の観点から問題だなている。 国では、規制改革実施計画(H28.6.2 間離決定)において、ホテル・旅館に対する規制の見直していている。とは、規制改革実施計画(H28.6.2 間間は、規制改革実施計画とは、空き家の戸建住宅の宿泊施設・の利用を拡大することにいる。建築基準法の取扱いを見直し、空き家の戸建住宅の宿泊施設・の利用を拡大することにいる。建築基準法の取扱いを見直し、空き家の戸建住宅の宿泊施設・の利用を拡大することにより、観光客の身体な宿泊に大きであった。大変のとおり提案する。 「提案の事】  「提案の事】  「理算をでいるとともに、宿泊施設不足の解消、空き家の有効活用を促進するため、次のとおり提案する。 「提案の事】  「理算を持ているとともに、宿泊施設不足の解消、空き家の有効活用を促進するため、次のとおり提案するととして、宿泊施設不足の解消、空き家の有効活用を促進するため、次のとおり提案することに、「規定事例」  「担保事例」  「担保事例」  「相保事例」  「相保事例」  「担保事件」  「相保事例」  「知保事件」  「自保事件」  「知保事件」  「記述する「記述する」  「記述する」  「記	広島県	国土交通省	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための 制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物 の程限や規模が定められています。そのため、ホテル・路間について は、良好な住居の環境を保護することを目的とする住居専用地域については、原以上で立地することはできません。ただし、以下の場合に は、当該用途地域でホテル・旅館を建築することが可能です。 特定行政庁が、市街地における環境を害するおそれがない等と認め て許可した場合 ・特別用途地域であります。 特別用途地域で地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規 制の提和を定めた場合 ・地か月の銀和を定めた場合・ ・地が用の動向を勘案し、土地利用計画の実現を 図るため適切な用途地域へ変更する場合	548 現行報 下で対 可能		45.55

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での	57、辛切内5	也安小目仕幼山空笙	提案	所管	所管省庁の検討結果					
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	推進会議に おける再検 討項目	
290217002	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	車検度・動制車を発売している。 車検度・というでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	【提案の具体的内容】  車検合格の要件として、次回の車検までの間、容器の検査期限が確保されていることを合格要件とする適用をしていただくともに、充填時に車載容器総括証票等の確認を不要としていただきたい。 【接楽理由】 「下心・車教容器に水素を充填する場合、高圧ガス保安法しの検査を合格している容器以外に充填することは業じられており、容器が高圧ガス保安法の検査に合格していることを表す車載容器総括証票を必定と微発検査の日立い場では付されていると確認して発覚しなければならない。一方、整備されていない車両(単株)に合格していない等の車両)の公道走行は禁止されていることから、公道を走行する車は高圧ガス保安法し基づく容器検査の有効期限内であれている。両は高圧ガス保安法しは多合名としている車段と言える。しかしながら、現行の車様では車検時に高圧ガス保安法に基づく容器検査の有効期限内であれば、仮に車検の有効期間に容と表すれていることをは合格とを表するとは、対象を対象を有数を含め、大きないでは、現代の車様では車検時に高圧ガス保安法ともできるる。しかしながら、現行の車様では車検時に高圧ガス保安法とさくできを検査の検査を含め、対象に下ので車検書での効期間に下の・車板等を含め検査をの有効期間に不いか生とも可能していることをは合格の変件とすることによりが言をしていただきたい。そして、大国のの事様までの一方で記を不要としていただきたい。そして、上記運用が広された場合、公道を走行する車両は常に乗りが成まれていることになるため、水素スタンドにおける証票等の確認を不要としていただされより、企業を走行する事面が高圧ガス保安法との検査を合格していることになる。そこで、水素スタンドにおいて公道を走行してきたでいて、売填する際には、容器制度の確認をあることになる。そこで、水素スタンドにおいて公道を走行してきたでいて、売填する際には、容器制度の確認をですまませい。	FCCJ (燃光推議 (燃光推議会)	経済産 業当土省 通	車検は、運輸支局や指定整備工場(いわゆる民間車検場)等で受検することとなっており、容器再検査は、容器検査所で受検することとなっております。 また、車検においては、圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置について、ガス容器検査または再検査に合格した高圧ガス容器を備えることを合格更化としています。 例えば車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定(平成十二年外接名告示策回亡号)に基づ世界登録院に記載された世界技術規則(以下単に「世界技術規則)という。)に適合する燃料電池自動車燃料装置容器の容器再検査の時期(こいでは、連検証の最長有効期間(初回は3年、2回目以降は2年)を配慮して、初回は4年1月以内、2回目以降は2年3月以入と10日以降は2年3月以入2回目以降は2年3月以入2回目以降は2年3月以入2回目以降は2年3月以入2回目以降は2年3月以入1日以下は1年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3	道路運送車両2条法第02条法第60条条 第62条法第62条法第62条法第62条条 74 5		水素スタンドの充填者による車載容器総括証票の確認については、充填可能期限切れ容器の充填による大事故の可能性があり、充填者と公共の安全を担保するために必要不可欠な対定であり、充填時に充填可能期限切れ容器ではかいことを確認することは重要です。 25万台以上普及しているLPG-CNG自動車でも、充填者による標章等の確認を行っており、確認をすることはコスト増になる手間とは考えられません。 で要望について検討を行うためには、単検されの車両や法令上車検が不更な車両がある中で、どのように安全を担保するのか、当該思念を踏まえても、車車等部終括証票を指定する手間と省等を含めたといった点について、群人に設明いただ必要があります。安全性に関する十分な記明があった場合には検討を開始することが可能です。 また 別述のとおり充填的には車載容器総括証票の確認が必要であるため、車検時にFOV車款部器の経金削限が次回車検まで確保されていることまで求めることは、不要と考えます。なお、例えば世界技術規則に適合する燃料電池自動車燃料装置容器の容器再検査の時期については、車検証の最長有効期間を考慮して、初回は4年1月以内、2回目以降は2年3月以口と規定した対し、G期間内であれば、前倒して受けることが可能です。したがって、同時期に両検査を受検することが可能です。	(i)	
290217011	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	水素スタンド設備の無人運転の許容	【提案の具体的内容】 水素スタンドの無、運転(遠隔監視等による)を可能としていただきたい。 【提案理由】 水素スタンドにおいては、1日3回以上の日常点検や温度・圧力監視等の運転管理を行うため、保安監督者の身または、保安監督者の監督の下で従業員が常駐している。 一方、海外では既に、遠隔監視により水素スタンドの運転を集中監視し、充塡はドライバーが行うことで、無人のスタンド運営が可能となっている。 日常点検や運転管理は、ガス検知器、温度・圧力伝送器、画像等を用いるとともに、定期的な巡回等を行うことでは、常駐は不更と考えられる。 そで、保安監督者の兼任による保安状況の実績や技術の進展を踏まえて、遠隔監視等による無人での運転を可能とする。 なお、無人運転を行う水業スタンドにおいても、現状の7条の3と同様に、建築基準法に関しては不分な水業を保有できることや商業地域等に建設できること、都市計画法に関しては市街化調整区域への設置が可能であること、消防法に関しては現状と同じくガソリンスタンドの併設が可能であることを確認いただきたい。	FCCJ (燃料用進金) (基本)	総経業国通 務済省土省 で	【総務省】 従来の水素スタンドは、高圧ガス保安法令において技術基準が定められており、これを踏まえ、消防法令において給油取扱所に併設する場合の技術基準が定められている。 【経済産業者】 水素スタンドでは、保安競括者または保安監督者を選任し、その製造に係る保安について監督をさせなければならないとされてます。 処理能力が8万所未満(通常の水素スタンドの規模レベル)の場合は、保安監督者のみで可。 保安監督者のみで可。 保安監督者は、不在時には連絡体制を確立することが必要です。 水素スタンドでは1日3回の点検をおこなうこととされています。 (国土交通省) (国土交通省) (重土交通公長のではありません。 〈都計劃画法〉 市街化調整区域に立地することが許容されているもの(都市計画法 第34条各号に規定する立地基準)のうち、主として市街化調整区域に 足しての給資所等(第9号)については、一般高圧ガス保安規則の技術 基準を満たしている本衆スタンドも含むものとして取り扱っており、この ことについた関発計可制度運用計計に明むるして取り扱っており、この ことについた関発計可制度運用計計に明むされています。 すなわち、高圧ガス保安設に基づき認められている水素スタンドは、 市街化調整区域に立地可能としています。	【総務省】 危険物の規制に17 危険物の規制に17 危険物の規制第27 等策約の規則第27 経済を3項規則第27 長経済を3項規則第27 長経済を3年 を実現立業を1 建築基市計引第4 条都第4 条都第4 第5 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6	そ 経業を 【通現下可能 の 済】他 交 度応	【総務省】 総油取扱所の安全性の確保が大前提であり、甚大な被害の発生が想定されるガソリン等危 総油取扱所の安全性の確保が大前提であり、甚大な被害の発生が想定されるガソリン等危 防険外火災と水素ガス火災による積金災害を防ぐ必要がある。 高圧ガス保安法令において、「無人運転を行う水業スタンド」の技術基準が定められてはじめ て、このような競点から併設可能が検討に着手できるため、現段階では判断できない。 【経済産業省】 等故や災害が発生した場合の対応の必要性を考えると、最低限の人数は必要であると考えて にます。 ご要望について検討を行うためには、遠隔監視等による無人運転を行った場合の安全確保の 元数の保安体制のあり方について、詳細にご説明頂(必要があります。 なお、セルフ港が方式のガリンスタンドにおいても、無人の営業は認められておりません。 安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	©	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ.	所管省 内閣府	以、争伤问が	<b>「提案内容に関する事実関係を確認する事項</b>	All reto		所管省庁の検討結果						
受付番号	受付日	検討	回答取り	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体		制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	_推進会議に おける再検 討項目
290217029	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 5月31日	FCV/CNG車 Cに関する に関する経産省 者またがる事合理 手化	[提案の具体的内容] FCOV(特にUNR関係)の申請窓口を一本化していただきたい。 さらに、車載容器については車輌部品の一つの位置づけとして取り扱えるよう検討していただきたい。 さらに、車載容器については車輌部品の一つの位置づけとして取り扱えるよう検討していただきたい。 FCOV_CONG車など高圧容器を車載した車両においては、車両と容器の申請、管轄が国交省と経産省に分かれているために、以下のような課題がある。今後FCVを大量導入していくにあたり、自動車に関する申録の窓口の一本化など、事務手続きの合理化を求めるとされ、「再来的には、容器は経産省、車両は国交省管轄となっている管轄の一本化について、検討していただきたい。 自動車に関する申請の窓口の一本化など、事務手続きの合理化(高法) 申請の窓口の一本化としては、平成25年度の規制改革実施計画(平成25年6月14日間議決定) 申請の窓口の一本作としては、平成25年度の規制改革実施計画(平成25年6月14日間議決定) 申請の窓口の一本体ととでは、平成25年度の規制改革実施計画(年成25年6月14日間議決定) 中語の窓口の一本化との代表では、中語する必要があるなど、認可当局が複数によから不便性がある。また状象の国内法でも再報から水東が高減した場合、高圧力入程度なでの事故の限数した場合を対象の限数した遺跡で送車両法の機構が同でもでは、中語する必要があるなど、認可当局が複数によからでの事務手続きの合理化の規点から(特にUNR関係については)申請窓口の一本化をお願いたいての事務手続きの合理化の規点から(特にUNR関係については)申請窓口の一本化をお願いたいて、検討していただきないの事務手続きの音楽は登場の事情によってはよれて私変に表していただきまで、今後WVTAにより事再全体の一括認証の仕組みを進める場合、FCO/CNQ車については国交省と経産省の両省庁により事務がある。そのため単載音器については車輌部品の一つの位置づけとして取り扱えるよう検討していただきまし、車両と容器の法定点検(車検や容器再検査等)も両省にまたがり、有効期限が同期しないケースもある。	FCCJ 燃料電料 地実和 地 生 統 議 全 )	経業国通 産 交	FOVICOLYで、自動車の認証等については、自動車の安全性の確保 及び公常の防止その他の環境の保全を図る組成から遠路運送車両法 (解和20年3年後等185号)に基づき面土交通者が、高田がス実際の認 証等については、高圧ガスによる選書を防止する観点から高圧ガス保 安法(昭和20年3年達律第20号)に基づき設定産業者が、それ不好を でおり、各注律の目的に則した事務手続等を行っているところです。 また、FOVの高圧ガス容器・旧財する技術基準については、遠路運送 車両法体系においては高圧ガス保安法体系の基準を1用することにより 上手の保護しならないようけでいるけるの基準を1用することによ 技術系においては高圧ガス保安は体系の基準を1用することによ を対しているはあいます。 上手の保護しならないようけでいるけるの基準を1用することに表現 がある等数が国の指数を1分であります。 大手の収益は現代である。 規則にかなくい当該基準の制度でに係る作業部をの職長を目すが に、基準の対象と可能とすることの「国土交通と経済集業者が等に接 に連携が多なが、一部大学の「国土交通」と使用業業者が等に接 に連携が多なが、にからを観察を音が高圧 運送単同法第の2条に定める継続検査を配慮して、初回は4年1月、経 運送単同法第の2条に定める継続検査を配慮して、初回は4年1月、経 運送単同法第の2条に定める継続検査を配慮して、初回は4年1月、経 建性等数4年1月を超えるものについては2年3月と規定しており、この期間内であれば、前側しで受けることを可能とし、同時期に同検査を実施 することが可能となるようにしています。	高圧ガス保安 法、容器則	その他	②FOVの高圧ガス容器に係る窓口の一本化については、FOVに関する事務手続のあり方について、事業者の負担等の観点から検討を開始します。②FOVの高圧ガス容器に係る管轄の一本化については、・現在においても、FOVに係る国際的な相互系図の進め方に関し我が国が主導的な役割を担う、・現在上交通を抵済産業者は密接に連携して対応していること・・車両上高圧が不管部の法定点検控所を持ち、上の「報告制度設計としていること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	©
290315002	29年 3月15日	29年 3月21日	29年 4月28日	個人所有する レジャポー ドン対して 検査制度につ いて問題提起 いて問題提起	個人が所有する小型レジャーボートに航海灯(輸入品)の設置を予定しており、必要な検査について日本小型船舶検査機構(UCI)のホームペーン質問が盗答内容を確認いたしましたところ、環境試験を受験するの航海灯メーカーから環境は験終果(データ)を入上したのを受験者をの高がメーカーから環境は験終果(データ)を入上したのを受験が要なの場合性が確認された。以びは非数・経力で変換を必要なかりますが、検査機関を個人で手配し利用する事が出来ないと返答されました。また試験データの入手について、今般取り付けを予定しておりますメーカーの人子について、今般取り付けを予定しておりますメーカーの人子について、今般取り付けを予定しておりますメーカーの民間の角標について質問した結果、人口と確認したところ提供されたデータがなかった事から、JCIに再度連絡しデータの提供ができると力の人手について、今般取り付けを予定しておりますメーカー(ATTWOOD) PERKO(2社のホームペーンを確認したところ提供されたデータがなかった事から、JCIに再度連絡しデータの提果、JCIL本部では認識がないと返答されました。のように、ホームページでは認力に対象が気いと返答されております。このように、ホームページでは緑入航海灯は設置ができると説明されているにもかかわらず、電話メールでは、JCID自ら設置が出来ないと返答されております。とないました。JCI本部へ確認した結果、平成15年~平成26年では約り程振4のの自合検実積があると返答されております。しかし、平成26年以降は航海灯の基準では上に少いな事ができております。しかし、平成26年以降は航海灯の基準でに伴い、前述の環境試験の矛値検査機器を使用して実施されておりません。といり下の項目について法律上の定めがあるかについて確認していただきまして、多大な個人負担が必要とされる検査制度のあり方について問題提起顧います。 1.輸入船灯(JCI検定外品及び自作品)を取り付けする為に環境試験の受験が必須とされている事と環境試験の費用(高額予測)を受験者を個人)負担させる事光過去は固合収200円 自力約5000円でいこに本部で検索要積有改正後も同じ料金数定で、環境試験費用を個人負担 + 配光試験(過去と同社会) 問題提起・改定後も同料金で配光試験のみいらにで実施される理由は?3、3受験者に対して、環境試験費用を個人負担 + 配光試験(過去と同社会) 問題提起・改定後中に料金を同光試験のみらごに変施される理由は?3、3受験者に対して、環境試験費用を個人負担 + 配光試験(過去と同社会) 問題提起・改定後年の開発を配見対象を記述して、環境試験費用を個人負担 + 配光試験(過去と同社会) 問題提起・改定後年の開発を配入負担 + 配光試験(過去と同社会) 問題接起・改定後年の利益を配入りませいる場合に対して、環境試験費用を個人負担 + 配法試験(過去と同社会) 問題提起・改定後年の対しませいる場合は対しませいる場合に対しませいる場合は対しませいる。	個人	国主交	船舶は船舶安全法に基づいて船舶検査(第5条)を受検することを要しますが、船舶に搭載される船用品については、おもに予備検査(第6条 第3項)、型式系認(第6条の4)によって、基準適合性を確認しています。 予備検査、型式系認は船舶が特定される前であっても、事前に所定の 要件に対する基準適合性を確認できる制度です。 国内外を問わず、製造事業者は本制度を利用して基準適合性を確認しています。 個別にお問合せを頂き2月8日付でご回答し、その後も様々ご説明して いるとおり、船灯の技術基準については、船舶安全法第2条により、船 制設債規程第146条の4、航海用具の基準を定める告示第2条に定 められています。 会議(MSC83)により決められた試験方法を平成21年に取り入れて、平成26年から実施されています。	船舶安全法施 船舶安全法施 規規削等 規則等型 型 規 規則 機規 機関 機関 機関 機関 機関 機関 機関 機関 機関 機関 を を を を を	現行制度 下で対応 可能	小型船舶に対する船舶検査を実施する小型船舶検査機構(JCI)と船舶所有者の間で技術基準への適合性の確認方法について、調整中であると承知しています。	Δ